

盛にして入場牛馬實に一萬五六千頭より一萬七八千頭に及ぶといふ。

尾道家畜市場

明治十二年武田松之助なるもの二三同志と謀り尾道市外三軒家に市場を設けしを以て始めとす、當時は一、三、五、十一の四ヶ月に各三日間つゝ開催することゝしたるに來集するもの僅に數十頭に過ぎざりき、後次第に隆盛に趣きしが十七年頃は頗る悲境に陥りたり、是に於て毎月一回三日間づゝ開市することゝせしに入場者次第に増加し稍發達の氣運に向へり、其の次に發展せしは山陽鐵道開通後にて東京、神戸向の生牛を汽車にて搬出するもの多く市場俄に隆盛となり、兵庫、岡山、愛媛、香川、和歌山、滋賀等の諸縣より參集するものあるに至れり、明治卅四年松之助の相續人武田竹次郎他の三人のものと合同し、御調牛馬市場問屋合名會社なるものを設立せしも間もなく解散せり、明治四十一年舊市場は衛生上有害と認められしを以て平田松太郎外二人は吉和村に尾道常設家畜市場を組織し、武田竹次郎は栗原村若宮町に御調常設家畜市場を設け互に競争せしが大正元年に至り合同して尾道家畜株式會社を吉和村新濱に設立し、爾來順調に發達をなし今は一ヶ年入場牛四萬六百八十九頭、馬二百九十四頭を算するに至れり。

蠶業

備後地方の養蠶は明治初年福山地方に於て其有利なることを認められ、漸次各地に傳播したるもの如し、本郡に於ては向島西村神宮寺住職龜山到源明治八年福山より蠶種を購入し飼養したるに始まり、十一年頃より二三の人々試養したるも猶遅々として振はず、又北部にては明治十七年河内村にて川井讓等の養蠶せしに始まるといふ、明治二十二年三原町に養蠶傳習所を開設し、福島縣人を講師とし實地に技術を傳習せしことあり、本縣にては明治二十一年興産義會なるものを起し、本郡にては西野丸河南の兩村に桑苗圃を設け桑苗の増給に努力したり、猶三十八年には深田村に四十一年には向島西村に廣島縣蠶業講習所を開設したり、次で本郡は蠶業講習所を四十四年大正二年の二回河内村、三年菅野村、六年美郷村、七年三原町、八年深田村、九年大濱村に開設して斯業振興に努めたり。

明治四十四年より郡に専任技術員を置き獎勵の任に當らしめ、郡農會にては同三十九年より桑苗圃設置、蠶業講習所入所獎勵、蠶病消毒設置補助、乾燥器補助等之が振興に努め、稚蠶共同飼育に付ては三十四年より縣費にて獎勵し、四十三年よりは郡費にて繼續獎勵せり、大正十年御調郡養蠶同業組合を設立し郡費は之を補助せり。

又大正九年二月養蠶家を株主とせる尾道繭市場株式會社を組織し、繭の取引及乾繭事業を始めたるも收支償はず同十二年養蠶同業組合之を賃借し經營せるに相當の効果を挙げ、一日出荷三千貫に及ぶことありて將來有望の市場たらん、猶同組合は山中村に於て蠶種の製造をなし價格の調節を圖れり、本年度組合の經費二萬五千圓四名の専任技術員一名の囑託技術員ありて指導獎勵に努めつゝあり。

最近三ヶ年の蠶業統計次の如し。

年次	戸数	桑園反別	掃立枚数	産繭額	價格	單價
大正十年	三、〇三一	五〇八、〇	三一、八七七	一三〇、四四〇	八七四、五八一	六七〇
同十一年	二、七三〇	五〇一、二	二九、九三四	一一八、二四五	一、一七四、七二一	九八〇
同十二年	二、七九九	五一五、七	三一、二六七	一四〇、一六九	一、三九五、八七〇	九九五

米相場

慶長以來古文書に現はれたる米相場左の如し。

年次	戸数	桑園反別	掃立枚数	産繭額	價格	單價
慶長一二	紀州米壹石	二〇、〇六	元和	元	二一、〇〇	
同十四	同	一九、〇〇	寛永	元	二五、五〇	
同十六	同	一八、八〇	正保	元	三二、五〇	
同十七	備中賀陽米	一七、〇〇	承應	元	四四、五〇	
同十八	紀州米	一六、六〇	明暦	元	三五、〇〇	
同十九	同	一九、五〇	萬治	元	五二、〇〇	
元和	同	二四、〇〇	寛文	元	四三、〇〇	
同三	同	二五、〇〇			六一、〇〇	
同二	同	二〇、〇〇			五〇、〇〇	
同三	同	二〇、〇〇			七六、〇〇	

年次	戸数	桑園反別	掃立枚数	産繭額	價格	單價
寛文二	同	五〇、〇〇	元祿	元	七二、〇〇	
同三	同	五二、〇〇	同	元	六三、〇〇	
同四	同	六九、〇〇	同	元	六九、〇〇	
同五	同	五七、〇〇	同	元	八〇、〇〇	
同六	同	六一、〇〇	同	元	七二、〇〇	
同七	同	五五、五〇	同	元	七八、〇〇	
同八	同	七六、〇〇	同	元	八四、〇〇	
同九	同	七六、〇〇	同	元	六七、〇〇	
同〇	同	五七、〇〇	同	元	六九、〇〇	
延寶二	同	六〇、〇〇	同	元	八六、〇〇	
同三	同	六六、〇〇	同	元	八二、〇〇	
同四	同	七五、〇〇	同	元	八三、〇〇	
同五	同	五五、〇〇	同	元	八〇、〇〇	
同六	同	五三、〇〇	同	元	六四、〇〇	
同七	同	四八、〇〇	同	元	七一、〇〇	
同八	同	六五、〇〇	同	元	八九、〇〇	
天和二	同	六九、〇〇	同	元	一一九、〇〇	
同三	同	七〇、〇〇	同	元	一一六、〇〇	
同四	同	四四、五〇	同	元	一一五、〇〇	
同五	同	五三、〇〇	同	元	一一四、〇〇	
同六	同	四八、〇〇	同	元	一一三、〇〇	
同七	同	五〇、〇〇	同	元	一一二、〇〇	
同八	同	四八、〇〇	同	元	一一一、〇〇	
同九	同	五〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同〇	同	五〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	

年次	戸数	桑園反別	掃立枚数	産繭額	價格	單價
元祿九	同	七二、〇〇	元祿	元	一一九、〇〇	
同〇	同	六三、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同二	同	六九、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同三	同	八〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同四	同	七二、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同五	同	七八、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同六	同	八四、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同七	同	六七、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同八	同	六九、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同九	同	八六、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
寶永二	同	八二、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同三	同	八三、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同四	同	八〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同五	同	六四、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同六	同	七一、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同七	同	八九、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同八	同	一一九、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同九	同	一一六、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同〇	同	一一五、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
正徳二	同	一一四、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同三	同	一一三、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同四	同	一一二、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同五	同	一一一、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同六	同	一一〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同七	同	一一〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同八	同	一一〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同九	同	一一〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	
同〇	同	一一〇、〇〇	同	元	一一〇、〇〇	

(當年より新銀の値段)

一四九

御調郡誌

享保

五、六、七、八、九、〇 同

四八、〇〇

安永

七、八、九、〇

同

一五〇

安永

五、〇、九、八、七、六、五 同

六六、〇〇

天保

一〇、七、五、三、九

同

三二〇、〇〇

天明

三、九、八

同

六五、〇〇

九三、〇〇

九五、〇〇

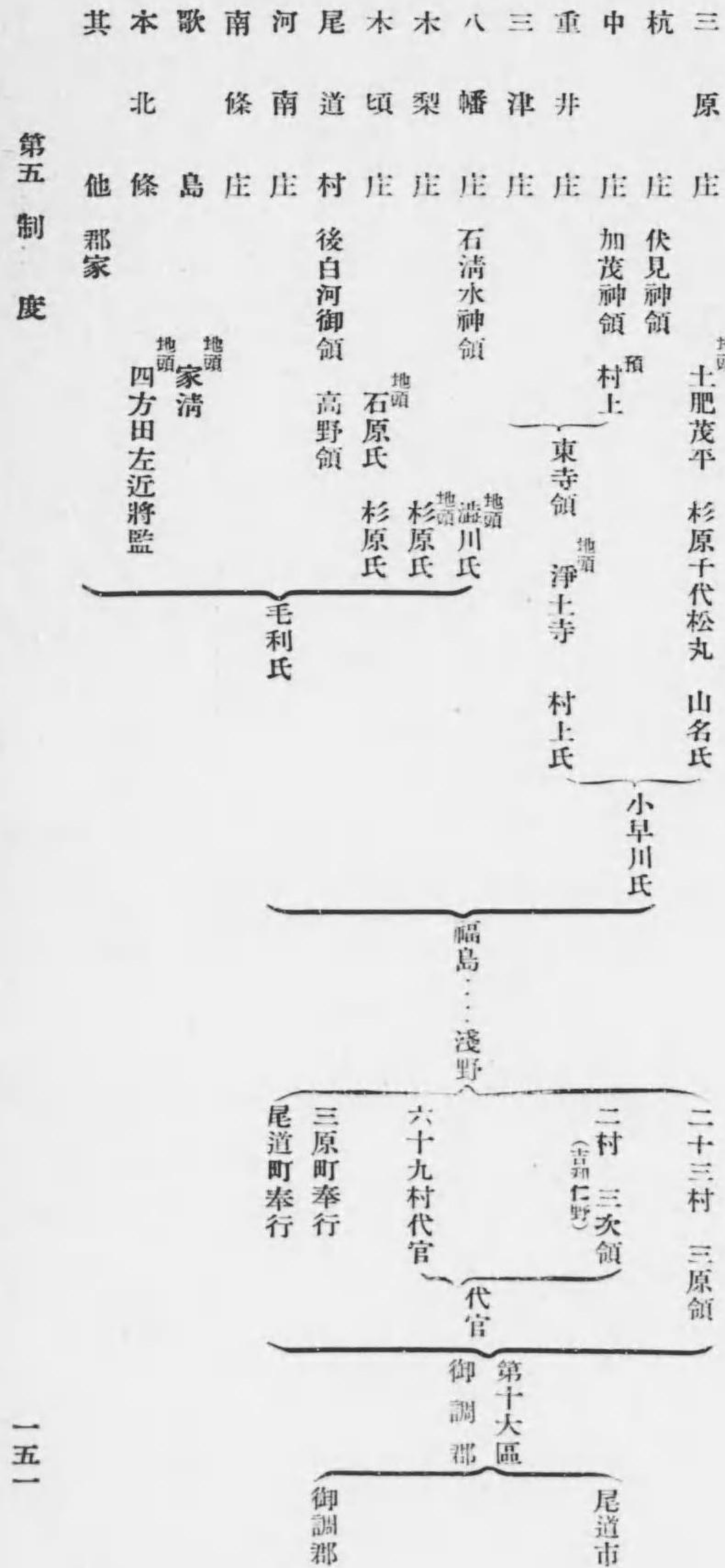
六〇、〇〇

五七、〇〇

瓶中梅花 永井明卿
氷肌玉質美人粧 瓶裏移來坐散香
恨殺羅浮一場夢 林間月落憶仙郎

第五制度
行政

本郡の行政は大略左の變遷を成し來りしものなり。



廣島縣長官

明治四、九、一五	大參事心得	河野敏	三、一、二八	知事	江木千之
四、一、一五	權參事	千木久信	三、六、二九	同	徳久恒徳
四、二、二五	同	白濱貫禮	三、七、一、二五	同	山田春三
四、二、二六	參事	伊達宗興	四、〇、一、一一	同	宗像政
五、八、二七	權令	藤井勉三	四、五、三、一八	同	中村純九郎
八、二、二五	同	千田真曉	大正二、二、二七	同	寺田祐之
九、二、二五	縣令	鍋島真幹	五、四、二八	同	馬淵銳太郎
一、三、四、六	同	折田平内	七、五、七	同	安河内麻吉
一、九、七、六	知事	淺田徳則	八、四、一八	同	若林養藏
二、二、二六	同	岩村高俊	一〇、七、一九	同	依田銈次郎
三、〇、四、七	同	服部高三	一一、一〇、一六	同	阿部龜彦
三、一、五、一四	同		一二、一〇、二五	同	(現任)山縣治郎

三原府

天正八年小早川隆景三原に城く、彼の所領幾何なるかは明ならざれども、竹原沼田の本領は云ふに及ばず、杭の庄及び海岸一帯因島等の領内たりしは明瞭なり。

永祿十年三月河野通直毛利元就に請うて曰く、一條三位兼定土佐國司と稱し、頗る兵威を振ふ宇都宮豊綱被の人の屬し、我に對して職を挑む(中略)夏四月元春隆景大津城を以て河野父子に授け豊綱を備後三原に銅送して之を囚ふ幾干ならずして病死す。(本朝通鑑)

古志清左衛門は(沼隈本郷大場山城主)小早川隆景の旗下なりけるが讒者ありて、三原へ召寄せ毒害せらるる子孫をも殺害すべしとのことにて、清左衛門急病にて相果て葬送しける間早く墓參すべしと申越さる、子孫家臣集り評議しけるは是れ實事にて有るべからず、實の急病ならば看病に早速參るべしとあるべきに葬送すまじたり墓參せよとの事穩便の儀にあるべからず、家臣井上大炊を始め各三原へ罷り越し實否を見届け潔く討死致すべしと一決す、嫡子某十五歳なりけるか各、志なれど然るべからず、此城中の士卒三原の城内へ切込みたればとて花々しき働もなく大勢に取込められ盛にされんこと必定なり、又讒者の虚實を糺し被下たしと訴へたればとて糺明し給ふことも有るまじ所詮某權平ばかり召連れ墓參すべし、時宜によりて讒者の行跡相知れなば、家督相續の貴命有るならん、若殺害せらるるとも某一人の事なり、某害せらると聞えなば各志志を堅固にして舍弟を守立て家名斷絶せざる様にすべしと言つて、僕權平ばかり召連れ、三原に至る三原城内にては此度の儀古志の家臣等推量せずといふことあるまじ、然らば本郷に楯籠るか又は井上を始め家來共嫡子と共に來るべし、一人も残らず討取るべしと相待つ處に一僕計りにて來りければ、一人案内に付けられ、墓所に至り焼香しける後より彼の侍刀をすらしと抜ける所を權平すかさず足を取て引伏せければ主人拔打に首打落し、墓に手向け敵の死體に跨り某が孝養是迄なり、此上の事如何に思ふとも叶ふまじ、是にて心好く切腹すべし、介錯せよ扱又汝常々の操にては冥土の伴せんと思ふらんも必ず無用なり、本郷へ歸り城を開け退き母君舍弟を介抱し何方にても立退き、時節を待つて父上の過無き者を申開き再び家を興すべし、隆景一旦讒誣を信じ給ふとも父上の別心なき忠節をよも捨て給ふまじ、右の趣大炊介其外の者共に能々申傳

ふべし、扱又汝は随分承らく父上と某が菩提を申へよと心静に遺言して切腹す權平本郷に歸り、遺言の通り具さに申達し剃髮して主人の菩提を申ひける。(備後六郡志)

慶長五年福島正則藝備兩國四十九萬八千石に封せらるゝや、嫡子正之をして之に居らしめ、福島丹波に三萬石を與へて城主とし、仙石但馬に八千石を與へて城番とせり、此時輒に大崎玄蕃あり、神邊にも城あり、三原の所管も大略想像し得らる城壁文書の中に深津郡下岩成若田郡福田の文書もあり、此地方も區域内なりしものならん。元和五年淺野長晟藝備四十三萬石に移され、十月同姓忠吉に三萬石を與へて三原城を守らしむ、依て三原府と稱す其所管左の如し。

淺野家所領

元和五年

御調郡

九、〇四〇石七〇六

三原四野、三原東野、山中、ふか、本庄、宮内、みのふ、つがに、ふくゆ、かぐり、のぐし、かいち、さかい原、はぐら、わそ、いづみ、あぞう原、まぎ、下津、吉田、木原、やなか、

二十二ヶ村

惠蘇郡

六、八六八石七四二

三河内、小屋原、向泉、湯氣、にこり川、門田、

六ヶ村

三上郡

五、七四四石五二〇

元祿十二年

御詞郡

九、九〇一石〇九六

梶山田を加ふ

二十三ヶ村

奴可郡

三、二五一石二七八

中原、川原、福代、服部、

四ヶ村

三上郡

六、三五二石四二八

宮内、高、川西、上谷、板橋、新庄、一ツ木、是松、

八ヶ村

三吉郡

二、七六五石七五四

大山、門田、かうよど、山中西、森山西、大島、いかわし、

九ヶ村

甲奴郡

四、五一三石四四九

稲草、木屋、ちわ、梶田、西、本郷、深江、矢野、

八ヶ村

安北郡

一、〇六七石九五〇

第五制度

小田、矢口、

二ヶ村

合計三〇、〇〇一石〇九〇

川手を加ふ

九ヶ村

豊田郡

四、六九八石一八〇

須波、乃美、南方、眞良、

四ヶ村

甲奴郡

四、五一三石四四九

同上

八ヶ村

高宮郡名改正

一、〇六七石九五〇

同上

二ヶ村

三谿郡

一五五

二、一六石七一五

皆瀬

合計三〇、〇〇一石〇九五

一五六
一ヶ村

其中間に於ては屢變更ありしもの如し、假令本庄村下津村の如き一時直領となりしこと記録に見ゆ。
右の村々を三部に分つ、城屬五ヶ村御役引十三ヶ村及平給知とす。

城屬五ヶ村

延寶五年三原城近傍西野東野山中の三村御調郡宰の所管たりしに、三原城に屬せざる爲め、往々官民の間疎隔を生じ政令及ひ難きを以て、之に木原村及豊田郡須波村を加へ十ヶ年間平均五ツ七分免にて負擔し、三原の管理に附せられんことを請ひ二月之を許さる、以來十三年凶荒續き賑恤のため數千石の損失となりしを以て郡屬とし、元祿八年更に請うて永久城屬と決す、而して此城屬は本領と同じきものにて本藩への諸役金は(普通、石高に付壹割を納む)勿論人民生殺與奪の權全く手中にあるものなりといふ。

御役引十三ヶ村

右城屬五ヶ村と共に十八ヶ村七千石の地には諸役金なし依て之を御役引といふ其村名。

本庄、福井、屋中、津蟹、野串、籾、宮内、美生、深、和泉、和草、(黒河)下津、眞良、(豊田郡)

四、七〇九石九七九

拾三ヶ村

内 (但し下津は四六九石九三三にて一部分なり)

七四二石三六三

眞良村より

二、二九〇石〇二一

城屬五ヶ村

内 一六四石二二〇
三四二石四一五

西地方分(三原西町)須波村より

計七、〇〇〇石

次に役人名左の如し(安政三年)

廣島詰

一 御川人 戸田平之丞
戸田守衛

井上市太郎
都筑九郎右衛門
脇木武兵衛

西川岸右衛門

一 御者頭 本庄雄介
鈴木内藏
丹羽七郎右衛門

一 御普請奉行 伊藤欽右衛門

元 片岡權之丞
宇都宮普右衛門

一 御船奉行 板原武右衛門

御帳元 長谷川宇右衛門
桑原熊一郎
大村伴五右衛門

一 御勘定奉行 並河九八郎

一 寺社町奉行 香川多伸

御帳元 小野鹿祐
三好寛介
豊田勝太郎
吉村権八

第五制度

御調郡誌

一 御目附 仙 廉 藏
乾 左 仲

御徒 寺田甚五左衛門
山田周平
目附 小島柳左衛門
岡本仁左衛門

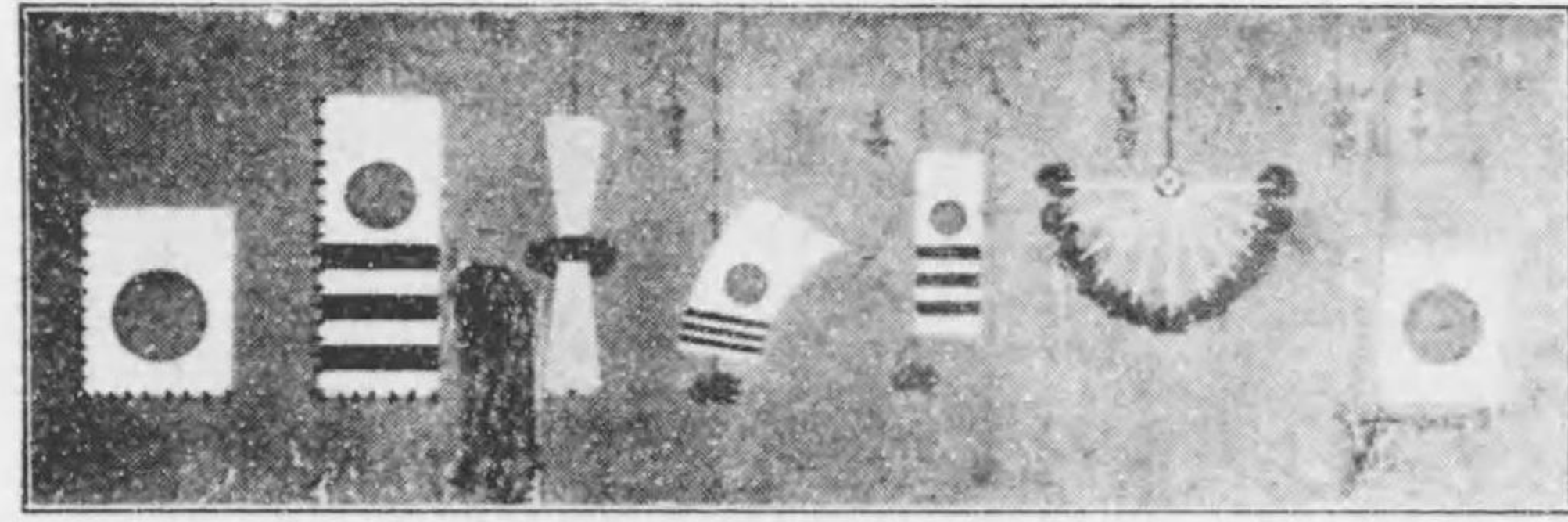
郡郷役方

一 御代官 龜山弘右衛門
丹波延藏

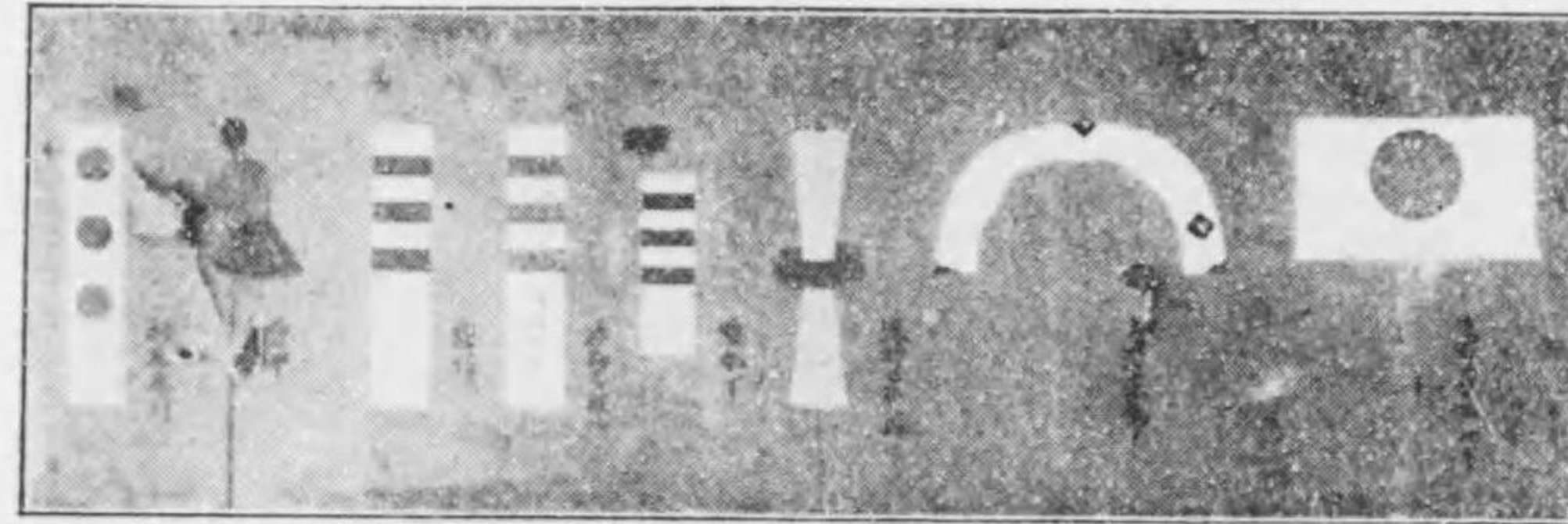
村横目山田仲左衛門

一 御帳元 松野重太夫
三野昇一郎

御銀方木村銀三郎



一 印 旗



二 印 旗

一 御下代

木村發右衛門
石川銀左衛門
富永松太郎
頼田壯太郎

御帳方

澤井政右衛門
本庄紋介
小川柳平

一 御役所詰 青木善太郎

七ヶ村組

一 割庄屋 藤四郎

十二ヶ村組

一 年寄格 徳四郎

清七郎

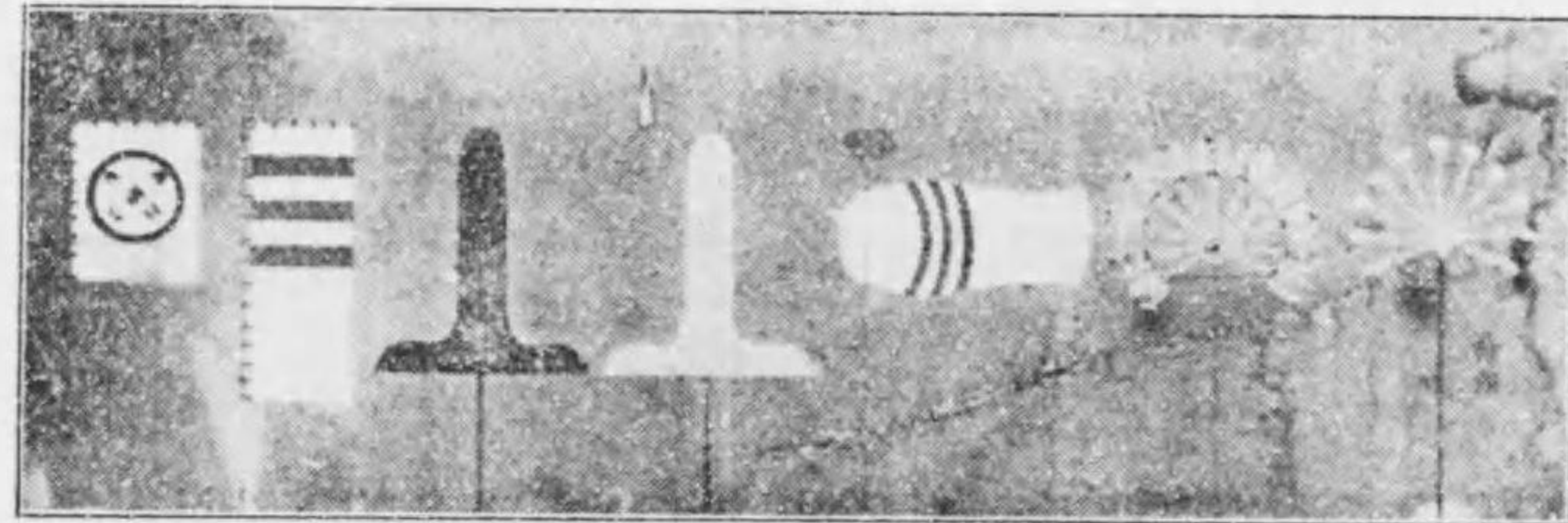
一 保右衛門

司 法

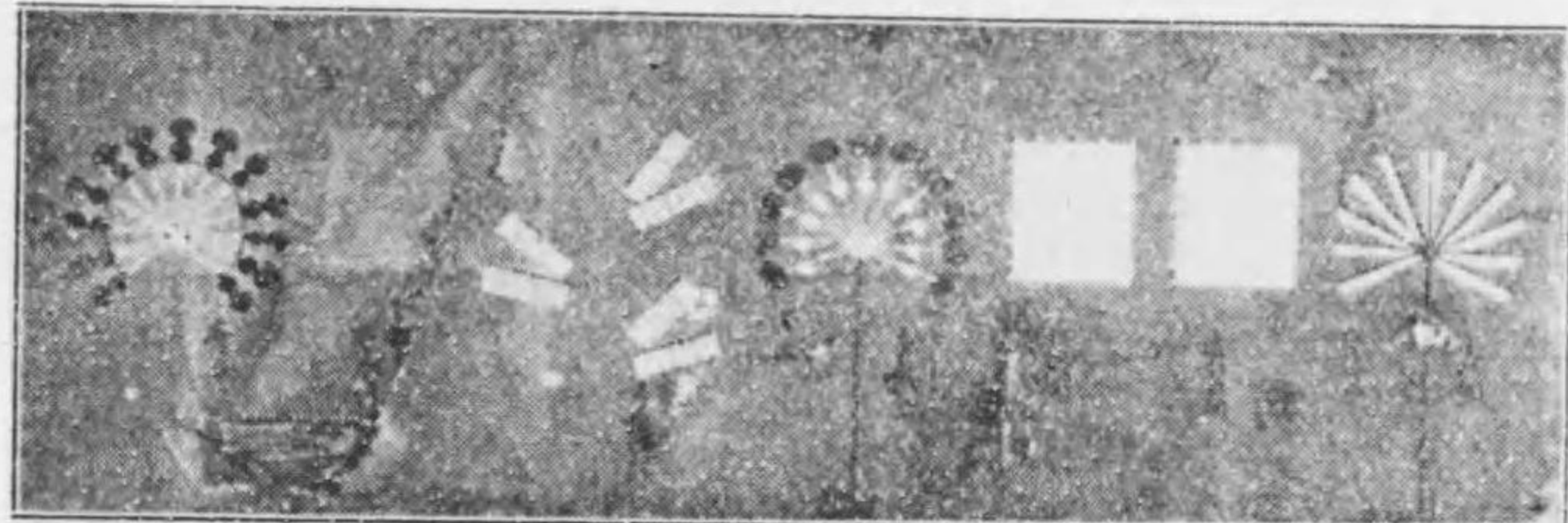
廣島地方裁判所尾道區裁判所の管轄に
て其出張所（登記所）の所管次の如し。

尾 道

向島西、向島東、立花、岩子島、吉和、栗原、美ノ郷、深田、木ノ庄、原田。



三 印 旗



四 印 旗

三原	三原、糸崎、山中、八幡、西野。
市村	市村、河内、今浅野、上川邊、菅野、諸田、奥村。
羽和泉	坂井原、羽和泉。
甲山	久井、宇津戸、奥村の内山岡。
府中	下川邊。

警察

尾道警察署 (尾道市土堂町)	市村 上川邊 下川邊 奥村 諸田 河内 菅野 宇津戸 美ノ郷 木ノ庄 原田 栗原 吉和 向島西 向島東 立花 岩子島
三原警察署 (三原町)	三原 糸崎 山中 深田 八幡 今津野 坂井原 羽和泉 久井 西野
因島分署 (土生町)	大濱 重井 中庄 三浦 三庄 土生 田熊

選舉

衆議院議員御調世羅兩郡にて一名を選舉し、縣會議員は御調郡にて三名を選舉す、今次に其有権者數を示す。

選舉有権者

町村名	衆議院議員	縣會議員	町村會議員	町村名	衆議院議員	縣會議員	町村會議員
三原	四五五	八六二	七七九	奥市	一五二	二四六	二五三
糸崎	二四八	五一六	五九八	河内	一九七	三四七	三四二
栗原	三九六	九〇九	一、三三七	菅野	二四九	三五四	三六七
土庄	三〇九	五〇〇	九二三	宇津戸	二〇五	二七四	二八一
山西	一八一	四〇三	三九五	美ノ郷	二一五	三三六	三五六
山中	一一二	一九〇	一七〇	木ノ庄	一六七	二五四	二五一
深山	一一一	一九〇	一九六	原田	二七〇	四三九	四三五
吉和	一七一	二一九	二二九	原田	二七〇	四三九	四三五
美郷	二二八	五八二	五七〇	東島	三一七	四七六	五〇二
木庄	四五一	七四九	七七五	西島	三五八	八五〇	八三九
菅野	五二四	七八九	七九九	花島	六五一	一、三五三	一、三四一
下川邊	三〇三	四三五	四四九	岩井	三七	二二四	二二七
上川邊	一七七	二八五	二九七	重濱	一〇〇	二一九	二五〇
諸川	一二五	一九一	一九六	大庄	二八四	五一六	五二二
津田	一五一	二六九	三〇二	中庄	一〇八	二二六	二三二
宇津戸	二五二	三七五	三五七	熊浦	二〇一	四〇六	三七九
宇津戸	一二九	二二一	二二七		六〇	二四一	二二三
					二〇〇	四〇六	四〇六

租 稅

建 武 時 代

建武四年因島三庄地頭方年貢員數。

- 一 鹽代錢八拾五貫七百拾七文（依別八拾文宛）
 - 錢納物七拾五貫四百八拾四文
 - 田分米四拾貳石五斗七升七合壹勺五才
 - 畠分麥參拾貳石八斗壹升九合參勺五才
 - 粟九石貳斗八升六合六勺七才
 - 一 鹽代錢拾貳貫百六拾文
 - 錢納物九百九拾六文
 - 一 鹽代錢參拾五貫參百七拾九文
 - 錢納物貳拾參貫參百文
 - 田分米拾六石壹升貳合參勺貳才
 - 畠分麥拾石八斗五升
- (淨土寺文書)
- 中 庄
重 井 庄
三 津 庄

毛 利 時 代

記録に存するもの左の如し。

- 米二十石六斗
- 米五十石八斗二升
- 米百六十三石二斗
- 米四百三十三石五升八合

- 宮 内 村
 - 篝 村
 - 野 串 村
 - 因 島
- (御調八幡宮寄附狀)
(村上新左衛門打渡)

福 島 時 代

總高三萬六千一百七十五石九斗四升三合

- 米三百二十一石一斗九升六合
- 物成二百十八石四斗一升三合
- 米二百五十六石三斗二升五合
- 物成百六十一石九斗九升七合
- 米百二十六石九斗一升四合
- 物成七十六石一斗四升八合
- 米八百四十五石四斗三升七合
- 二百三十石
- 二百三十石

御調郡 九十四ヶ村

- (給人山左衛門) 市 村
- (六ツ八分成)
- (給人若山長右衛門) 大とら 村
- (六ツ三分成)
- (給人内海興十郎) ふくい 村 (村帳も同じ)
- (六ツ成)
- (給人松本忠藏)
- (同 森 新七)

二百三十石
六十八石八斗
八十六石六斗三升七合
物成合三百五十五石八升四合
米三百五十二石七斗五升
物成二百卅九石八斗七升
米千四百二石七升
物成七百一石三升五合
米八十九石七斗九升五合
米五十五石七斗八合
米百七十八石四斗一升六合
米五百八十五石三斗六升八合
米百五石二斗五升一合
米二百四十八石六斗九升六合
米六百三十二石六斗八升四合

(給人岡田總十郎)
(同) すが左兵衛
(同) 杉平右衛門
(四ツ二分成) はぐら村
(代官梶田新介)
(六ツ八分成) 久山田村
(代官梶田新介)
(五ツ成) うらべ村
(以上慶長八年三原城壁文書)
かゝり村
(慶長六年檢地帳)
宮内村
美生村
本庄村
屋中村
垣内村
下津村
(以上各村書出帳)

淺野時代

元和五年淺野家へ引渡しの御知行帳

二萬九千二百六十九石一斗四合

町村名	元和五年	正徳頃	元文頃	明和頃	文政二年	明治四年石高及免高
尾道村	七三三、六〇〇	八〇三、〇三一 後地村	八〇四、一五三	八〇七、九八七	二〇四、七二〇 九	八〇三、〇一三
尾道浦	三四八、六七五	三二七、四九九 尾道町	三三二、二四〇	三四二、六七五 郡元驛	二〇一、〇七、一八	三三一、〇五四
栗原村	一、二五九、一〇一	二、〇三一、九六八	二、〇五九、三六二	同	二、〇三三、九二八	〇、七六九
東野村	五六二、五一三	同	同	同	二、〇九〇、九一八	二、〇三一、九六八
西野村	七三五、三五一 (三原引渡正徳同)	同	同	同	七六、一五、〇〇	〇、五二三
木原村	一三〇、四八五 (同前)	七三二、七五〇	同	三原城附	九二、七九、〇三	〇、四九一、六
吉和村	六四〇、五八二	一三三、五三一	六四四、六〇九	三原城附	二七、〇五、〇六	〇、六三三
		同	同	同	八一、四六、〇九	〇、五八五
					三、五六、〇六 吉和鹽濱	〇、五一七

山 中 村 (三原引渡正徳同)	猪 子 迫 村	久 山 田 村	三 成 村	し ろ 系 村	本 郷 村	中 野 村	ふ か 村	同 村 新 開	門 田 村	木 梨 村	苧 原 村	梶 山 田 村	市 原 村	久 文 村
五〇二、一三四	六三、三九七	四四五、四九八	五三六、五八七	二一一、一八〇	六二八、〇五九	三七七、二九八	四三四、一八三	〇、七四一	六五五、三六三	八二六、三九八	五八六、三八六	八六〇、四一七	三九七、三二〇	一八五、〇七九

仁野村	菅山方村	江田村	平木村	菅三三村	釜窪村	平七九村	中原村	花尻村	岩三九村	大町村	高尾村	神一〇村	細四五村	國守村	白太村	篠根村
一五五、〇〇四	一七二、八八六	七二、七四一	一一一、三三三	三二、七五五	二一〇、七九五	一九八、八一六	五六一、四四二	三九、三九八	二〇〇、五八〇	一一〇、三〇三	二九六、一一一	三四五、四五七	一一六、〇九〇	二六一、二〇〇	三六〇、一〇三	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四四六、六八六	七三、八四三	五一一、八一二	四四五、八〇〇	七四六、八二二	二三四、五五〇	八〇七、五五八	四七〇、六七一	四三四、九二四	七七九、二五五	六六〇、六〇〇	三四七、四〇〇	七一一、三五七	八六四、四一七	五〇八、二二八	二五四、四九一	

三原城附	同	同	同	同	同	同	同	三原	同	同	同	同	同	同	同
三五〇、七八二	二二六、八六〇	七五〇、七八二	四四六、六八六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(六、二四八)	(五、六、二四八)	同(漁師町)	(八、七、二、二一)	(六、七、二、〇六)	(四、四、一九、〇六)	(六、三、三九、一八)	(一、八、四、五、〇三)	(七、三、四、八、〇三)	(三、六、一、五、二一)	(四、二、七、〇、〇三)	(六、〇、八、九、〇九)	(五、四、九、五、〇六)	(三、〇、四、一、一五)	(六、八、九、二、二一)	(八、四、八、二、二七)	(四、六、七、六、一五)	(三、二、七、一、〇三)
---------	-----------	--------	------------	------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

〇、六六一	〇、五九四	〇、二八五	四四五、八〇〇	七五〇、七八二	二三四、五五〇	〇、五四三	〇、五四〇	〇、五四〇	〇、五八八	〇、六六八	〇、五五〇	〇、五八〇	〇、四〇三	〇、四二七	〇、五八六	〇、五二〇	〇、三九一
-------	-------	-------	---------	---------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二 野 村	牛 之 川 村	國 森 村	羽 方 村
一五五、九九八	一、四四八、九六二	九一、三九三	七三、九五八

仁野村	菅山方村	江田村	平木村	菅三三村	釜窪村	平七九村	中原村	花尻村	岩三九村	大町村	高尾村	神一〇村	細四五村	國守村	白太村	篠根村
一五五、〇〇四	一七二、八八六	七二、七四一	一一一、三三三	三二、七五五	二一〇、七九五	一九八、八一六	五六一、四四二	三九、三九八	二〇〇、五八〇	一一〇、三〇三	二九六、一一一	三四五、四五七	一一六、〇九〇	二六一、二〇〇	三六〇、一〇三	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三一、九二五	二〇〇、三七一	二六二、六三五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一五七、六九四	一二六、七九八、一	三六八、四三九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(一、五、六、六一)	(二、五、五、二、一五)	(四、九、二、一五)	(八、五、八、〇六)	(一、七、二、九、一八)	(四、八、四、一、二)	(一、六、一、二、一五)	(一、五、九、四、一、二)	(四、七、八、二、四)	(六、〇、〇、一、二)	(一、七、〇、一、二、七)	(一、三、六、八、一、八)	(二、九、七、二、二、七)	(四、二、三、三、二、七)	(一、一、九、三、一、五)	(一、二、三、七、二、一)	(一、二、七、四、六、〇、〇)
------------	--------------	------------	------------	--------------	-------------	--------------	---------------	-------------	-------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-----------------

〇、六六〇	〇、六二五	〇、二八九	〇、三三三	〇、三三八	〇、二八〇	〇、五九一	〇、五九六	〇、六一〇	〇、三六四	〇、五一〇	〇、一三三	〇、三三一	〇、五〇七	〇、四六〇	〇、四七〇	〇、五二五
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

羽倉村	八四九、〇五一	同	同	同	同	同	同	同	同
和草村	五五五、六六七	同	同	同	同	同	三原	同	三〇、六五九
和泉村	四三六、四五〇	同	泉村	同	同	同	三原	同	七、四一七
あまう原村	二六一、六五〇	同	湯原村	同	同	同	三原	同	七、四一七
系木村	五八八、六〇九	同	江木村	同	同	同	三原	同	〇、六四三
下津村	六七四、〇七三	同	同	同	同	同	三原	同	〇、七四三
吉田村	三九七、〇八〇	同	同	同	同	三原	同	同	〇、六七三
向島西村	八五一、九六二	同	向島西村	二、〇六四、五四三	同	同	同	同	同
向島東村	五四一、八〇八	同	立花村	一、三九七、〇〇八	同	同	同	同	同
うはし島村	六三、五一三	同	岩子島村	一〇一、七二八	同	同	同	同	同
		同	重井村	五五六、八五二	同	同	同	同	同
		同	大濱村	二七五、四八八	同	同	同	同	同

院島村	一、五〇三、五〇四	一五四、七八五	同	同	同	同	同	同	一五四、七八五
		二七〇、〇四一	同	二七六、一九二	二七八、〇四四	同	同	同	二七〇、〇四一
		五五五、九八五	同	同	同	同	同	同	〇、七二二
		三七九、八六五	同	同	同	同	同	同	〇、七二二
		五七、一三六	同	五八、七〇四	同	同	同	同	〇、七二二
		九七、九二七	同	三三、六八五	同	同	同	同	〇、七二二
		鏡の浦	同	六三、二四二	同	同	同	同	〇、七二二
		中庄村	同	外の浦	同	同	同	同	〇、七二二
		六七七、六一八	同	七二二、八三三	同	同	同	同	〇、七二二
以上五十九村	二九、二六九、一〇四	三七、三六六、四三四	同	同	同	同	同	同	〇、七二二
		内三原	同	同	同	同	同	同	〇、七二二
		九、九〇五、六三〇	同	同	同	同	同	同	〇、七二二

右文政二年以前は主として廣島縣史に據り、多少の訂正を加へたるもの、明治四年は當時郡吏の取調べたるものに據る、其免高は即ち地租にして石高に乗ずべき率なり

文政年度租税

- 物成米 一八、六八八石八八四
- 見取米 三石一七八
- 一分米 二三九石〇四六七
- 七厘米 二〇三石〇四二二

一厘米 八石二四三
 荊蒲繫船米 二九石四二六
 小物成銀 五貫七百五十七匁七分
 竹代銀 三百六十七匁五分七厘
 諸職人水役銀 一貫三百三十一匁二分
 船床銀 二貫四百六十三匁
 鍛冶炭紺屋灰運上銀 百匁九分七厘
 鑄物師運上銀 廿匁
 鹿維子網鐵砲札銀 三百匁
 鹽濱年貢銀 十二貫八百九十六匁
 鹽濱見取銀 八貫四百五十匁
 鹽濱薪運上銀 一貫八百匁八分三厘
 山役銀 十九匁
 三原町水主儲銀 一貫百七十匁
 苦大繩銀 六貫二百三十三匁

町村名	本高	實高	檢地	新開	定物成	種米利足	壹步米	七厘米	小物成	札雄	銀子	竹代銀
津蟹	五三、八六八	五三、三七四	慶安五	七、九〇〇	三〇〇、〇〇〇	三、一三〇	五、三三〇	三、六〇〇	九四、五〇	五、〇〇	四、七	
木庄	六二、八九三	同	元和九	三〇、六七七	二四四、八三三	三、六八〇	六、三三八	四、二九七	八一、五〇	五、〇〇	八、三四	
下津	六七、〇三三	同	文化十二	四〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	六、七四二	四、七一九	五三、〇〇	五、〇〇	四、九七	
美生	一八〇、五四〇	同	慶長六	一、七三三	三三、五三三	一、〇〇〇	一、八〇六	一、二六四	三三、一〇	三、〇〇	四、三四	
宮内	六六、九三五	同	慶長六	四〇〇	三三、一〇六	五八〇	六、六八九	四、六八五	三九、六〇	五、〇〇	一、七七	
西野	九七、八三三	同	慶安元	三、八五五	五三、九〇六	三、六〇〇	七、三三八	五、二一九	一九、三三	五、〇〇	一、五〇	
和草	七三、七五〇	同	元祿十四	八七、五三三	四一、九三三	一、八〇〇	七、三三八	五、二一九	一九、三三	五、〇〇	一、五〇	
宇津戸	三三、二六七	同	慶長六	三三、〇九五	二四三、五九三	一、八〇〇	三、一三六	二、四三三	三三、〇〇	五、〇〇	一、〇四	
木原	一一、五三三	同	慶長六	二七、〇六九	五四六、一三三	一、〇〇〇	一一、一五四	七、八〇八	一四、〇〇	五、〇〇	二、六七	
山原	五八、八二二	同	慶長六	一一、〇九六	二六九、五六一	三、一〇〇	五、一八八	三、六三三	六〇、〇〇	五、〇〇	一、三四	
市原	五〇、八二八	同	寬文四	二二、〇九六	三三、〇一七	三、一〇〇	五、〇〇三	三、五五八	一一、〇〇	五、〇〇	一、三六七	
國守	一一、〇九〇	同	寬永十五	一六、八五四	四、四六九	三、二〇〇	五、〇〇三	三、五五八	六〇、〇〇	五、〇〇	一、六七	
今田	三九、七〇〇	同	寬永十五	一八、六六六	一、九六、七六〇	三、八〇〇	三、八九六	二、七二八	四、〇〇	五、〇〇	一、六七	
中庄	六七、七八八	同	元祿十	一八、六六六	三、七三三	四、三〇〇	六、七七八	一、四六〇	一、五七、〇〇	五、〇〇	三、九六	
東野	五六、五三三	同	寬文四	八四、八六四	三、四七、二八八	三、三八〇	五、六二五	三、九三六	二、六、〇〇	五、〇〇	二、六〇	
黑河	二四、九八〇	同	元祿十四	四、三三〇	二〇八、九二九	一、四〇〇	二、四三〇	一、九〇五	二二、〇〇	三、二〇	一、一〇	
羽倉	八四、〇五一	同		四、三三〇	五七〇、七二六	五、〇〇〇	八、四九五	六、六五六	六二、〇〇	五、〇〇	八、六七	
垣内	二六、二〇三	同		一六、八五四	二、一、〇六九	一、八四〇	三、六〇一	一、八二一	五三、三〇	五、〇〇	一、八四	
野串	三〇、七三四	同		三九、五	八五、四三六	一、八四〇	三、七三三	二、一五二	四七、一〇	五、〇〇	二、三三	
福井	一五、八五七	同		三九、五	六〇、二五五	九〇〇	一、五三九	一、〇七	三三、五〇	五、〇〇	二、六七	

第五制度

一七三

和泉	四六、四三〇	四九、六六六	三〇、七六六	二九、七八五	二、六〇〇	四、三六五	三〇、五五五	五八、六〇〇	一〇、〇〇〇	三、三三三
江木	五八、六〇九	同	八、五六九	四〇、八二五	三、五〇〇	五、八六六	四、六二四	九五、六〇〇	五、〇〇〇	四、一七七
堺原	五四、七四四	五六、八九五	一七、一四四	六二、五五四	三、三八〇	五、六四七	四、四二七	八一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、五〇〇
深田	四四、九二四	四三、一〇〇	五、五七三	二六、九六一	二、六〇〇	四、三三九	三、〇四四	一五七、〇〇〇	五、〇〇〇	一四、四〇〇
梶山	八六、九三二	同	同	五〇、八六一	五、一八〇	八、六五〇	六、〇五四	六、二五〇	一五、〇〇〇	一三、〇〇〇
屋中	二七、四〇三	同	同	五三、九一五	同	一、二七四	八、九二	二〇、七五	三、一七七	三、一七七
吉田	三九、〇八〇	同	一、七三三	二四、一六一	同	四、〇八九	三、一〇五	四〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、三三三
宮沖	一、七三三	同	同	五六、一九一	同	同	同	同	同	同
宮文	二五、四九一	同	同	九、五〇六	同	二、五四五	一、七八一	四〇、〇〇〇	一、六六	同
公町	同	同	同	七、二四八	同	同	同	同	同	同
茅村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
神村	二七、一〇一	同	同	九、一〇四	同	二、三六〇	二、七〇三	二七、九〇	同	四、〇〇〇

以上は各村現存の書類に據りて取調べ得たるものにて、全部に亘るを得ざるは最も遺憾とする處なり、其定物成とは石高に對し、年々定められたる免(歩合)を乗じて得る數にして本地租なり、三原領に於ては之を三原に納むるなり、其免は以前は年々幾分の上下ありたるも最近數十年に於ては増減せられざりしもの如し。種米利足とは或一定の米を貸渡し置き之に年々二割の利足を徴收するなり、是亦三原領は三原に納む。壹歩米とは福島時代に千石夫と唱へ、高千石には一人並御臺所炭薪御馬草藁糠代等相納め居たるも農民難澁なりとの理由にて元和八年より、高千石に付拾石納むることとなる、但し浦邊島方は水主役料納附するにつき負擔せず。小物成とは福島時代より綿漆茶の實粟桑類に對し役銀を納め居りたるを云ふなり。

七厘米とは地方村のみにて浦邊島方は水主役も勤むる故壹歩掛るなり、時代により些少の増減あれども大抵九厘以下なる故之を厘米といふ、之によりて西國海道天下送りの者扶持切米川の渡守給米並總百姓寄合ひ相調ふべき普請の入用等に充てらる。

竹代銀は先年は郡々へ三年毎に役人出張竹を伐らせたるも、寛永五年より願により代銀の三分一づゝ納むることとなり、竹は百姓にて自分に賣拂ふこととなりたり。

雉子札銀、鐵砲壹挺に付五匁づつとす、右は壹歩米以下何れも直領三原領共廣島に納むるものなり。

現 今

租		税 (大正十一年)					
町村名	直接國税	縣	町村名	直接國税	縣	町村名	税
三原	五三、三〇九	四一、七四九	深田	三、九八四	七、三〇一	三原	一、四四三
糸崎	一五、二七七	二〇、〇五六	吉和	九、〇二八	一一、七七七	糸崎	三四、二六六
栗原	一一、七〇七	一七、一二五	美郷	三二、〇〇〇	八、一一七	栗原	四六、六三三
土生	一五、〇九九	二三、九四四	木ノ庄	四三、一一五	六、五〇四	土生	四五、二四二
三庄	五、六九四	一一、一〇七	原野	二八、九〇七	四、三二九	三庄	二九、五二八
西野	四、三九二	五、三五五	菅野	七、八三二	一、九〇四	西野	八、七〇四
山中	二、三六七	五、三八七	下川邊	九、一〇四	二、三一八	山中	一一、六〇一

上川邊	三、九八三	七、二九三	一〇、五〇二	一七、一二五	三二、〇〇〇
諸田	三、三四九	六、八七四	一四、六八一	二二、七七二	六一、二二一
宇津戶	六、五九四	八、三一四	一四、七八六	一、七五六	四、九九〇
奥津	三、九〇八	三、三五四	一六、〇九七	二、七六三	一二、九八三
市內	六、二一九	九、四〇六	二一、一四六	一二、七一四	四五、五三八
河野	七、六一七	一一、三一	一六、〇二九	三、一五八	八、七二六
今津	四、五〇七	八、〇三〇	一二、九〇〇	九、三二九	二七、〇四二
八幡	五、四五九	九、八二六	一三、二二三	一、三二七	二七、〇四二
坂井原	四、七三三	八、四六七	一〇、九三九	一〇、八一九	八、八九三
久井	六、八九八	一二、六六七	一八、九四〇	三七七、五八五	二〇、六二四
羽和泉	九、六九八	一四、一〇八	一八、二五二	三七七、五八五	七五三、〇九七
合計					
向島東			一〇、七〇七	一七、一二五	三二、〇〇〇
向島西			一九、四三五	二二、七七二	六一、二二一
立花			五七二	一、七五六	四、九九〇
岩島			一、三九一	二、七六三	一二、九八三
重井			六、六七二	一二、七一四	四五、五三八
大濱			一、五七五	三、一五八	八、七二六
中庄			五、一三一	九、三二九	二七、〇四二
三浦			九三五	一、三二七	八、八九三
熊計			七、九九九	一〇、八一九	二〇、六二四
合			二六〇、九六八	三七七、五八五	七五三、〇九七

猶左の書類を得たれば之を附記す。

御調郡第十大區 十六小區 村九十ヶ村 町二ヶ町

段別七千六百二町五反二畝四厘

田 二千五百八十二町七反三畝廿四步九厘

内 畑 四千九百三十八町四反三畝十四步五厘

鹽田八十一町三反四畝廿一步

但元石高三萬九千八百二十八石二斗五升五合五勺五才

内 三萬九千三百六十九石三斗五升二合五勺五才(古地新開)

四百五十八石九斗三合

鹽濱救免高

- 一、無地高村冠 金七千六百八十圓四十七錢三厘
- 一、同助米 金百九十五圓六十錢五厘
- 一、七厘米 二百二石二斗五升
- 一、一厘米 八石六升二合
- 一、鹽濱稅 金五百一圓七十六錢六厘
- 一、反高稅米 五十七石一斗七升二合
- 一、大繩揚稅米 十四石一斗二升一合
- 一、地床米 三石七斗四升七合
- 一、同金 十九圓三十四錢二厘
- 一、山手金 六十錢 厘
- 一、口米 四百一石七斗七升三合七勺
- 一、鹽濱薪運上金 金三十二圓四十六錢八厘
- 一、小物成金 金九十五圓九十六錢二厘
- 一、竹代金 金六圓十二錢六厘
- 一、道路堤防橋梁修繕費 金三千二百三十一圓三十六錢七厘
- 一、布告並布達類入費 金二千百九十圓四十六錢四厘
- 一、諸御用に付縣廳へ正副戶長 金五百二十五圓六十一錢一厘
- 一、出頭旅費日當 金四百六十五圓三十三錢六厘
- 一、會議所諸費 金九百四十二圓五十四錢七厘
- 一、村用披所諸費

第五制度

一、正副區戸長月給	金三千二百五十七圓五十二錢八厘五毛
一、郷村社營繕費	金二百二十五圓二十錢
一、祭典並遊拜式費	金四百七十六圓五十八錢
一、郷村社神官給料	金四百三十六圓
一、貢米取集より納濟迄並 五里内運賃其外諸費共	金千三百九十九圓五十六錢
一、山林調費	金四百十六圓廿五錢九厘
一、里程調費	金四十六圓八十七錢七厘
一、戸籍調費	金千百三十二圓二錢七厘
一、地券調費	金六千六百五十二圓七十九錢七厘
一、徴兵調費	金六十五圓五十錢
一、學校費	金千三百八十三圓廿七錢三厘一毛
一、道路掃除費	金五百六十六圓九十一錢六厘
一、用惡水道費	金七百十五圓八錢三厘
一、井手堀費	金千九百九十九圓三十錢
一、消防入費	金十三圓四十五錢八厘
一、官林山番給	金百三圓七十三錢
一、溜池修繕費	金五百六十七圓十八錢二厘
一、暴漲水防費	金七十八圓一錢六厘
一、樋守料	金四十圓六十九錢八厘

一、郷藏番人給

金四圓六十三錢二厘二毛

但教院病院に當り民費賦課無之候

右明治六年一月一日より十二月三十一日迄民費書載之通相違無御座候也
明治七年八月

區長 石井成亮印

團體

産業組合

産業組合法は明治三十三年三月發布せられたるも當時は之れが指導獎勵の機關十分ならざりし爲め其本旨郡民に徹底せず數年を経過するも猶設立を見るに至らざりしが三十七年に至り訓令を發して各町村に適當なる組合を設立せんことを勸奨したるに四十年十一月に至り始めて有限責任革進會信用購買組合（現在三庄信用購買組合）の設立を見たり時恰も人心浮華に流れ奢侈懶惰に陥るの風あるを以て之が弊風を矯むるの一策として勸奨の結果大正十二年迄に四十七組合の設立を見たり然るに従前は之が指導獎勵の特殊機關なき爲め解散に至りしもの七組合あり残るもの四十組合設立町村二十六なり依て大正七年以降郡費を以て専任主事補を置き極力之が指導と監督に努めたり更に産業組合の指導獎勵機關たる産業組合中央會廣島支會御調郡都會に對し明治四十三年度より大正十一年度迄郡費補助をなして其活動を助けたり同大正十二年度末の成績左の如し

大正十二年末各産業組合事業成績

組合名	設立年月日	組合員	口	出	入	積	立	金
三井	明治四〇、一一	三六一	九八八	九八八〇	九八八〇	四一〇		
坂井原	四一、一〇	一四〇	一四〇	一、五〇九	一、五〇九	七、四九六		一三、七七〇
深井	四二、一〇	二九五	五〇三	一、五二五	一、五二五	三、八八九		五、五二八
梶山	四二、四	三〇四	三〇五	二、七三〇	二、七三〇	九二七		六、七二
己井	四二、五	二〇二	二七三	二、二〇〇	二、二〇〇	七四六		二、五一一
美郷	四二、六	一七九	二二〇	一、八三〇	一、八三〇	一、二八六		三、五〇
河内	四二、七	六九	二二〇	一、八三〇	一、八三〇	七四六		二、五一一
羽倉	四二、八	一八七	二九一	二、九一〇	二、九一〇	一、二八一		一、一五七
栗原	四二、九	二二九	六八	三、〇九〇	三、〇九〇	六一〇		一、一五七
田熊	四二、九	三三四	七三四	一、七二〇	一、七二〇	七、三九八		一、四六一
東野	四二、九	一〇六	二〇三	七、三四〇	七、三四〇	六一〇		一、四六一
戊申	四二、一〇	一五八	二九四	二、九四〇	二、九四〇	一、四〇八		一、二一三
泉草	四二、一一	一〇一	一六八	八四〇	八三五	七八		八二
和島	四二、一一	一一三	一九九	三九八	三九八	二九一		二三一
岩子	四二、一一	二五〇	二五二	二、五二〇	二、五二〇	一、七〇三		四、五二
八幡	四二、一一	一五九	二〇〇	二八九	二八九	八五七		一、九〇二
山上	四二、一二	一五九	二〇〇	二八九	二八九	八五七		一、九〇二
上川	四三、〇二	一五三	一六一	三二二	三二二	三八〇		三〇〇

組合名	設立年月日	組合員	口	出	入	積	立	金
大津	四三、三	一六	七四	三七〇	三七〇	五七二		三二五
吉和	四三、三	一六	二二	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇		三〇
宇津	四三、三	一五六	二九七	一、三九五	一、三九五	七一一〇		五五二
向島	四三、七	七五二	七九六	三、九八〇	三、九六九	四、六五七		三、〇六七
今津	四三、八	一三〇	一五二	七六〇	七六〇	五五六		四八三
肥濱	大正元、一〇	七四	二二	一四八	一四八	三二四		四四六
鏡浦	元、一一	六六	一一三	二、四六〇	二、四六〇	五、六一四		六、〇二七
外浦	二、二	五五	五五	一六五	一六五	一一〇八		
原田	三、九	九三	九三	四六五	四六五	一四五		一六四
永野	四、一	五二	一〇八	四一〇	四一〇	二二〇		一一七
市商	五、三	一七五	二六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二八七		五五一
中庄	五、五	四〇九	一、四三二	一、四三二	一、四三二	三、二五九		一〇四
備後本場	六、八	二、八〇七	四、五九六	四、五九六	三、六九一	三、二五九		一〇四
備後本場	六、八	二、八〇七	四、五九六	四、五九六	三、六九一	三、二五九		一〇四
諸毛小國	八、七	二一三	六八七	三、四三五	二、七三九	四六八		一八六
備後農業倉庫	九、九	三一九	一、四二二	二、八四四	七、一一〇	六、一三		九二
大山	一一、七	九一	二二〇	三、三〇〇	一、四三〇	八三〇		
木庄中央	一一、一一	四五	八三	一、六六〇	八三〇	七、二一二		
土生	一一、一一	五一	三六二	七、二四〇	七、二四〇	二、三八五		
御調川筋	一二、一一	二八三	三五〇	七、〇〇〇	二、三八五	八五五		
蠶種	一二、一一	五八	五八	一、七四〇	八五五	一一八		

○各組合には信用購買販賣生産組合等の極めて複雑なる名稱あれども今は何れも産業組合と見其特殊の名だけを存して之を略したり

産業組合御調郡部會

産業組合の指導獎勵機關たる産業組合中央會の系統的會員組織により設立せるものにして、明治四十一年廣島支會設立せられ、同四十二年十八組合の正會員四名の贊助會員を以て組織せり。本會は産業組合の普及發達を圖り組合相互の聯絡統一を期するを目的として設立せられたるものにして、講習講話視察指導又は參考上必要なる書類印刷物の配付資金の借入販賣購買に關する聯絡斡旋各種組合の事績及成績顯著なる組合並役職員の表彰等苟も事業獎勵に關するものは殆ど講究實施しつゝあり、是れ産業組合中央會の趣旨に基けるものにして其事業は遂に天聽に達し、明治四十四年七月十八日明治天皇は産業組合中央會に對し、御沙汰書を賜はり二萬圓の獎勵金を下賜せられたり。

本會は組合四十出資金十七萬圓の多きに及び其間幾多の變遷浮沈ありと雖成績の見るべきもの少なからず、本會の表彰せしもの左の如し。

明治四十五年三月廿七日

無限責任坂井原村信用販賣購買利用組合

無限責任美ノ郷信用販賣購買組合

有限責任羽倉信用販賣購買生産組合

有限責任栗原信用販賣購買生産組合

大正二年三月十八日

無限責任梶山田信用購買組合

有限責任己酉信用販賣購買利用組合

大正三年三月二十六日

有限責任田熊信用販賣購買組合

同 九年二月二十六日

無限責任坂井原村信用販賣購買利用組合理事平野傳右衛門

同 九年十二月十四日

有限責任向島東村信用販賣購買利用組合

産業組合中央會廣島支會より表彰せしもの

大正元年十一月六日

無限責任坂井原村信用販賣購買利用組合

大正二年四月二十日

無限責任美ノ郷信用販賣購買組合

大正八年十一月四日

有限責任羽倉信用販賣購買生産組合

大正十年十月廿六日

有限責任田熊信用販賣購買組合

産業組合中央會より表彰せしもの

大正三年十一月四日

無限責任坂井原村信用販賣購買利用組合

御調郡農會

農業者の自治的機關として農業の改良發達を圖り、又農業者の意見を代表して之を官廳に致し或は之を社會に發表せんが爲に、明治二十八年始めて郡農會を組織せり、同三十三年農會法の實施に伴ひ内容組織を變更し三原町以下三十三ヶ町村の農會を以て會員とし、經費は主として町村農會の負擔とし縣及縣農會郡費の補助により普通農事の外林業養蠶等にも施設計畫する所ありたり。

大正十一年農會法の改正十二年郡制廢止は益其責任を加へ從來郡に於て經營せし事業は農會に於て繼承することなりたり。

設立以來基本財産の蓄積に意を致し、且郡制廢止に方り、郡費の特別補助を受け現在の財産左の如し。

債 券 壹萬二千圓

現 金 二千圓

財産林 二町二反八畝歩

本會が施設せる事業の主要なるもの左の如し。

明治三十四年より専任技術員を置き、大正七年専任幹事を設け郡制廢止後は更に技術員を増員せり。

町村農會に専任事務員並に技術員設置の必要を認め、大正十二年度より俸給半額以内の補助金を交付して之を奨励せり。

部落農區を作りて次の事業を施設せしむることとせり。

イ、農業生産の増殖に関する施設。

ロ、農業經營改善に関する施設。

ハ、農家經濟の發達に関する施設。

ニ、農村生活の向上發展に関する施設。

ホ、農村の社會改善に関する施設。

大正十一年より共同作業を農區に勸奨し、十二年よりは莫大の經費を投じて奨励に努め現在四十五の組合を設置するに至れり。

農業組織の改善を促し耕種副業組織の經營をなさしむる爲め副業の奨励をなせり。

農會經營研究會を開催し、町村勸業是を確立せしむ。

産米改良及販賣方法の改善をなさんとして農業倉庫を經營せり。

土地改良

蘭草原苗圃桑苗園設置。

新聞の發行。

大正十三年度の經費左の如し。

金三千五圓

事務所費

金六百四十二圓 會議費
 金壹萬九千八百六圓 事業費
 金三千百五十二圓 負擔金
 金三百十五圓 其他
 合計貳萬六千九百貳拾圓

御調郡教育會

明治廿七年創立市村にて發會式舉行同三十一年尾道市制施行に就き分離同三十二年郡制の實施により世羅郡分離せり、創立の際は御調世羅郡教育會と稱し、同三十二年御調郡私立教育會と改め後御調郡教育會となし、大正十一年八月廿三日に社團法人御調郡教育會と稱するに至れり。

會長は明治三十一年迄は澁谷榮造同四十二年迄は沼田良藏にして其後は郡長之に當れり、本會の最も大なる事業は三原教員養成所の經營にて同所は明治三十三年の創立にて小學校教員の不足を補はんとし、當時の會長沼田良藏等の苦心慘憺の結果縣、郡、及三原町より若干の補助を得て成立し後本會の管理を離れて今日に至りたるものなり、猶本會經營の事業は左の如し。

講習會 講演會 視察員派遣 代議員の派遣 體育大會 庭球大會 音樂會 雜誌「御調教育」發刊

研究調査（普通教育、體育、實業教育）。

基本金大正十三年三月現在左の如し。

五分利國庫債券金壹萬五百五十圓
 縣債金參千五百圓
 現金貳千六百七拾三圓拾五錢

會員

通常會員 小學校教員以外 一二八
 特別會員 四九六

經費

大正十三年分金參千八百九十三圓にして内譯
 金八百二十三圓 事務費
 金貳千九百七十圓 事業費
 金百圓 豫備費

廣島縣自治協會御調郡支會

地方自治の改善發達を圖るため、大正十二年七月十七日設置し、自治行政に關係ある官公吏及有志者を以て組織し左の事項を施設するものとす。

自治振興に關する調査研究。

郡内に於ける各町村の連絡統一を圖り、其施設を助成す。

自治民育に關する講習會講演會を開催し自治思想の開發訓練をなす。

實務講習會を開催し事務の處理に關する指導訓練をなす。

自治に關する著書其他の資料を蒐集し又は紹介をなし且印刷物を發行す。

大正十二年度には十三年一月十一日より二日間廣島縣理事官歌田千勝等を招き町村議事並に豫算に關し各町村主任者の實務講習會を開き十三年度は郡勢要覽を調製出版し並に講演會を開催するの豫定にて、壹ヶ年經費二百七十圓なり。

廣島縣神職會

御調郡
尾道市

支會

國體を講明し神社の隆盛を圖り、教化訓育を資するが爲め、御調郡及尾道市神職を以て組織す、會長は郡長を推す、其の事業は神職の風紀及び勤惰を督勵監視し、講師を派遣し神徳講演を爲し、神職講習會及神職養成部を設く、各神社に於て神徳講演を開催す、神職に地方公共事業に協翼し民風民政の裨補に努めしむる等なり、年々

神職を養成すべき學校に入るものに對し、二人を限り若干の學資を補助し別に神職講習會を開き必要なる學術の講習をなせり、其經費壹ヶ年金壹千五百圓なり。

御調郡佛教團

各宗寺院の親密を保ち佛教的信念を以て一致提携し、民力涵養の達成を目的とし、各宗寺院住職を以て組織す、團長は郡長を推す其事業は毎年一回總會を開くこと、毎年一回以上郡内數ヶ所に於て講演會を開く、郡町村等の地方公共團體と氣脈を通じ自治の振興教育の普及産業の改善に關する助成をなす、青年團、處女會、婦人會、在郷軍人會、教育會等の團體と協同して勤儉力行の作興に努む、感化救濟事業の援助及其施設をなす等なり、其經費千三百圓なり。

御調郡青年團

町村青年團三十四團體を代表し、正團員は年齢十五歳より廿五歳迄とし、其數三千五百三十九人あり、其他の團員八十五人なり、團長は御調郡長之に當る、町村青年團の團長は小學校長二十三人其他十一人なり、其事業は總會、講演會、體育競技大會、武道大會、武道講習會、中堅青年講習會等なり、一ヶ年の經費壹千九百五十圓なり。

御調郡處女會

大正十年九月創立にて三原女子師範學校にて發會式を挙げたり、正會員は尋常小學校卒業より結婚までとす。其數壹千九百四十六人にして其他の會員百五十四人あり、郡内四十一箇の處女會を代表せり、會長は郡長之に當り事業として總會講演會中堅處女講習會を行へり。經費大正十三年分二百二圓なり、猶町村處女會長は小學校長三十三人其他八人なり。

町村團體 (大正十二年)

町村名	青年團員	處女會員	町村名	青年團員	處女會員
三原	一一〇	四三	菅原	一三一	一一〇
糸原	一四二	三〇	野邊	八九	九〇
栗原	二二〇	一七〇	川邊	六七	〇
土庄	七三	〇	上川	七四	〇
三野	七八	〇	諸津	一二二	〇
山西	五六	〇	宇津	七六	〇
深山	五六	〇	奥津	八三	〇
吉田	六一	二四〇	市河	八三	〇
美郷	一四一	三五	今津	一〇三	〇
木ノ庄	二〇二	一〇三	野内	六一	〇
	二一九	一三二	幡	九八	〇
			計	四、〇〇三	一、三二七

町村名	青年團員	處女會員	町村名	青年團員	處女會員
坂井	六一	五一	井濱	一五〇	四八
久井	一二五	四六	庄	一〇七	〇
羽和	一三四	〇	浦	一〇七	〇
向島	二四〇	〇	熊	一五三	〇
向島	二四〇	〇	計	四、〇〇三	一、三二七
立花	四四五	七五			
岩子	四三	〇			
	九〇	二七			

客堂秋月
宇都宮土籠
秋風弧館夕
搖落對斜暉
近砌陰蟲響
衝雲塞雁飛
枕邊鄉夢斷
燈下夜鐘微
坐見繁霜隨
一寒奈短衣

第六 人物

城主

杉原氏 木梨村菅尾山城主

平貞盛十代の孫光平建仁二年備後の守護となり、命により蘆田郡八尾山城を築く、光平歿して子資平職を襲ぐ孫胤平弟下總守勝平と共に鎌倉に仕ふ胤平高時の女に通し將に誅殺せられんとす、逃れて安那郡山野村に隱る、元弘元年八月二十七日櫻山慈俊義兵を擧ぐ胤平之に應ず。後醍醐天皇遷座の時船上山に馳せ參じ還幸に隨ひ京都に上る、弟勝平と謀り兄は足利氏に弟は新田子に従ふ。延元元年二月八日尊氏西走し輶に下るや三寶院の僧正賢俊勅使として下向し持明院よりの院宣を下さる、同十五日尾道淨土寺に入る此時胤平は國に歸り子信平爲平をして隨從せしむ時に兩人深津郡本庄福山の麓能滿寺にありたり、備後にて集まるもの三萬餘騎是より九州に下り筑前多々良濱にて菊地武敏と戦ひ、信平七人の首を取り爲平も亦無類の功あり、尊氏手つから「西國一番の働比類なきもの也」とその母衣に書付けしといふ其功に依り、同三月四日兩人に木梨庄十三ヶ村（木梨、市原、小原、梶山田、三成、白江、猪子迫、木原、吉和、久山田、栗原、尾道、後地）を給ふ、翌二年十二月

廿四日の引渡しといふ。其後度々軍功ありしにより、蘆田品治兩郡の内にて府中、古府中、鶴飼、中須、栗柄、高木、土生、柞摩、常、金丸、中島、戸手、福田、近田、大橋、長谷、今岡、上安井、下安井、の十九ヶ村を給ふ、然るに備後六郡志に載する所の給地狀は左の如くにて日付等に於て多少の差違あり。

尊氏花押

下 杉原彦太郎信平

可レ令早領ニ知備後國本郷庄木梨庄地頭職ニ事

右以レ人爲ニ勳功之賞ニ所ニ宛行ニ也者任ニ先例ニ可ニ沙汰ニ之狀如レ件

建武三年五月廿日

尊氏花押

下 杉原彦太郎信平

可レ令早領ニ知備後國福田高淵地頭職ニ事

右以レ人爲ニ勳功之賞ニ所ニ宛行ニ也守ニ先例ニ可ニ致沙汰之狀如レ件

觀應二年二月十二日

山口縣三田尻木梨家に傳ふるものに。

尊氏花押

下 相原又次郎爲平

可レ令早領ニ知備後國本梨庄半分地頭職ニ事

第六 人物

右人為勳功賞之所宛行也者守先例可致沙汰の狀如件

建武三年三月四日

備後國木無庄地頭職事任御下文可致沙汰付于相原又次郎為平之狀依仰執達如件

建武四年十二月廿四日

武藏權守花押

朝山四郎左衛門尉殿

ありて從來の傳説に一致する所あるなり、其領地の石高は左の如しといふ。

木梨市原兩村	千四百石	小原村	七百石
梶山田村	九百石	三成村	七百五十石
白江村	二百五十石	猪子迫村	七十石
栗原村	二千四百石	木原村	二百石
吉和村	六百五十石	久山田村	四百五十石
尾道町	三百三十石	後地村	八百石

(久山田水廻山小城有り番士を入れ置くとあり鳴瀧山城なり)

初尊氏浮海時備前之今木氏(中略)備後之杉原、山内、在地、和地、宮等安藝之熊谷、志地、兒玉、小早川(中略)及南海四國群士皆喪氣謂武家不能起暫從主化可以待時而皆悉紹介屬義貞麾下(中略)及尊氏復振山陰山陽南海諸士皆變志望風悉應尊氏(續本朝通鑑)

延元二年三月尊氏の命により城を築く、落成の時適鷲來りて城中樹上に棲む因て鷲尾城と名つくといふ。然れ

とも六代の祖清網鷲尾次郎と稱するを見れば必ずしも之のみに依りしにあらざるべし弟爲平同所家城に居る。

興國元年五月四日伊豫國府にありし脇屋義助病死したれば時來れりと、細川頼春七千餘騎を率して伊豫の境なる河江の城に土肥三郎衛門を攻む、此時備後より信平兄弟も亦將軍方として馳せ加はる。

正平四年四月足利直義尊氏の庶子直冬を以て請うて中國探題となし輒に居らしむ、頗る人心を得之に馳せ集るもの杉原信平爲平、江田源八泰氏、三吉新兵衛尉光茂、山内大和守直通、宮下野守兼信、渡邊四郎兵衛究、同刑部左衛門尉忠、高尾九郎四郎元信、馬屋原但馬守正國、村上左衛門尉、三原清五郎等なり、已にして隙あり杉原又四郎

利孝、宮兼信、馬屋原忠實等五百餘騎高師直の意を承け直冬を改む、直冬遂に敗れて九州に遁る、(一説に杉原又次郎を加ふ)時に九月十五日なり、利孝の族系知れ難し、信平の子を光信といふ、滿盛元盛元直を経て光恒に至り、天文十二年六月尼子義久に攻められ遂に自殺

す、弟和泉守も尾道坊地坂にて戦死し子高盛出雲に捕還らる、依て山口大内義隆を頼み漸く恢復するを得たり、高盛名を元清と改む、城名を亦釋迦峯と云ふ後木頃城主石原小四郎忠直の爲に殺さる、其子元經再ひ之を取還す



鷲尾城趾

忠直は八幡城主澁川家に投せしといふ、元龜三年沼隈郡新庄城主古志清左衛門と不和となりしが、小早川隆景の計ひにて和議す。天正十二年尾道權現山(千光寺山)に移る、病死して善勝寺に葬る其子廣盛同十九年秀吉より山城を禁せられ再び木梨に歸り家城に居る、文祿四年毛利輝元の旨に忤ひ周防の國爪止の庄に移轉を命せらる。爲平の後を匡信といふ沼隈郡山手村銀山城に居る其子を理興といふ、山名氏を冒し神邊城に居る其子盛重亦神邊城にあり子に元盛景盛あり。

元經の弟を七左衛門尉經珍といふ、天正十九年土生村淵上の城に居る、文祿四年廣盛と同時に落城す。

杉原氏の後裔今、山口縣にて三家に分る、吉敷郡糸米村にあるを木梨辰四郎といひ同郡宮野村にあるを男爵木梨彥亮といふ佐波郡防府町にあるを木梨金一といふ。

猶杉原氏の當時此地方にて繁延し勢力ありしは非常のものにて今一二を擧ぐれば。

康正造大裏段錢引付に

新藏人	草原村	段錢	三貫文
美濃守	父木野四ヶ所	同	九貫百文
因幡守	信數	同	六貫五百七十九文
彦四郎	木梨庄	同	十二貫三百七十五文
千代松丸	三原浦高洲	同	八貫二百八十五文
左京亮	杉原本庄	同	五貫文

兵庫介	備中金恒名	同	一貫五百文
同	雲州安田庄	同	二貫文

備後古城誌には

沼隈郡銀山城	山名入道丈休家老
杉原伯耆守	同
同 備前守	同
同 播磨守	盛重
同 伯耆守	盛政
同 石見守	盛成
同 高須村古城跡	同
杉原千代松丸	同
同 關屋城	同
杉原河内守	元胤
同 河内守	元可
同 豊前守	元弘
同 肥前守	元長
品治郡本郷村勢山	同
杉原伊賀守	盛兼
本梨伊賀守	同

第六人物

芦田郡土生村用土川上

杉原又四郎	利孝
同 民部小輔	元經
同 七郎左衛門	經狗
同 七郎左衛門	恒政
同 七左衛門	常義
同 又次郎	義常
同 又四郎	同
同 出口村八尾山城	同
杉原石見守	基康
三谿郡大田幸村	同
木梨小治郎	元經
御調郡木梨村鷲尾山	同
木梨左衛門尉	信平
同 彦四郎	同
杉原越前守	高盛

同 又左衛門尉 元信
 同 民部少輔 元經
 同 宮内少輔 廣盛
 同 平左衛門尉
 同 又次郎 爲平

木梨治部大輔 通經
 杉原播磨守 康平
 同 永盛
 同 中務大輔

毛利家古文書に見えたるもの

○毛利弘元子女系譜書

弘元御子

興元 御かみさま高橋殿之御五もじ
 福原御腹 御五もじ 初は山内へ御座候(豊通)其後竹原殿(小早川興景)へ御座候其後杉原殿へ御座候其後同盛重へ御座候
 元就

○毛利氏親類衆年寄衆并家人連署起請文案被仰出趣存其旨各言上事(弘治三年二月二日)

杉原越中守隆盛

○村上元吉外十四名連署注進狀(大阪兵庫送りの際)

木梨又五郎元恒

○毛利元就父子雄高山行向滯留日記(永祿四年三月廿六日)

木梨越前守

浄土寺古文書に杉原家に關するもの數通あり。

浄土寺雜掌爲俊申備後國因島事早大田彌五郎相共菰彼所任安堵狀沙汰付爲俊可被執達請取之狀如件

建武三年三月四日

相原淡路守殿

源貞國 源顯氏

浄土寺領備後國因島地頭職事去二月十九日將軍家安堵御下文并今日四日御教書謹拜見仕候畢任被仰下之旨太田彌五郎相共菰彼所打渡下地仍爲俊請取執進之候以此旨可有御披露候恐懼謹言

建武三年三月七日

淡路守平泰綱請文

相原淡路守泰綱は光平の孫宗光の子當國住人
 太田彌五郎は三善貞冬と云ひ太田庄の役人。
 源貞國は式部大輔阿波守時國の子。
 顯氏は細川陸奥守。

諸國利生塔安國寺事建武以來御願異他且爲勅願所被下通誠也仍差置警固可專興隆之由評議訖早備後國利生塔同料所概田村事宮平太郎相供任雜掌申請之旨止武十并甲乙人之妨且全寺領之所務且可注進遊營之成否將又有違亂之訴者縱雖不遣奉書每度停止狼藉可被注申子細寄於事左右若有非法之儀者可被處罪科之狀依御執達如件

貞和二年六月十六日

武藏守花押

相原民部丞殿(親光)

備後國浄土寺雜掌寂明申塔婆料所當國上山村草村概田村等地頭職事訴狀(副具書)如此築地六郎次郎秀國三吉鍛冶屋彌四郎以下被致押妨狼藉云々

所申無相違可退彼妨若又有子細者可參決之旨相觸之載起請之詞可被注申之狀依仰執達如件
觀應二年六月二十九日

宮下野權守殿

散位は杉原伯耆守左近將監光房にて時綱の子なり

文和二年にも同人の文書あり

於淨土寺殺生禁斷所供菜人等假社家威致殺生之由承及候殊以無勿體候自往古殺生之地候之上縱雖供菜人候固可有御禁制候若於違犯之輩者任法可加炳誠候諸事期後信候恐惶謹言
(貞治四年)二月二十二日

進上淨土寺侍者御中

左近將監重尙花押

(杉原光房一族乎とあり)

禁制 尾道淨土寺々邊殺生禁斷事

右自往古於寺邊固所致禁制也然近年寄寄於世上動亂違犯之輩出來云々太不可然向後堅所令加制止也至不法之族者可處重科狀如件

延文三年戊戌三月二十日

左衛門尉信平花押

貴札之趣委細拜見仕候仰尾道浦中殺生禁斷事如往古可有御興行之由承候尤可然候於爲平分領者堅可有御禁斷候若於扶持候仁等中寄事於左右背制法候者注給交名可處罪科候委細之旨令申入光一御房候畢恐々謹言

延文三年三月二十日

爲 平花押

杉原光平備後に來りしも其守護たるのことは三備史略以外に見ざる所にて其の何に據りしやを知らざれども其孫泰綱及五代孫なる光房親光の文書を存し何れも地頭若しくは庄官の地位にあるを見れば木梨城以前に於て既に勢力ありしを知るに足るなり

杉原氏系圖 (山口縣木梨家所傳)

平貞盛 — 維衡 — 正度 — 貞衡 — 貞清 — 安濃津三郎 清綱 善尾次郎

維綱 西國梅賊退治 桑名三郎 良平 丹後八郎 恒平 攝津守、文治五 光平 杉原伯耆守 杉原本郷木梨燒野祖 員平 從五位下民部丞 建武二、正、一六、四宮河原戰死

僧眞觀 胤平 凡人佐 信平 又太郎 從五位下 左衛門尉 本郷 光信 太郎左衛門尉

恒清 心光明平 政綱 滿盛 賢盛 忠綱 親綱 時綱 光房 伯耆守 爲平 又次郎 民部丞 子孫皆以木梨爲稱號 光胤 備中守 從五位上 光恒 修理亮 親光 民部丞 從五下

光貞 — 匡信 — 杉原播磨守 沼隈郡山手城主 理興 豐後守 盛重 播磨守 安那郡神邊城主 元盛 隆盛に殺さる

光盛 太郎左衛門尉 元盛 又太郎左衛門尉 元直 又三郎 左衛門尉 光恒 天文十二年六月爲尼子義久 始高盛又左衛門 和泉守爲尼子勢 盛兼 平右衛門伊賀守 爲石原忠直殺 某子尾道坊子坂討死 服部勢山城主後裔至紀州

元經 元恒共民部大夫
法名雪溪
 經珍 七左衛門尉
土生村淵上城主
 女子 古志清左衛門妻
 廣盛 木梨宮内
 景吉 木梨清左衛門
 元次 木梨壹岐
常吉

光平者杉原祖也光平八傳至賢盛
 賢盛好和歌達連歌後剃髮號宗伊(本朝道鑑)

澁川氏 吉和鳴瀧山及八幡小童山城主

澁川氏は足利泰氏に出づ泰氏の子義顯上野國澁川郷を領す依て澁川次郎と稱す、曾孫義季族宗尊氏に従ひ建武二年武州女影原にて戦死す、子直頼に至り御調別宮即ち八幡庄を領す、實に觀應以前にあり。一方足利氏との關係を見るに義季の妹は直義の室にして直頼の妹幸子は義詮の室たり、流石支族たる丈に其間頗る親密なりと云ふべし、此時備後に於ける領地は御調別宮の外沼隈郡山南山田福代の三ヶ所なり、其子義行武藏守護となり、蕨城を築く子滿頼に至り左近衛將監右兵衛佐となり、應永二年十二月筑紫探題に補せらる。是より先建徳元年今川貞世久しく補任なかりし筑築探題に補せられ屢九州の豪族と戦ひ勢力を扶植せしに、大内義弘探題たらんと欲し竊に斯波義將と通し貞世の短を訴ふ故に滿頼をして之に代らしむ、是より約百年間世襲したり。即ち

滿頼 應永二年補任同十九年上洛
 義俊 應永二十五年(一説に二十年)補任三十二年辭任

滿直 正長元年補任永享六年討死

教直 永享六年補任文明十一年病死

義鏡 長祿元年補任

尹繁 明應九年補任享祿二年在職

滿長 天文元年

義基 天文十年

滿頼は應永二年冬今川了俊九州探題を改補せられて上洛せし後を襲ひ、同三年四月十九日筑前へ參着博多城に入る、大内義弘と心を合せ鎮西の事を司り菊池小貳が餘類を尋ね探り之を誅戮せり、其威大に振へりされど猶所々に戦争あり。同二年菊池氏譜代の家人を集め、筑前溝口に戦ひ四年肥後高瀬に據る、大友親世是を聞き滿頼と共に之を攻む、九月廿九日落城せり。同五年二月滿頼肥前國凶黨退治のため進軍す是より年々戦争あり、十一年正月千葉胤基の家人鑰尼泰高俄に胤基に叛く探題より度々成敗を加ふるも承引せず、遂に少貳貞頼與力して彌騒動となる、探題滿頼の催促狀は



(城山童小)墓氏川澁

改年の吉兆□□□幸甚々々

抑千葉胤其之家人論尼刑部大輔泰高忽緒胤其致合戦之間雖度々加成敗不承引及難儀候依而馳塞之處結句少貳入道本惠令與力泰高所々居開押隔當手之仁等對滿賴致合戦候、凡本惠之陰謀連々雖其間不許容候處既に現形之上は無是非候仍可加退治早々有御出御合力候者可爲大忠候且京都へは可注進候尙々御本忠事之間彌被致忠節候者可然候頼入候委細之旨無經可申候恐々謹言

正月五日

滿賴判

深江修理亮殿

斯くて滿賴は軍兵を催して國府へ發向せり。四月十二日接戰泰高等討死す、滿賴暫時小城に本陣後綾部に歸城す、十二年三月赤星遠江綾部へ押寄せ探題の白虎城を攻む滿賴防ぐ能はず遂に博多へ歸る、赤星肥前の守護と稱して大に威を振ふ。同十三年八月三日滿賴剃髮して道鎮と稱す、十九年十一月道鎮上京す三男教安留守たり肥筑の武士博多の城を警衛す道鎮其後下向探題職兩度なり、應永三十三年再び上洛文安三年卒去歲七十五なり。左近大夫將監義俊は道鎮の嫡男なり、應永廿五年將軍義持よりの教書にて探題となる、翌年六月廿日大明國の使呂淵博多に來り義俊に謁し近年日本の賊船度々大明に渡海し諸所に亂妨す之を止められん事を請ふ。卅年五月少貳滿貞千葉胤鎮軍兵を合せて博多城を攻む、義俊敗戦肥前山浦勝尾城に逃る。卅一年少貳の一族筑紫教門の爲に攻められ再び筑後に逃れたり。卅二年少貳猶攻め來るの由聞えければ中國へ使を遣し大内介持世に援兵を請ふ持世兵を送りて之を助く、少貳勢と戦ひ互に勝敗あり義俊筑後に退き遂に職を辭し三潞郡酒見に蟄居せり。正長元年大内介持世鎮西司職の闕くるを歎き道鎮の兄彌三郎滿行の嫡子御調三郎中務大輔滿直の筑前鳥飼城

(福岡)に居りしを將軍義教に訴へ探題に補せられたり後武藏守に守領して鳥飼城に旗を擧げたり。永享元年菊池武興等少貳滿貞と牒合せ筑前に亂入して滿直と戦ふ。同二年六月十八日菊池少貳再び探題と戦ふ、此時宮崎の社回祿す。同五年大内介持世九州に渡り滿直と心を合せ少貳滿貞等と戦ひ遂に勝つ、六年正月滿貞の弟横岳頼房同志と談らひ滿直を攻めんとす、滿直神崎に至り對陣せり。同月廿日滿直不慮の戦に討死せり。

滿直の一子萬壽丸十三歳なるか、永享六年十月十六日探題職に補せらる即ち元服して將軍義教より諱の字を賜はり右衛門佐教直と改む綾部城に居り家人碧海、森戸、足助、齊藤を執權とす、此頃前探題從弟左近將監義俊は筑後國酒見にありしが今年十一月十四日に卒去せり(一説に十一月二十一日酒見に於て菊池の爲に討死とあり)同十三年六月廿四日赤松滿祐將軍義教を殺す教直も諸將と共に播州に上り白旗城を攻め、九月十三日滿祐父子を誅伐せり。寛正六年八月廿一日教直使を京都に遣し、其子三郎の受領を望み請ふ又海東諸國記に九州節度使源教直歳々一二船を遣すことを約す、書に或は九州都元帥と稱し或は九州總管と稱す、肥前國に居る其城博太の南十五里に在り民居一千餘戸正兵二百五十餘九州の兵を總括すと文明十一年病死す。

贈日本西海元師源教直使者

佑 畢 齋

玉張龍泉靜海潤名香來進鷓鴣斑無端暗語賢從事如對將軍萬里顯

文明十四年春綾部の城の澁川萬壽丸といふは前探題教直の三子なり、十二歳にて家を相續し郎從森戸齋藤足助碧海を後見とせり。同年秋少貳政資綾部城へ、押寄せ澁川と戦ふ城兵利を失ひ萬壽は筑前國へ落ちたり、此時大内より將軍へ言上し、澁川へ、合力すべき、内書下り少貳叶ふべき様なく何方へか落失せたり此時の教書は、

太宰少貳政資事發向綾部城間爲合力先度被成奉書訖所詮於政資者可加退治之旨被仰付大内左京大夫之上者不日尋搜落所誅伐之可被致忠節之由所被仰下候也依執達如件

文明十五年十月廿五日

前大和守判
上野介判

澁河萬壽殿代

とあり然るに種々の風説起りて大内介政弘も萬壽丸に對し異心ありと聞えしかば大内家の老臣より來書あり。

就雜説之儀御使之趣發存候與寺殿權任仰置候聊不存緩急候八幡大菩薩可有照覽候更非虛言候上者彼仔細一切當方不存知仕候以此旨可然之様可有御披露候 恐々謹言

十一月二十八日

三川前司重隆判
左衛門尉武道判
散位經房判
左衛門尉弘相判
彈正忠弘矩判

謹上 森戸修理進殿

碧海民部少輔殿

斯くて萬壽丸は筑前岩門の龜尾城に居住しけるが、長享元年十二月十日家人足助森戸の爲め生年廿歳にて殺害せられたり。少貳政資之を機とし龜尾城に押寄せ森戸以下を斬首せり、夫より兵を以て探題教直の末子刀禰王丸の居りし綾部の城に取懸りしに遂に筑後國へ落行きたり。延徳元年十一月十三日少貳政資肥前養父の城山にて澁川刀禰王丸と戦ふ澁川方敗北して筑後犬塚の城に籠る、二年犬塚の城陷る。

明應八年澁川刀禰王丸は肥前國部の城にあり、大内介義興探題職補任の事を吹舉せり、九年の春將軍義尹周防山口に入る刀禰王丸其祝儀として矢俣越前守を防州に遣す義尹よりの書は

至防州下向候了被致忠節者尤可爲神妙候猶大内左京大夫可述候也

四月十日 御判

澁川刀禰王丸どのへ

又大内介より副書

將軍家至於當國就被遷御座候賀御申候趣致披露候仍而以御内書被仰出候尤御祝着之至候此等之次第定而矢俣越前守可被申候

恐惶謹言

卯月廿四日

義興判

探題人々御中

第六人物

二〇七

刀禰王丸は元服して將軍より諱字を賜はり、右兵衛佐尹繁といふ探題職に補せらる其教書は

鎮西探題職事所補任ニ也彌任ニ先例可レ致シ沙汰ニ之狀如レ件

明應九年八月十二日

御 判

澁川右兵衛佐殿

茲に父教直の遺跡を襲き園部の城にありて九州の政務を取れり。永正の初め少貳資元手勢二千餘騎を率ゐ、此頃尹繁の居城なる綾部白虎城に押寄せたり。尹繁の兵之を防ぎ兼ね遂に筑後國へ落ちたり、永正四年將軍家よりの内書により、一時九州平均せり、享祿二年義興父の跡を繼ぎ大内介となる。尹繁使者を遣し義隆並に長臣陶尾張守興房に一書を送る義隆よりの返書

御札之趣恐悅候殊爲祝儀御太刀一腰令拜受ニ候畏入候仍同一振進覽之候猶杉三河守可レ得御意一候 恐惶謹言

三月廿八日

周防介義隆判

謹 上 探題人々御中

尹繁の卒去明ならず、天文二年十二月尹繁の長男彌五郎義長大内勢に加つて討死せり、義俊の弟義鏡の長祿元年探題に補せられ、天文十年義基の同じく探題たりしこと野史に見ゆれども其經歷詳ならず、又歴史年表には天文元年五月探題澁川滿長大内義隆を圖る事あり。

其後は大内氏自ら探題と稱せしと云ふ、此間中央と連絡を有つ爲に最も必要なりしは彼が備後に於ける領地なり、一旦事有るに臨み歸洛の道を斷絶せらるゝの恐れあるものは藝備豫讃の海上權を握れる村上氏なり。海上に於ける村上氏に對し吉和山南の地に據り一族を之に居らしむ、即ち滿頼の弟滿行は御調殿と號し其子滿直は御調三郎と稱し、義俊の弟滿家は吉和殿と稱す、然るに此頃吉和城には宮地氏ありて二三代繼承せしが滿頼探題となりて二十九年の後即ち應永三十年本郷太平山城主木頃石見守の爲に攻め落さる、宮地木頃等しく杉原氏の被官の如く傳はれども杉原氏は多く陸上に繁衍せしに吉和の城は海上を主とするの城にて後は村上に投ぜしを見れば或は村上氏の部下ならざるまでも多くの好意を持ちしもの如し、若し然りとせば且一方八幡勝山城は滿頼に依て築かれ。其廣福寺は探題に創建せられしとの傳説を綜合すれば澁川氏は勝山城に據りしも出入に甚だ不便なるを以て宮地氏の去りし後此城に據りしか然らざれば宮地氏は澁川氏の被管たりしか何れにもせよ、澁川氏の鳴瀧城に據り居りしは争ふべからざる事實にて其城一名探題山と稱するは澁川探題が居りしよりの名なると明なり。吉和の地にも猶多少の言傳あり、一方八幡勝山城の菩提所として廣福寺ありしに拘はらず、鳴瀧城の菩提所としては加賀蓮臺寺村にありし蓮臺寺を向島に移したり、東村岩谷極樂寺跡と稱する地は其處なるが如し、光明寺文書に、

見性大徳本長門國人於ニ備後國蓮臺院弘所學レ法 養尾村蓮臺寺開基見性上人

性公門人有觀蓮大徳(脉譜覺)入之資)在備後國宇多島弘法淨教矣

此事應長元年辛亥十二月南都東大寺戒壇院二世凝然師述作淨土源流章に出づ

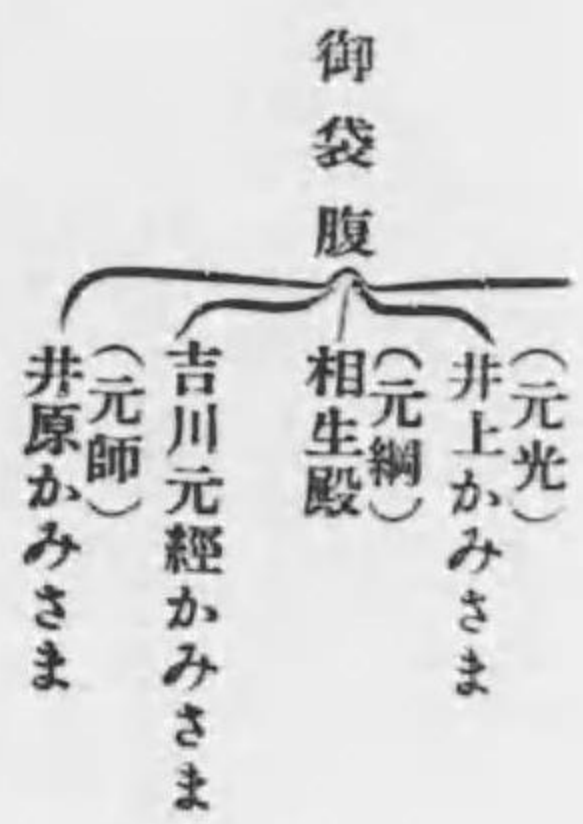
とあり又向島寛文十年及元祿六年の記録に共に極樂寺は澁川氏の菩提所なりとあり、又美生蓮臺寺の申出書には開山見性上人歌島より移轉とあり、是に據れば向島にては蓮臺院極樂寺といひしか満頼の上洛義俊の没落等しく應永卅二年にして宮地氏の因島投歸の後二年にあたり。其より百年の後即ち最後の探題尹繁の襲任より三十年を経て大永五六年に至り、家運振はず其子義陸勝山城に入りたり後小童城を築き之に居る蓮臺寺を美生に移せしは此時なり、義正義滿三代相傳へ天正元年義滿歿して遂に斷絶せり義陸の八幡に入るや領家として平田氏ありしも地頭愈入莊せし爲め去つて蘆田郡有地氏に投じたりと云ふ最後の領地は八幡莊十ヶ村の外福山領にて數ヶ所ありしと傳ふ

澁川家譜曰應永三年澁川滿頼始爲鎮西探題同十三年八月剃髮號道鎮探題於其子義俊同三十二年父子共辭職入洛、正長元年澁川滿直爲鎮西探題永享六年正月與少貳戰于肥前神崎而死、其子敦直以同年五月廿二日繼探題職文明十一年卒、長子政實早世次男萬壽丸繼職長享元年十二月於岩門龜尾城爲家臣足助森戸齊藤被殺、尹繁者其弟也明應九年八月十二日補探題職此後子孫衰微。(讀本朝通鑑)

其毛利氏との關係は同家慣用の結婚政略に陥りしもの如し。毛利氏古文書に

毛利弘元子女系譜書

(澁川) 八幡之かみさま



即ち元就腹違の妹義正の室たりしなり

又毛利元就父子雄高山行向滯留日記には澁川宮内大輔殿とあり蓋し義正なるべし、彼は親戚として最も親密なる義兄弟として列席せしならん、然も二回迄も列座せしを見れば彼の得意思ふべし。是れ實に永祿四年三月の事にして百余年間探題として九州に威を振ひさしもの大内家をして手を出す能はざらしめし此名家の十二年後に斷絶せんとは夢にも知らざりし所ならん。

澁川古文書

○
たぢまの、おほたのしやうのうち、しものほうのしもがた、又あかはなの村、むさしのくに、つゞきのこほり、さへとのがうの四分一、むすめとよかめに、ゆづりたく候、のちのせうもんのため書きおき候也
○
正をう二年十一月廿六日
りやうしやうあかはん

むさしの國おほあさうの郷、ひたちの國おほくしの郷、たぢま國おほたのしやう、下のほうの下方、ならびにあかはなのむら、こどのの御ゆづ

りにまかせて手繼もん書ぐして三郎(義季)にゆづりわたす、たゞしこれのけうやうのために申をきてて事さよいるぐさたさせ可有候
系いにん四年八月十八日
あかはん

○ 家政所下

可_レ令_二早源直頼領_一知武藏國大麻生郷同國佐江戸郷肆分一常陸國郷内大串村但馬國大田庄内下保下方並赤花村一
右任己母平氏永仁四年八月十八日讓狀等先例_二可_レ致_二沙汰_一之狀所_レ仰如_レ件以下

案主 菅野知家事

正安_二三月十三日

令前出羽守藤原朝臣
別當相模守平朝臣御判
○ 大守平朝臣御判

任此狀可_レ令_二領掌_一之由依_レ仰下知如_レ件

正中元年十二月廿一日

相模守御判

○ 讓_二三郎義季_一分

上野國澁川湯之郷下野國足利庄内板倉郷武藏大麻生郷但馬國大田庄内下保下方事
右所領_二御下文相具所_一讓與也後日爲_二證文狀_一如_レ件

元享四年四月廿九日

前丹波守貞頼御判

一所 信濃國有阪郷

一所 同 國長土呂郷

一所 陸奥國酒谷村

一所 同國小紫村

一所 同國沼木郷

一所 同國赤阪郷

一所 備後國御調別宮

一所 同國山南郷

一所 同國山田村

一所 同國福代村 但大光明寺寄進

一所 佐渡國守護職

右所々相_二副本御下文_一以下手繼狀等所_レ讓與金王丸也御讓狀如件

觀應三年六月廿九日

直頼御判

○ 讓與所領事

合

一所 下野國足利庄内板倉郷

一所 上野國澁河郷

一所 武藏國大麻生郷

- 一所 同國藤郷上下
- 一所 同國遊馬郷領家職
- 一所 同國河佐野之村
- 一所 相模國一宮庄同社領富田以下
- 一所 同國西飯田堀内一宮領新御寄進
- 一所 加賀國野代村 但此内速臺寺村 蓮臺寺寄進
- 一所 越中國目良保
- 一所 同國春日 吉江保

以上

淨土寺古文書中に左記の三通あり。

備後國利生塔料所同國樞田村地頭職事三吉掃部助押領云々太不可然草花彼所一任貞和元年十二月三日御寄附之旨可レ沙汰付下地於寺家兼掌一之狀如レ件

貞治五年五月三日

尾崎加賀守殿

書 判

備後國淨土寺雜掌寂明寺領同國得良郷地頭職上山村地頭職草村公文職竝尾道浦堂崎在家等事當地行地候下賜安堵御判可レ備末代總鏡一旨令言上候可レ被レ經御沙汰一候哉以レ此旨一可有御披露一候恐惶謹言

貞治六年三月二十七日

武藏守義行書判

爲祈禱大般若御轉讀事恐惶候配供事天神御奉納殊以本望候 恐惶謹言

開六月十七日

進上 淨土寺長老

沙彌道祐書判

(右何れも義行のものなり)

澁川氏系圖 (續群書類從に據る)

足利泰氏

義顯 二男少輔次郎 義春 次郎三郎 貞頼 丹波守

直頼 中務大輔

義季 刑部大輔 建武二年七月廿二日 於武州女影原戰死年廿三

女子 大林寺殿(足利直義)室 從三位號本光院殿

幸子 寶篋院殿(足利義詮)室號香嚴院殿 從二位明德三年六月廿六日卒年六十

義行 右兵衛佐武藏守法名道祐 城武藏足立郡藤居之

滿頼 三男九州探題兩度應永二年十二月下向同三十二年上洛右兵衛佐左近衛將監應永十三年八月三日 落髮年三十五法名道鎮道號秀岳文安三年三月十三日卒年七十五號瑞祥院

義俊 二男次郎左近大夫將監應永二十年探題同卅二年歿落永享六年 十一月十四日筑後酒見病死年卅五長男某出家依續家

滿家 又次郎永享四年 遁世號吉和

義鏡 左衛門佐據藤 長祿元年探題

第六人 物

滿行 彌次郎號御調 號馬功寺玉室宗全
應永三年三月三日死葬轉多寺

滿直 號御調三郎 中務大輔 武藏守 正長元年探題職
永享六年正月廿日於肥前神崎爲少貳討死四十五歳號龍華院正幢宗源

教直 三男萬壽丸右衛門佐永享六年十月十六日探題文明十一年五月廿二日
於綾郡病歿年五十八歳號興寺大仙宗壽

萬壽丸 文明十一年六月一日家相續長享元年十二月十日於岩門龜居城
耶等足助森戸齋藤害之年二十歳光昭寺義英宗雄

尹繁 右兵衛佐明應五年八月十二日任探題年廿七

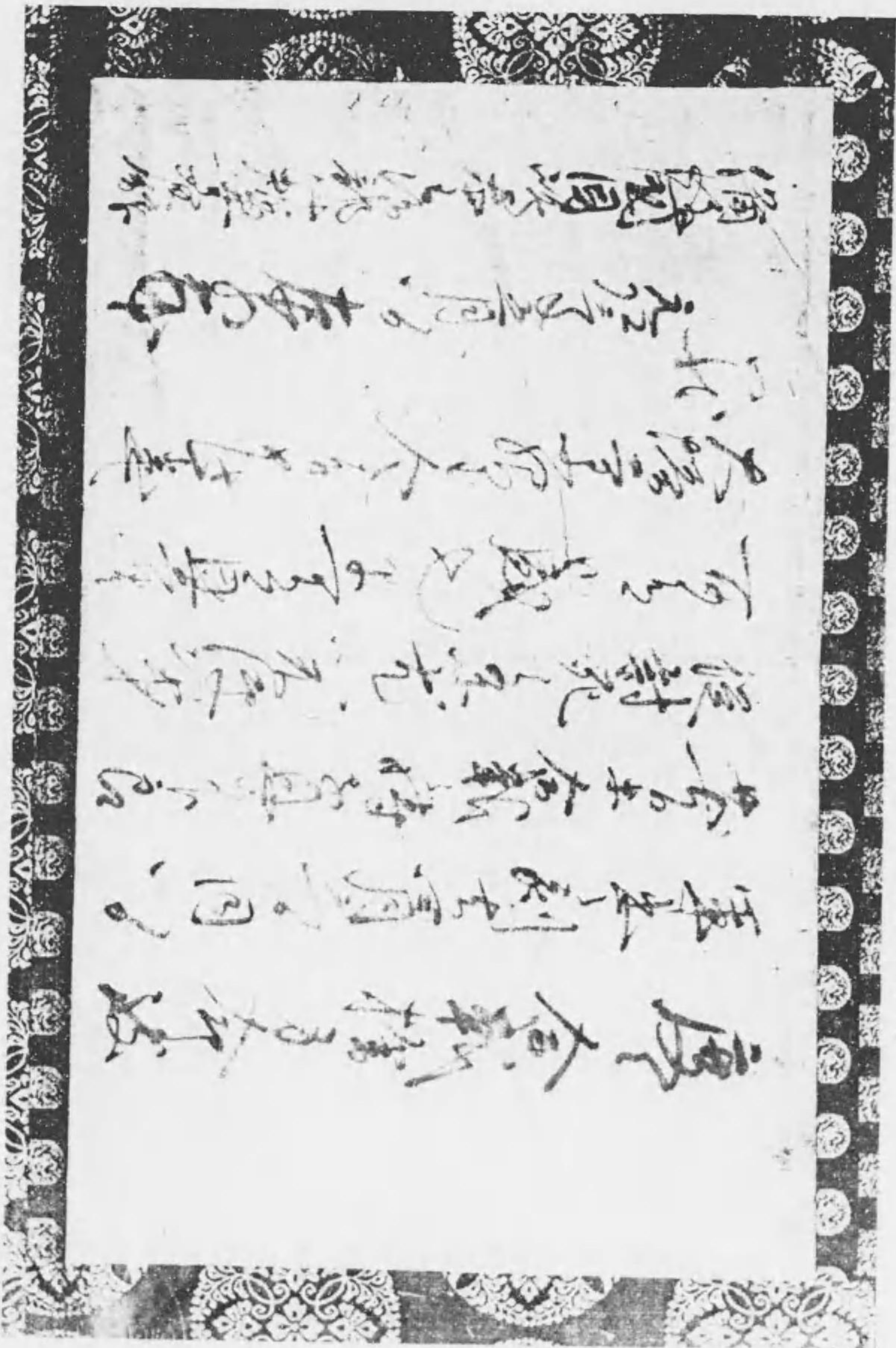
義陸 右兵衛佐天文七年八月廿四日卒(居小童城)
號長山常榮大居士

義正 王壽丸室毛利元就妹
宮内大輔

義滿 天正元年二月十七日卒小童城歿落
春岳道富大禪定門(蓮臺寺の記録には陸景元龜三年とあり)

村上氏 中庄青影城主

村上家は伊豫の豪族河野氏の一族にして始め同國野間郡を知行せり、三郎左衛門義弘に至り越智郡の海岸なる能島にありしが漸次勢力の發展するに従ひ。更に進んで因島に來り中庄青影山に築きて根據とせり、此地北豫の諸島と相連絡し備豫の海上を扼するに足る、遂に内海の諸海賊を統制して一海上王の觀を呈せしなり。時恰



飛感しりは賜弘義上村りよ庄親良謹

備後國因島本主治部法橋幸賀館
 元弘三年五月八日
 親王令旨如レ此悉之狀
 度々合戦捨身命致軍忠候剩去四月三日同八月廿七日等合戦之時子息以下耶從討死之條尤以不便次第可有御感也早可有恩賞者大塔二品
 元弘三年五月八日
 左少將花押

も元弘元年笠置陥りて後醍醐帝隱岐に遷幸し給ひ、世は苜菰と亂れしに護良親王吉野に在りて令旨を下し義兵を募り給ふ、而して山陰山陽の官軍には京都六波羅を攻めしめられしに此時の長門探題北條時直は六波羅に應援せんとて海路より軍を進めたり。豫て親王の召に應じたる義弘は一族土居通増得能通綱等と氣脈を通じ、兵艦を輒方面に出して其進路を遮断したれば、時直進むを得ず軍を回して伊豫屋ヶ岡に土居得能氏と戦ひたるに義弘亦兵艦を以て時直を追撃し大に之を破りたり、時に元弘三年二月なり。

翌三月天皇潛に隱岐を出て船上山を行在所となし給ひ、千種忠顯赤松圓心足利尊氏等六波羅を討ち五月七日遂に之を陥れたり。此時義弘一族郎等を率ゐて之に参加し功勳を顯したり、護良親王より賜りたる令旨左の如し。

右の文書は五月八日即ち六波羅滅亡の翌日のものなり、左少將は花押によりて四條隆貞たること明なり、又名宛の治部は治部大輔の略、幸賀法橋は義弘の道號たるは村上家系圖によりて疑なきを知る。而して文中の四月三日は赤松圓心が六波羅を攻めて敗北せし日八月は千種忠顯の敗戦せし日、同じく廿七日は赤松圓心が鎌倉の命を受けて船上山に向ひ賊將名越高家を撃殺せし日にて此等數度の戦鬪に義弘一族が殊功を建てたるを知らるるなり、親王の厚く恩賞を賜はらんとせられしもの宜なりと云ふべし。

正平廿年伊豫河野通堯賊將細川頼之の爲に其の本城温泉郡高繩城を陥られたれば、義弘は今岡通任等と謀りて通堯を安藝佐伯郡能美島に移し、遙に九州なる征西將軍懷良親王に使を送りて歸順の意を表す。此時義弘は新居郡大島にありしが、先づ防州屋代島の中子左衛門大夫藤重と通じ通堯を擁して同島に渡り次第に同志を集め、七月十七日千七百騎二百八十艘の大勢を以て九州に渡り、懷良親王に拜謁して優遇を賜はり通堯に通直の名を賜はりたり、後豊後に至り菊池氏に會し一時佐伯に留まりしが、翌二十一年通直に従ひ軍を豊前に進め諸所に轉戦して大功を建てたり。時に伊豫の賊兵隙に乗じて勢を得たれば親王の命により再び通直に従ひ、廿三年六月屋代島に歸り、謀を定め屋代島安藝の吳、能美島、伊豫の忽那島の諸族を招致し愈伊豫に發向し、諸所に轉戦し温泉風早新居宇摩の各郡を切り靡け遂には第二の征西將軍良成親王に伊豫下向を仰ぎて、一時大に官軍の全勢を占め得たり、是れ一に義弘海軍力を利用せし致す所なり。大正八年十一月十五日義弘の忠節天聽に達し正五位追賜の恩命を賜はりたり、實に天恩枯骨に及ぶものと云ふべし。(義弘勤王事蹟)

正平の末年義弘卒去して嗣なく河野十八家のもの互に暗闘せしが、今岡通任遂に之を押領せり然るに北畠顯家泉州安部野に戦死の後一子師清信濃の國に落行き居りしが、義弘卒去し家斷絶の事を聞き、元一族なれば其跡を繼がんとて三百餘騎を率ゐ紀州雜賀に打出で、雜賀熊野の海賊を味方とし讃岐鹽飽島に渡り、鹽飽三郎光盛を降し備中神島の海賊を語らひ五百餘騎となり、伊豫大島に至り舊義弘幕下のものを靡け舊城に入る、是より沖島、越智、西浦、莊美、下留、脇伏、摩手、向郡、内方、宮久保、恒生、本庄、鶉和、石川、比々、八幡、

金子を傾け海賊の棟梁となりて西海に其威を振へり、(武家高名記)其子義顯因島に來りて義弘の部將小林修理之介政常等と青影城を回復せんとし、箱崎の浦釣島に力戦して勝利を得今岡を亡せり是に於て義顯は能島に歸り、其三子二郎吉豊を青影城に置き三郎吉房は河野十八家の内來島の家を繼ぎ長男山城守雅房は能島を相續せり。吉豊應永卅四年播州赤松の變に足利將軍を助けて功あり。

就播州事早々馳參神妙候於二向後彌可レ抽忠節二也

應永三十四年十二月十一日

花押(足利義持)

村上備中入道殿

其翌正長元年多島地頭職を賜ふ。

備後國多島地頭職事爲二給分二所二充行二也早任二先例二可レ致二沙汰二之狀如レ件

正長元年十月二十日

花押(義持)

村上備中入道殿

吉資は享徳二年河野道春の歸國を助けて細川勝元より褒状を受く。

就河野伊豫守通春歸國事被レ致忠節二候尤神妙彌可レ被レ抽戰功之由所レ被レ仰下二也仍執達如レ件

享徳二年五月十五日

右京太夫花押(細川勝元)

村上備中守(吉資)

吉充の時に至りては天文十三年大内義隆より、輒に於て十八貫文を與へられたり。

花押(大内義隆)

下

村上新藏人(吉充)

第六人物

可令早領三知備後國安名郡瀬浦
内十八貫文足一

右以三件人所宛行也者守三先例可令全知行之狀如件
天文十三年七月三日

嚴島の戦に毛利家を助けし模様左の如し。

弘治元年九月初頃降景様より因の島へ御使被遣御味方仕候様にと被仰候藏人儀は若輩の義に御座候得者一門の者共末長を初と各御請申上候是を以て三原より三里程近島に罷居殊に御分國の儀に御座候得者各身體の儀奉頼候其上御奉公仕候者共大略身類の義に候得者御譜代の様に奉存候左候處に又乃美兵部より被申越大内殿陶殿安藝に討入被甲候此等能御にて候間警固被仕可然由内意被申越候武慶早々早舟にて來島通康へも被申達候へば通康義は兎も角も武慶次第と被申候其上通康事は頼に御味方の様にも覺申候子細は河野殿陶殿不中にて元就様と心を合せ被申候へば別義は無之と被申九月二十八日に三島の舟有の儘乗出櫻尾へ被罷出候元就御感不淺即時御對面被遊候種々御變應被下其後御物語被遊(中略)去る十五日にも當所折敷畑にて二萬許の敵を僅三千許にて切崩し候へは今後嚴島へ數萬騎取渡申すとも手答不仕殊更海上の警固被仕候へば猶以安堵被遊候由被成御意候武慶被申上候様は敵船の儀は假令百萬艘御座候共切捕可申候條海上御氣遣不被成候共陸の御任組肝要と被申上候(下略)警固の儀同廿九日の暮相に宮内へ推廻し大野へ山べりを推通し久芳の方より楫許にてつかし入申候風強く其上櫓數立不被申候故漸々九つ過に嚴島へ推入申候敵船筏の様に見え申波にゆられ如何様の術も可仕様無御座候船中に居候武者も酒に酔ひ船に酔ひ草臥物音も無御座候(中略)左候て夜のほのく明申時峯に貝の聲聞え申候各申候處雲火上り近々と見え申候宗勝被申候御本陣近候間先手の義は猶更敵陣近く推たると覺え候夜の不明内に敵の小舟共戰のさわりに成候舟の碇綱を切候へと被申候へばかき掛の役者共鎌鎗を推入推通り申候へば四五十艘程綱切れ申候て陸へたき上げ又は船に流れかゝり騒き申候へ共綱を切れ申とはゆめ／＼不存候と口論仕候(中略)左候て官船一番手の射手船藻切を付させ具を以て印を擧げ被申候へば射手船弓鐵砲打立敵船の面十四五間を一文字横に矢の如く推通し往來共に射立候へば碇綱悉切り候て以の外騒申候處に官船二番手の火矢舟四五艘沖へ推出候て火矢を掛申候其次官船三番手の印を擧候へば炮祿船各乘掛働候て矢鐵砲も早程近く候て射出す事不相成候付

て武者船掛被申働候て引舟は東西へ向たるを南より西へ廻り先より仕掛り申候間敵は舟込弓鐵砲射出十分一も無之候左候て片端より責掛り火を掛焼立乘取申候武者も乘不申手明の小舟共は是より取掛り不申候故大分推逃申候宇賀島一手をば三島方より切崩申大島方をば降景様御手船を以て末長左近大夫包久なと切掛仕崩被申候故かと積り申候大將伊賀をば末長左近自身討取申候(下略)
(右三島海賊家軍日記に據る處にて如何に彼等の海船に勇敢なるかを知るに足るを以て特に抄出せし所以なり此際の村上氏は因島吉充能島武慶來島通康なり)

吉充に之れが賞として與へられしは次の古文書によりて知らる。

於三防州浮米百石進之候處爲御禮以御使一狀給候御懇意之至候毎事降景可申述候間不詳候 恐々謹言

十二月十六日

隆 元花押

村上新藏人殿(吉充)

元就よりは同日に次の狀あり。

就御懇訴之儀對隆景蒙仰委細又申述候然者先浮米遣置候處爲御禮御使者畏悅之至候猶御使申候 恐々謹言

十二月十六日

隆 元花押
元 就花押

村上新藏人殿

右は弘治三年後の事にて少くも嚴島戦争後二年の事なり、以て愁訴云々の語も解し得らるゝなり。是より先弘治元年の古文書と思はるゝもの次の如し。

就其表之儀御使者被差越候以後數被仰御越候謹承知候兩島相違の段無申事候於此上も以御才覺被相調候事簡要候於趣候至乃兵所申遣候條可令御意候就夫至て家來中從後方切々可令御同意之由申置候上不及是非候雖然吉充亮康御覺悟無二之儀候條於輝元吾

等_二向後忘却有間敷候間御家中衆へも能々被_二仰聞_一無_二異儀_一肝要候於_二御愁訴_一者隨分可_二相調_一候委細御使者へ申入候 恐々謹言
卯月七日(弘治元年) 左衛門佐 隆 景花押

吉充 御返報

同日には隆景より向島を與へらる。

向島一圓の事任_二承旨_一致_二同心_一候以_二字賀島_一着之上可_レ有_二御進退_一候神も御照覽候へ聊不可_レ有_二相違_一候御入魂此節候 恐々謹言
卯月十日 隆 景花押

村上又三郎

同時に輝元より防長にて御陣所五百貫の地を與へらる。

今度被_レ抽_二御一門中_一無_二此方御届_一之段寔本望之至候仍五百貫之地以_二防長寺社半濟之内_一可_レ進_二置之_一候御懇切之儀向後不可_レ有_二忘却_一候猶隆景可_レ被_レ申候 恐々謹言
卯月十日 輝 元花押

村上新藏人殿

天正四年久留島織田信長に仕へたり、此時は又た雙方より領地を與へられたり。

今度被_レ抽_二御一門中_一別而預_二御入魂_一之段對_二當家_一難_レ謝本望候然間於_二伊保庄_一(熊毛郡)參百石之地遣置候聊御志許候目出度長久可_二申談_一候猶乃美兵部承可_レ申候 恐々謹言
卯月二十六日(天正四年) 隆 景花押

村上新藏人殿 御宿所

邊々別而御馳走殊去春來島逆意の刻無_二御入魂_一大慶候然間防州都濃郡戸田之内三百石地先以遣_レ之置候御知行肝要候猶隆景可_レ被_レ申候 恐々謹言
九月二十三日 輝 元花押

村上新藏人殿 御宿所

吉祐に至りては愈隆景の家來となり、「隆景公に御奉公仕知行五千五百石にて三原に相詰申候」と系圖にあり其古文書左の如し。

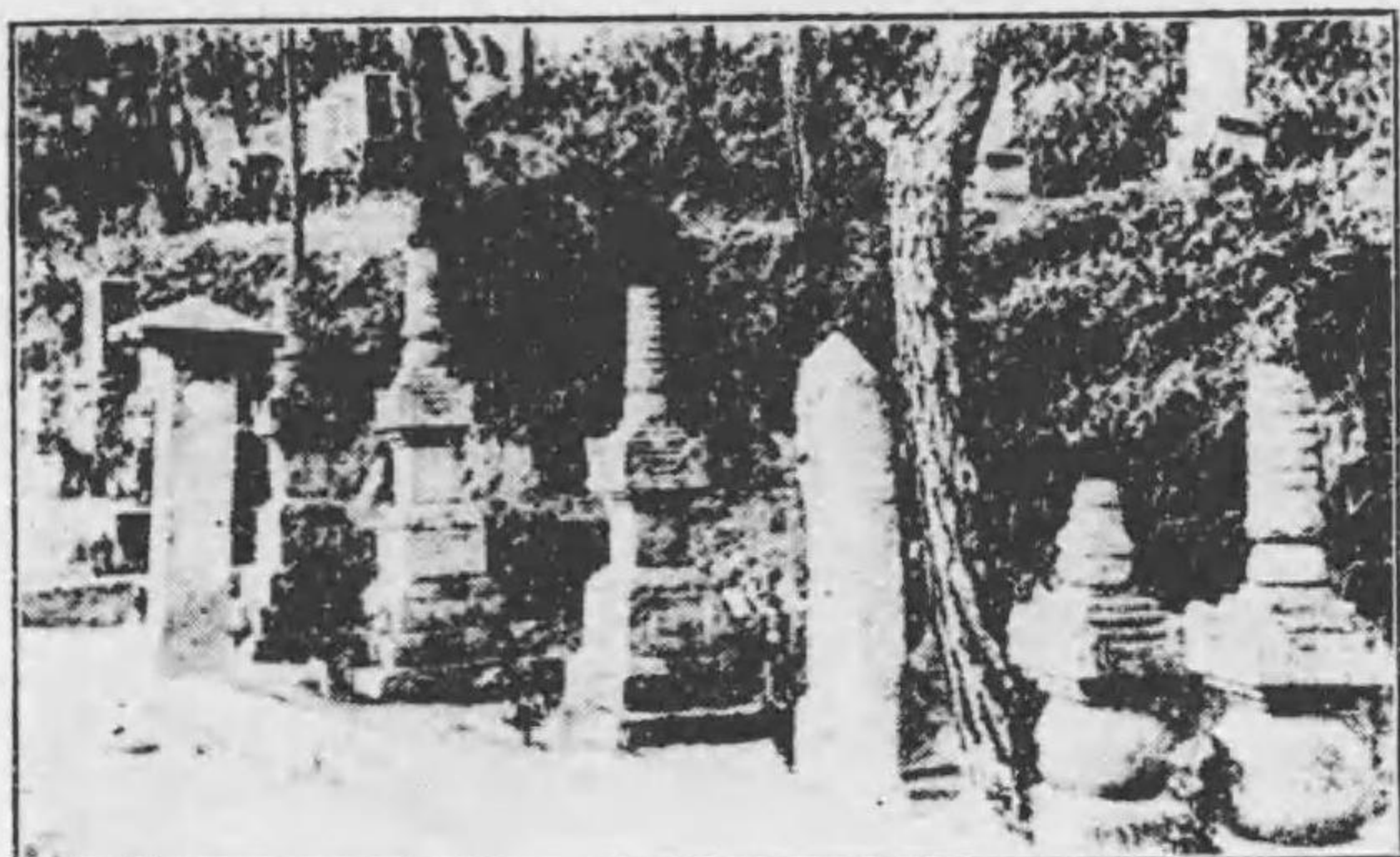
打渡事

- 一、四百參拾參石五升八合 備後御調郡 因 島
 - 一、七拾六石六斗八合 備後 鷺 島
 - 一、參百五拾九石參斗七升貳合 長州 豐 西 郡
 - 以上八百六拾九石三斗八合
- 天正十九年十二月朔日

- 治部 大輔 元 清花押
- 式部 少輔 廣 俊
- 飛 彈 守 長 花押
- 肥 前 守 親 長花押
- 與三右衛門尉 元 嘉花押

村上新左衛門殿(吉祐)

此時より長州に下る(一説に彌太郎照友)

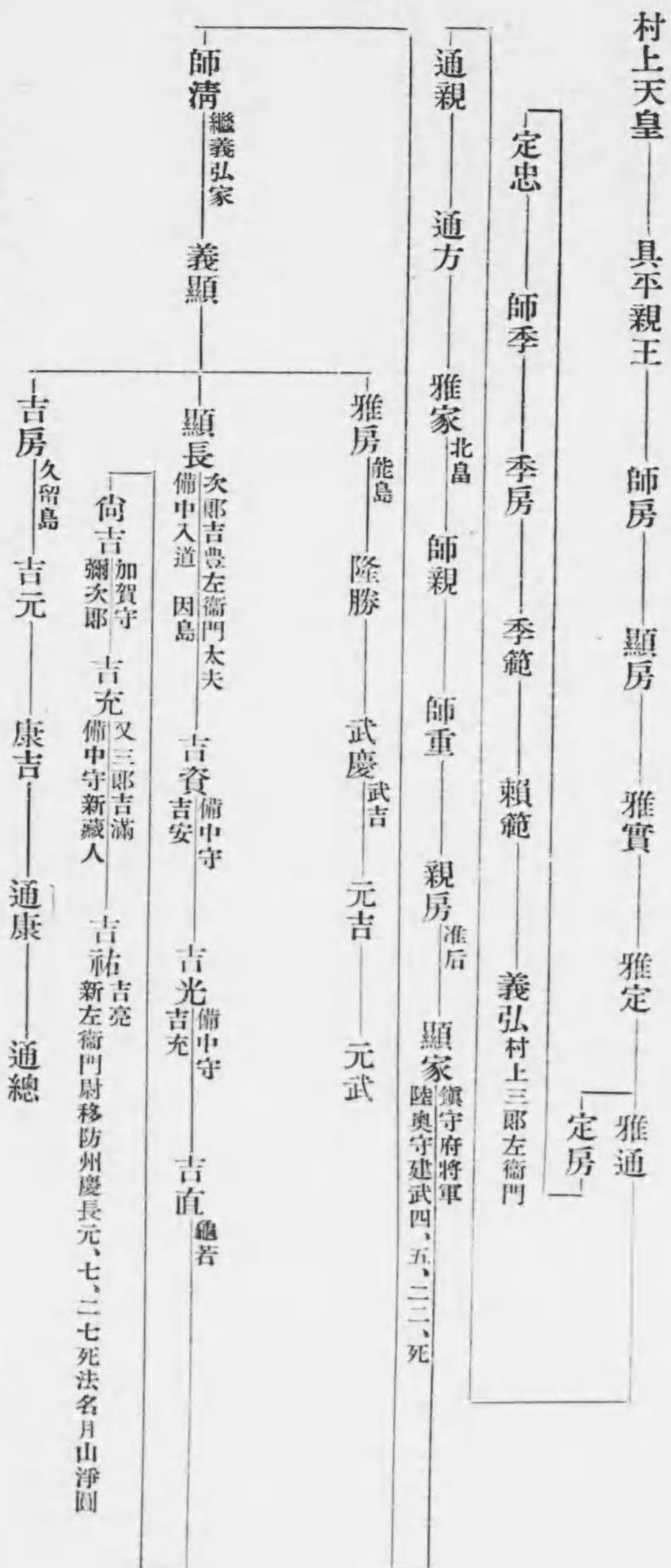


村上氏代々墓(因島金蓮寺)

而して海賊の朝鮮に寇せしは我が建治二年に(一九三六)始まり、南北兩朝の頃に至り最も甚しく、一年に五十四個所の多きに至りしと云ふ明國にても同年に始まりて朝鮮と殆ど同様の状態なり。天授六年(二〇四〇)朝鮮雲峯縣の寇中に一將あり、眉目清秀容姿花の如く行陣を馳驅する疾風迅雷に似て向ふ所披靡せざるなし、彼は村上氏の一族なりしと云ふ義弘の全勢を得し頃より倭寇の盛なりしを見れば所謂海賊大將軍として遠征せしを見るに足るなり。嘉吉三年には宗氏を介して朝鮮に來往する船百二十七隻同寛正五年契約に依る往來船に海賊大將軍村上備中守國重あり。永正十七年に村上兵部大輔あり、南海治亂記には四國伊豫の能島來島院島の氏族將帥と成て諸州を誘き來らすものなりとあり。又我國水軍の諸流に海賊流と稱するものあり、村上義弘瀬戸内海の海賊を服して水軍を組織せしに始まる

といひ三島流は師清に始まるといふ、猶最後に一言すべきは海賊の辭なり、將軍足利義植の時西海の海賊屢明國の瀕海を寇せしにより明國より使節を以て訴ふること急なり、依て村上山城守雅房を十三年間在京と定め西海の警固に補せらる之より何時とはなく諸大名に用ひられ、海賊の名は水軍の意に用ひらるゝに至れり、又其盛なる時には向島餘崎岡島等の諸城に一族を置きたりしなり。

村上氏系圖 (山口縣長府村上家所傳)



毛利家古文書に現れたる村上氏

- 元祿十三年九月廿日村上掃部頭武吉血判起請文
- 天正十四年七月十五日大阪城兵糧送りの際十五名連署の内
 - 村上新藏人吉充(因島) 村上刑部少輔武滿
 - 村上少輔五郎景廣 村上河内守 吉繼
 - 村上少輔太郎元吉
- 慶長四年卯月廿四日村上大和守武吉同掃部頭元吉起請文
- 同日村上三郎兵衛尉景親起請文
- 元和六年二月廿日村上多兵衛起請文

郷土誌類に現はれたる村上氏

- 村上新一郎(觀應) 同彌次郎(尙吉か)
- 同彈正左衛門景廣(天文)(能島の村上笠岡の城主か)
- 同八郎左衛門景廣(天正) 同次郎義豊(吉豊か)
- 同源三郎武滿 同大炊介直吉(尙吉か)
- 同新左衛門尉義光(吉充)(天文) 同新藏人吉照
- 同彌太郎照友(三田尻へ引移る) 能島三郎顯長(四代吉豊)
- 同丹後守 同備中守國重
- 同左馬助 同左馬助吉安(吉資の別名)
- 因島新藏人義亮(吉祐) 村上次郎少輔助安(義光の子)

村上又三郎吉滿(吉充)

同又次郎吉秋

義弘の血統 義弘死して後北畠師清の來りて跡を繼きたるは、前述の如くなるも義弘の血統はありしや否や明ならざりしが、此頃歴史地理(四の四四)に矢田部與市氏の之に關する論文あり、其中の要所を摘みて後の研究に資することとせり。

山口縣大島郡油田村に慶長七年七月八日森村にて病卒せる義弘の子孫島吉利の墓あり、即ち岡村小學校より二町程の處に丸子山の墓地あり、此處に越前守島君碑と題するあり、撰文は肥後細川家の儒臣脇長之愚山と號して豊後の産なり。三浦梅園門下の有名なる學者にて正五位を贈られたる人なり、今は此村上家は斷絶して祀る者なしとの事なり、其子孫は島氏淺井氏を名乗り屋代村に淺井氏あり、其子孫なりと碑文中の義日は義光に同じ。

越前守島君碑

君諱吉利稱越前守村上氏清和之源也、其先左馬權頭義日與子淺日共死主事、純忠大節炳炳于史乘、朝日娶得能通村女有身是爲義武育於男氏延元帝思父祖之勳賜柔于豫居忽那島子義弘移居能島及務司屬河野氏以水軍顯、卒、子信清甫二歲、家臣爲亂北畠師清村上之源也、來自信濃治之、因承其家製氏村上信清遷居沖島玄孫吉放生君、君剛勇練武事始爲島氏從其宗武吉舉族名於水戰助毛利侯軍嚴島之役有功、兒島之役獲阿將香西小早川侯賞賜銀及金喻武吉與兒島城即徙于備、石山納糧之役及朝鮮之役亦有勞焉、後移周防大島慶長七年壬寅七月八日病卒于森邑娶東氏生四男曰吉知曰吉氏並事來島侯曰吉方嗣曰吉繁出爲族吉中後並事村上氏一女適村上義季君九世之孫信弘爲長藩大夫村上子之室老永胤爲南豊杵築藩臣俱念其祖跡恐或湮滅莫聞焉乃相與合議刻石表之嗚呼君之功烈既足自顯于一時也而況上有殉忠之二祖下有追孝之兩孫功烈忠孝煥映上下宜乎其能得不朽於後世矣、長之於永胤爲婦兄是以應其需誌家譜之略又係之銘銘曰

王朝遣臣 南海名族 先歴家難 猶克保祿
 世傳武毅 舟師精熟 屢立奇功 洲人攸服
 文化四年丁卯春二月

肥後前文學 脇 長 之 撰
 周防 島 信 弘 建
 豊後 島 永 胤

宮地氏 吉和鳴瀧城主

宮地氏は西宮左大臣高明親王の裔なり降つて武臣となり、源姓を賜ふ保安(一七八〇)中家次なるものあり。備中宮地莊を領す依て氏とす、幾世の後次政あり備後に來り鳴瀧城に據る兵部太郎廣義兵部次郎廣俊を経て兵部少輔恒躬に至り、本郷大平山城主木頃石見守經兼のために攻められ久山田に於て戦死す是より先き恒躬木梨城主杉原氏に屬す經兼亦杉原氏の麾下たり斑を恒躬の上に置く、恒躬心平ならず屢戦を交ゆ杉原氏之を和する能はず、經兼杉原氏に請ひ人を遣し和を勧めしむ恒躬之を諾す、經兼大に喜び精兵數十人を選び美釀鮮魚を携へ往いて謝す恒躬疑はず宴を設けて之を饗す、酒酣にして經兼號砲を放ち兵急に起り刀を揮つて城兵數十人を斬る伏兵亦城外に起り勝に乗じて門に入り奮戦す。恒躬駭き懼れ遂に戦死す時に應永三十年なり(二〇八三)。其子大炊介明光因島村上吉資に據り回復を謀りしが遂に成らず佛通寺に入り愚中弟子一笑に従ひて參禪し入室の弟子となり道號を瑞巖と云ふ自ら沙彌妙光と改稱せしと一笑録にあり、寛正三年壬午六月四日卒す成願寺殿實參源

性大居士といふ今の宮地氏は其の裔孫なりと。

(因島の云傳には政明に二子あり明光明次と云ふとあり又備中猿掛城は其城址なりとの説あり岡山縣下に宮地といへる土地二三ヶ所あり一々問合せしも遂に何等の手掛りなし)

宮地氏系圖 (中庄村竹内宮地家所傳)

高明親王—元光—長明—光資—季光—光國—廣忠

家次宮地氏
保延年間—廣宗—定明—廣正—康明—明通—寛政

徳明元亨中
鳴瀧城に居る—次政—達明—治政—政清—憲明

維明—義守—守國—春光—秋光—秋高—高光

善鎮—廣俊兵部次郎—弘躬—明光文安年間
大炊助—資弘大炊助

石原氏 深田村深醫王山城主

源賴義伊豫守となり、在國中河野氏の女に通じ一子を産む。賴義歸洛の後河野氏之を養ふ成長して三島四郎親清と云ふ姓を越智と稱す、其子源太郎義清其子小次郎頼清備後三谿郡石原村に住し石原を氏とす、七代孫石原右衛門尉頼元源姓に復す、足利義滿より木頃庄地頭職を下さる。

備後國御調郡本頃庄地頭職事

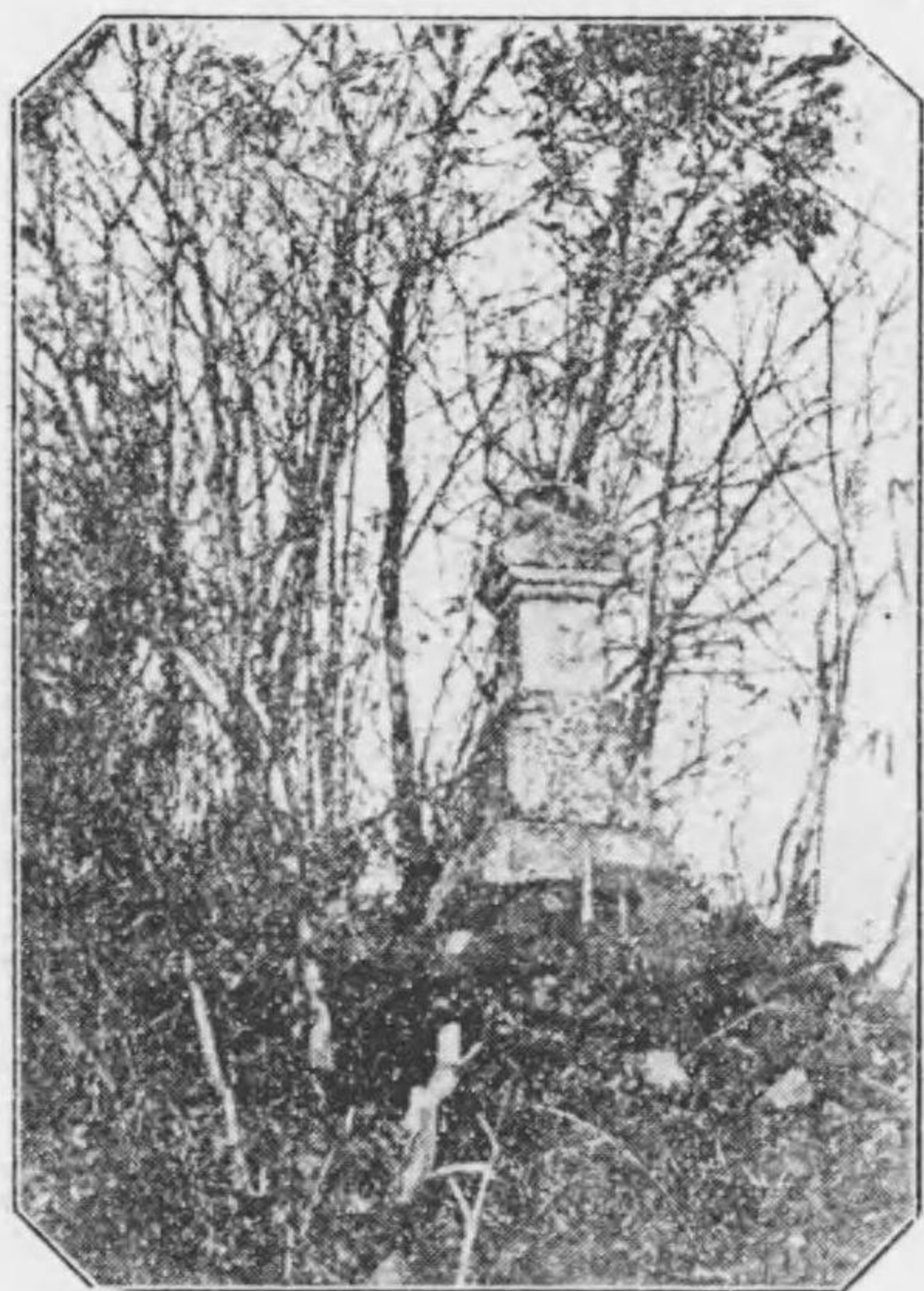
所補任石原右衛門尉頼元也者早可致沙汰之狀如件

應安二年西三月十五日

頼元の末葉小次郎吉道文明八年五月十日卒す、年五十七盛光院殿と號す、其子小助通久文明十二年庚子八月十三日卒す嚴光院殿と號す、其子小次郎忠義永正三年寅十月三日卒す、常泰院と云ふ其子小次郎忠盛なり。何時の頃よりか代々杉原家の家臣たり、母は備後橋高大和守の女なり、忠盛永正十年癸酉六月十日尼子兵亂の時戦死す、小次郎景直及彌次郎は其子孫なるべし、木門田家正の城に住み又山中猿掛城も景直の居城と云ひ傳ふ蓋し出城の類なるべきか彌次郎は永祿十二年筑前立花にて討死せりと云ふ。(異本藝備古跡誌)

千葉氏 栗原赤城主

常胤の後裔下總國千葉に住す、滿胤の子重胤(栗原主殿正兼胤の弟なり)とも應永三十三年小弓御所足利義明に屬し、又上杉將軍に従ふ軍敗れて陸奥守泰胤千葉介胤直と共に本國を去り肥前國小城に下り客侍と成る(一説奥州栗原に住するこゝと五代)數代の後直胤(胤敬か又は親胤)備後栗原に住す、毛利元就に屬す永祿三年五月栗原東西今田本城五百貫を領し赤



(原栗)墓後豊葉千



守後豊葉千

城に居る本郡今田圓光寺を建て丸門田八幡社を再建す、其碑石栗原豊後岡にあり入道して直翁と云ふ。

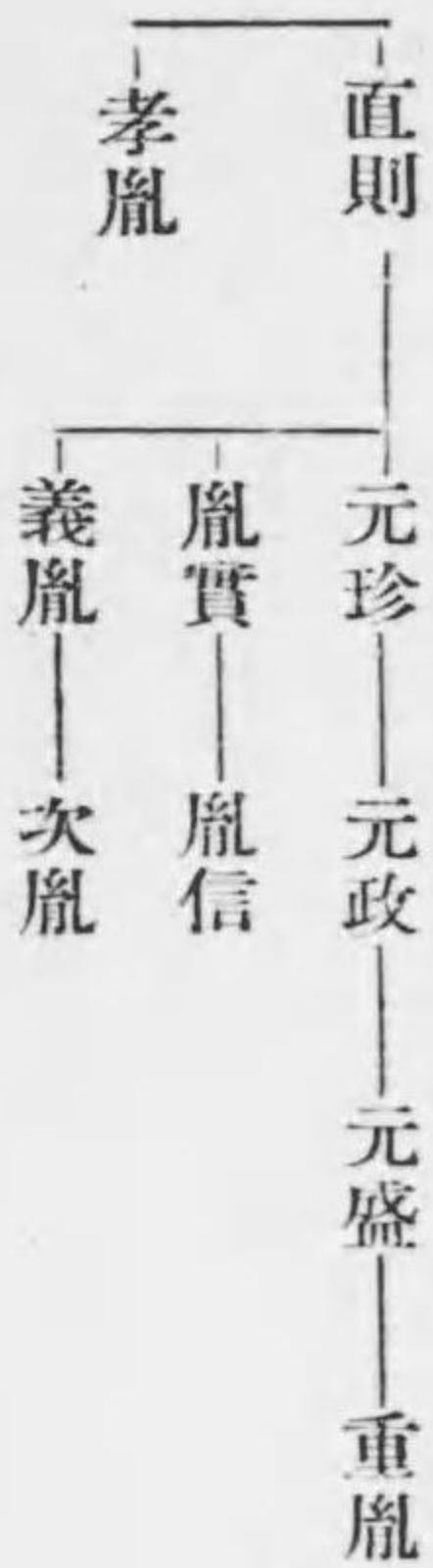
隆照院仁翁眼心日惠大居士

永祿八乙十二月七日

元珍(預とも)栗原豊後守といふ直胤の子初隼人介河内守元胤と云ふ、永祿五年毛利元就に屬し世羅郡加茂村に浦壁山城を築く堀城と號し在城。新地八貫を領す(丸門田丸山の城主上里丹後守の嗣子に豊後守あり元珍のこと)胤實栗原左衛門尉と云ふ元珍の弟なり。蘆田郡狛村城に住す。(後の常村)

元政栗原左衛門と云ひ元珍の子栗原東西今田本城加茂村合千三百貫毛利家より受領す。所々に軍功を顯す小早川隆景の手に屬し又吉川元春の手に屬す、藝備大帳外史には天文中芦田郡常村に移るとあり。

千葉家系圖



常村千葉氏系圖

常胤 千葉介元永元年五月十四日生

胤正 千葉太郎母秩父重弘娘

成胤 千葉介

胤綱 千葉介

時胤

賴胤

宗胤

貞胤

氏胤

滿胤 千葉介常安寺

重胤 栗原主殿正奥州栗原に五代住す此間不知

兼胤 應永廿四年

胤敬 栗原掃部頭藝州栗原に住す

胤信 栗原左門

胤秀 栗原隼人

胤弘 栗原庄司

胤實 栗原左門佐蘆田郡常村に住す

此系圖によれば肥前に行きたるは重胤なるか或は彼の兄弟ならんか眞則は胤敬に當り胤實のみは一致せり

上里氏

河内村丸門田丸山城主

周防守實秀三次より來り在城す、其子善九郎通職其子民部助實其子四郎三郎元實迄居城のよし。天正十八年甲寅四月十二日落城と云ふ、一説に民部助實の子善兵衛實次長州へ下り其弟若狹介實勝丸門田に留ると云ふ。一族上里丹後守あり其別城に住みしもの如し、嗣子豊後守は天文十三年尼子より三吉を攻めし時に加勢し、大功の士なりと云ふ（按するに千葉豊後守親胤は元來奥州葛西家の旗下なりと或は之れか、古跡志）丹後守の三男仁兵衛は神石郡小畑村九鬼の城主馬屋原但馬守正國の養子となり、引越しの際九鬼山落城し油木村へ引籠

り郷士となりしと云ふ、其知行所は丸門田、丸河南、徳水、植野、今田、大原、綾目、野間、三良丸の諸村及諸毛村の内畑賀安藝國府川村三次郡江田村世羅郡淺田村なりしといふ。

末近四郎三郎

羽和泉村羽倉

今田より移ると云ふ、備中高松の城番として清水長左衛門宗治と共にありしが秀吉の爲め攻められ遂に兩人とも切腹し四郎三郎の死體は之を持歸りたり其辭世の歌あり。

君がため名は高松にとめおきて心は歸る古さとの方、

大正十三年二月十一日清水宗治に従四位を贈らせられたるもの其一半の功は實に四郎三郎に在りといふも誣言にあらざるなり。

門田元賀

羽和泉村泉堀越山城主

甚左衛門と云ふ、小早川隆景の家人天正年中江木より城替し來る、後毛利輝元より石州へ轉せしめられしといふ。知行所泉、江木、筋原、下津、吉田の諸村世羅郡津口、川尻の七ヶ村なりしと傳ふ。

岡崎十郎左衛門

西野村頼兼城主

岡崎十郎左衛門頼兼小早川隆景に屬す、隆景神邊城（山名忠興ならん）を攻むるに當り頼兼に出陣を命ず、然るに頼兼の室は宇津戸村城主丹下氏より來り、神邊城主の室と姉妹たり依て主命を拒み出陣せず隆景神邊城攻め事終り、歸城の節頼兼を攻めんとて糸崎に陣取りたり、時に頼兼の室は懷妊中なりし故之を宇津戸に送還し。頼兼始め一族家人七十五人自害し城に火を掛け焼亡せしと云ふ、宇津戸丹下氏にて生れし子を十郎左衛門と云ふ。

丹下氏没落の後西野村に歸り姓を岡本と改め鍛冶を業とし、寛永十一年に死せりと云ふ。(國郡志御用に付差出帳)

櫻山 慈 俊 (三原櫻山城主)

名は元正通稱四郎髪を削りて慈俊といふ、本姓宮氏、三郎正盛の長男なり。正和二年三原に來り住す元弘元年八月二十七日義兵を擧ぐ部下有木小次郎、氣比宮越前、長尾孫六、村上某、新山彈正、西山左馬介、黒髮彌七郎、今村主馬入道等を率ゐ一宮城に據る、州人木梨胤平、佐波越中守可美、遠部山城守某馬屋原四郎兵衛尉成實、木野山治郎左衛門尉吉行等稍來り屬す。十月二十二日笠置城陥り、正成燒死すと聞き吉備津宮に詣り妻子を刺殺し、宮を燒き自刃して死す、節に殉するもの二十四人慈俊幼兒あり、年三歳臣垣田八郎左衛門に命し之を養はしむ垣田乳母高尾と謀り竊に幼兒を取り去りて御調郡に來り匿る、兒長するに及び父の姓を稱するを忌み高垣と云ふ蓋し高尾垣田を併用するなり。(以上三備史略高垣氏系譜)其の本郷に來りしは三原の縁故に依らんが爲なりしと高垣家にては今猶年々其墓所中興寺に參拜すといふ、備後古跡志も亦櫻山居城のことを云ふ、思ふに慈後三原居城の事は世に多く云はざる所なれども三原の地頗る櫻樹に適せざるに猶櫻山と稱するもの何かの原因あるにあらざるか慈俊の本據明ならず、備後半分以上も靡さしといふを見れば勢力の増せし爲に一宮城まで進みしにはあらざるか記して後人の考證を俟つ。

三原清五郎 (三原櫻山城主)

應安年中三原清五郎同左衛門尉居城といふ。正平四年足利直冬中國探題として輒に來りし時馳せ集まりしもの

の内に三原清五郎あり、海東諸國記に

戊子年遣使來朝書稱備後州三原津大守左京助源家徳以宗貞國請接待

とあるは或は三原清五郎の事ならんか、戊子は正平三年に當るなり、然れとも未だ其是非を知らず、備中後月郡に三原村あり此地の傳説に

今より五百五十年前三原城主の家老三原三郎四郎此地に來り從來東西川手村なりしを東西三原村と改め且糸崎八幡宮を勸請し猶糸崎八幡と稱す

といふ蓋し三原清五郎の一族ならん。

山 名 氏 三原櫻山城主及久井村下津高根山城主

新田義重の二男義範山名氏を稱す、四代孫時氏興國元年鹽谷高貞を出雲國に攻め之を殺し遂に出雲を領す。其威漸く振ふ伯耆備後美作の將士皆其の下風に立ち山名家始めて大なり、正平十九年備後守護となる。其子時義亦應安年中備後守護となる、尾道淨土寺に時義の文書三通を存す。

備後國尾道淨土寺々邊並寺領等殺生禁斷事固所禁制也若有違犯之者任貞和四年七月九日御教書之旨可處重科之狀如件

康暦元年八月二十九日

伊豫守源朝臣花押(時義)

備後國淨土寺領同國得良卿地頭職事任御寄進狀之旨寺家管領不可有相違之狀如件

康暦元年九月三十日

伊豫守源朝臣花押(時義)

淨土寺領得良卿地頭職事廣澤仁賀勘解由左衛門入道致非分違亂之由其間不可然候寺家依異于他候一圓沙汰付候之處意外之妨不可思議至極候所詮嚴密退被妨可被沙汰付寺家難掌候若又不承引候者早々可有注進候可全罪科候也不可有無沙汰之儀候 謹言

五月二日(永徳元年)

時 義花押(山名)

長町近江守殿

其子時熙宮内少輔と稱す父に代つて備後にあり、文安三年三月將軍義滿九州菊池武朝を討つ時熙之を尾道に迎ふ六年義滿嚴島詣での時も亦之を迎ふ、其子持豊(宗全)赤松滿祐を播磨白旗城に攻めて功あり。因て播磨を賜ふ是に於て家臣山名丈休を神邊城に居らしむ、宗全の子是豊備後を治む其臣山名忠義備後守護代となる、宗全の曾孫俊豊備後を治す俊豊一族氏政神邊城に居る後大内氏の爲に亡さる。實に天文中の事なり此の間に於て三原久井共に山名氏あり然れども其詳細は到底知るべからざるなり。

櫻山の城主山名權左衛門入道氏正備中備後の大守にして文應文永の頃居城なり弟備中守氏正を討果し、兩國を奪取せり然るに侍二人氏正の子某に力を合せ備中高松の諸士を一味とし押寄せしに櫻山に籠りし侍再び氏正の子に心を寄せ裏切せしにより(其裏切せし所を大めぎといふ)城中の者皆敗走し終に備中守を討取つて城を回復せり、後北國に所替せしといふ、恐くは兩國に領地を持ちしものならん或は山名家が兩國の守護たりしより云ふか文應文永は或は應永頃の誤りならん。

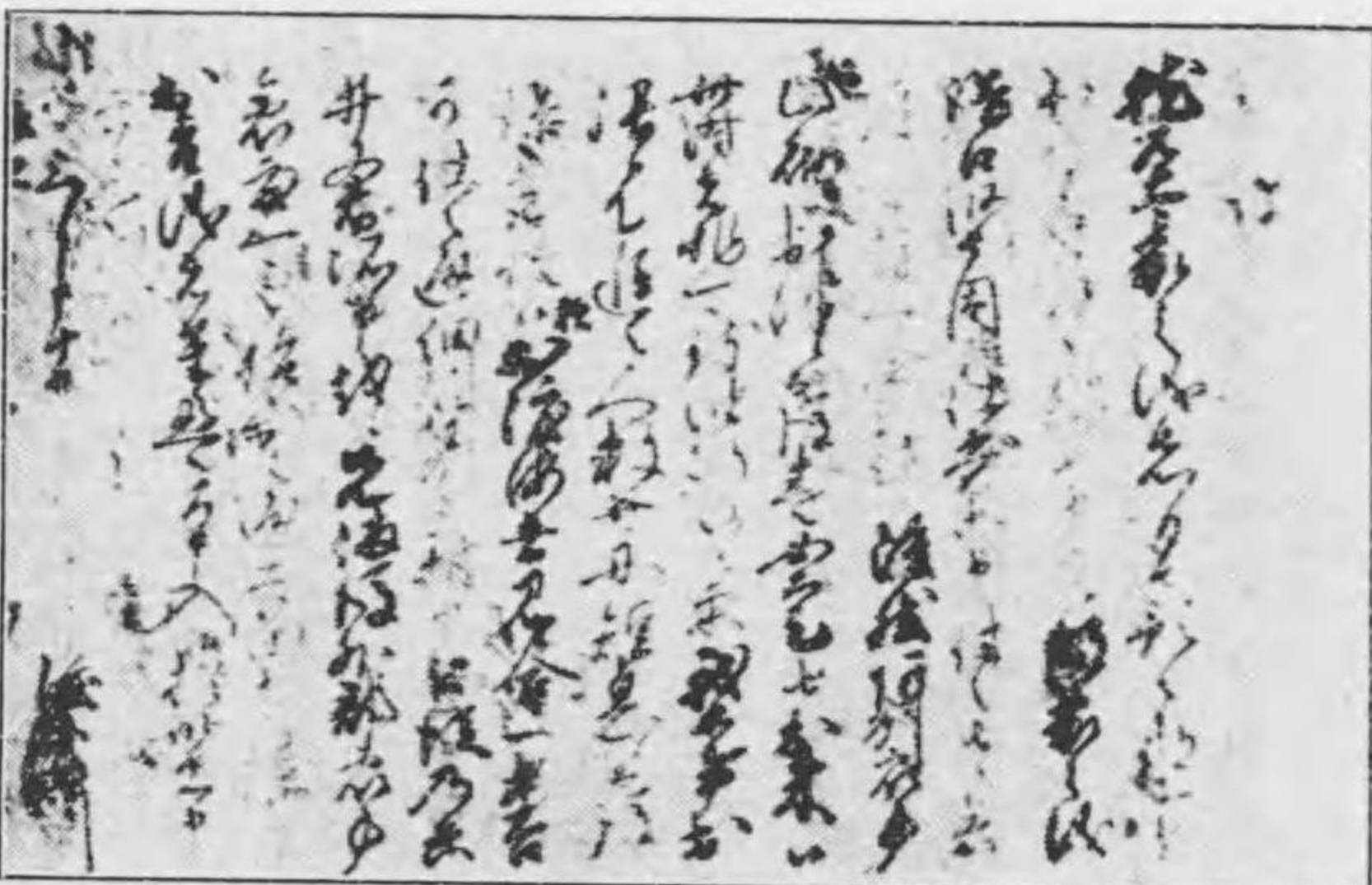
高根山城主山名左近永正中より居城の由、九州より大内勢押寄せ攻めけれども容易く落城せざりしに寄手の陣より今田新五郎といへるもの、富久志山といへる出廓を乗取りたり新五郎陣所へ城中より夜討をかけ之を取還さんとしけるに新五郎手痛く働き夜討の大將津川權八を討取り諸勢を城中へ追込み其上兵糧の通路を塞ぎければ遂に落城せり時に大永年中なりしといふ。(故家の部参照)

小早川氏

三原城主

文治二年土肥實平備後の守護となり有福庄に來り事を見る、同時に安藝沼田庄を領す。孫景平小早川氏を稱す其子茂平實は源範賴の子下りて備後三原莊に居る子雅平沼田高山城に移る、十六代の間備後守と稱するもの數代あり、本主の強固ならざる莊園の押領せられしものあるは古文書の證する所なり、杭庄稻荷神領の如き其となり随つて御調郡の地同家の領地となりしもの一二のみならざるは想像に難からざる所なり。然れども三原杭因島等の外は文書の徵すべきものなし。

十六代隆景小字德壽丸毛利元就の三子天文十三年十二歳にして竹原小早川興景の後を嗣ぐ沼田小早川繁平幼より明を失ふ、依て隆景に譲り配するに己の妹を以てす是より沼田城に入る時に天文十九年なり。是に於て小早川家復た一となる、二十年大内氏の老臣陶晴賢其主義隆を弑し大友義長を迎へ立つ元就義に仗りて之を誅せんと欲す。弘治元年五月嚴島有浦に城つく晴賢兵三萬を以て來り攻む、九月晦夜風雨に乘じ元就兵三千を率ゐ濟りて賊營の背に出づ隆景は別に能島來島因島等の海賊船三百隻を指揮し、正面に出づ翌朝前後夾撃し賊兵大に潰ゆ隆景手兵三百を以て賊の驍將三浦越中守を殲す、晴賢遂に誅に伏す三年隆景元就に従ひ山口を攻め之を平ぐ、永祿六年尼子義久を攻め隆元遂に卒す、九年十一月義久降り山陰山陽略ぼ定まる。十一年隆景元春と共に宇都宮豐綱を伊豫大津に圍み之を降す、十二年筑前立花を攻め之を降す元龜二年六月元就薨す。天正元年織田信長將軍義昭を追ふ義昭來り投じ輒に居る、五年十一月豊臣秀吉兵を播磨に出し上月城を陥れ尼子勝久山中幸



小早川隆景自筆

盛をして之を守らしむ、六年五月元春と共に上月を圍む七月勝久自殺し幸盛
 出て降る之を殺す、七年元春と輝元を助け浮田直家を伐ち美作の五城を下す
 十年四月秀吉高松城を圍む守將清水宗治自殺し和將に成らんとす、偶々本能
 寺の變あり諸將皆戦はんとす。隆景曰く應仁以來七道分離爭亂相踵ぐ天將に
 一の豪傑を下し、天下を掃蕩せんとす吾思ふに秀吉其人なり、今約に違はば
 必ず他日遺類なきに至らん。和を以て上策とすと即ち使を遣し和を結べり、
 十一年隆景三原に築き之に居る十三年秀吉の命に依り伊豫を定め之を領す、
 十月隆景大坂に之き秀吉に見ゆ秀吉大に歡待す、十四年秀吉西海を征す隆景
 元春之が先鋒たり、十五年島津義久降を乞ひ全道平ぐ隆景の封を筑前に徙す
 筑後及び肥前の二郡之に隸す、十六年七月隆景入朝し從五位下侍從に任せら
 れ尋いで從四位下に累進す、秀吉聚樂第に饗す是歲名島に城つき聖廟を建て
 豊舎を設く、文祿元年秀吉の朝鮮を征するや第七軍に將たり、六月黃海道に向ひ開城に據る、二年正月明の援
 軍大に至る小西行長平壤に敗れ、元帥浮田秀家諸將を國都に召還す隆景止むを得ずして還り、國都に至らざる
 三里明將李如松碧蹄館に來る隆景邀撃して大に之を破り、如松僅に身を以て免かる追うて臨津に至り斬首三萬
 我兵死するもの裁に百餘人明の和を請ふもの蓋し此戰に原つくといふ、四月和成る九月歸りて秀吉に謁す秀吉

大に之を勞ふ輝元子なし、秀吉其外姪秀秋を以て巨藩の後となさんと欲し、心竊に毛利氏に擬す隆景其旨を揣
 り秀秋を請うて己が嗣となし、元清の子宮松丸を以て輝元の後となしたり、隆景には實子ありしなり米山寺藏
 小早川家系圖に左の文あり。

陽平 土肥小早川三郎

實は隆景三男母は正平妾誕生は高山有故幼而父之家 勸氣 密加茂郡黒瀬之郷馬木村住、後祖廟之近在沼田舟木村大願之屋敷 辛慶長十五庚
 戌八月五日也

淨雲院常山大居士 葬米山寺

彼の隆景の惠瓊に答ふるに宗家の事懐に諷る、こと能はず、吾未た我が後を恤ふるに違あらざるのみと云ふも
 の實に故なきにあらざるなり。嘗て廣島城の地理惡しきを以て他に地を相し城を築くの議あり、隆景之を黒田
 孝高に詢らしむ孝高曰く勞多くして效少なし何ぞ改築を要せんと議乃ち止む、蓋し隆景の意中唯秀吉をして顧
 念なからしむるものは是れ即ち我が金城鐵壁にして險惡の地に勝るとなすなり。三年十一月秀秋を三原に迎ふ四
 年正月大老に列す、八月從三位に叙し權中納言に任ず幾もなく名島を秀秋に譲り三原に老す三原中納言と稱す
 慶長元年五月清華に列す、二年六月病んで薨す年六十五法常寺に於て荼毘に附し沼田米山寺に葬る、黃梅院泰
 雲紹閑大禪定門と云ふ秀吉の爲めに重んぜられ、其大計に參す而して己を持する慎密讒間入らず秀吉訃を聞き
 歎して曰く、天何ぞ吾が隆景を奪ふと又嘗て曰く、隆景西に在るは我が一臂なりと其重んぜらるゝの甚しきを
 知るべし、隆景容貌端正性仁恕にして忠厚其輝元を奉する父兄の如く其居を過ぐる毎に必ず下拜し手地に至る

を以て常とすと嘗て僧玉仲をして壽像の贊を作らしむ米山寺に國寶として秘藏せらるゝもの是なり曰く（小早川隆景傳）（米山寺文書）。（明治四十一年正三位を贈らる）

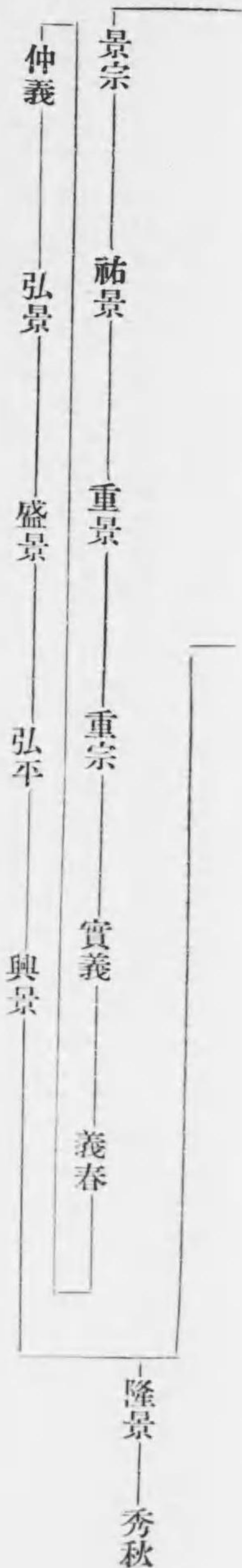
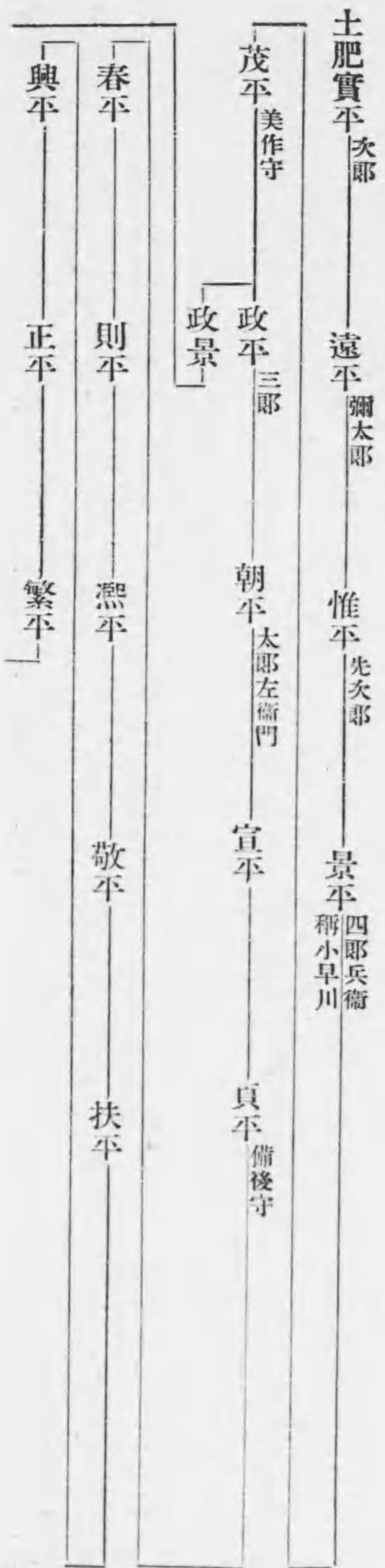
九州都督、中國執權、兄弟英雄、撫四海、海外歸服、父子並將、領十州、州中安全、定孔明於策圖八陣作付説於舟渡巨川、征伐金虜百千風強、治兵于洛濱、勾引甲首、三萬徒卒、振旅于朝鮮、重賞之下多勇、寬仁大度集賢護持、博多津接貴族平氏初度制治大宰府得龍注拾遺榮遷加之疑看大事自性乃是參窮作家活禪賞罰所行分發不發機佛日果々殺活臨時分劍不出匣王道平々寄萬縉之莊建立庫司一歷三祇劫而締着瓊緣快活自由芥子納於須彌百億神通妙用粟粒收於世界三千子葉綿々繁興國家千秋日、孫枝續々鎮護院門萬斯年、嘆、黃梅院殿泰雲大居士之壽像製證語而以旌異厥之仁德而已

文祿三稔龍集甲午菊秋初七日

前住龍寶後住金鳳黃梅席上玉仲子書

（宗光寺藏同文小早川家藏異文）

小早川家系圖



福島正之 三原城主

正則の養子にて刑部少輔と稱す、實は別所重實の第七子なり正則之を嗣子とす幼にして暴戾殘忍長するに及びて益甚しく常に無辜を殺して戯とす、故に世人恐れて鬼八助と稱す。慶長三年徳川家康の養女（松平因幡守康元の女家康の外姪）満天院を娶る、慶長六年狂疾を發したりとて幕府に請うて之を廢嫡し城樓に幽閉し、其婦を還し實子正勝を嗣とす、正之大に怒り遂に正則を殺さんとす、正則之を知り食を與へざること數日なるも更に異常なし蓋し舊臣竊に之を饋れるなり、正則屠者伍家孫左衛門が養子となさんと欲す。孫左衛門之を辭す是に於て檢使を遣し屠腹せしむ時に慶長六年五月五日歳二十三といふ。（舊繪譜には十二年冬とあり廣島福島町正之祠内の位牌には慶長十一年七月十三日歿とありといふ）三原宗光寺に其墓あり。宗光寺殿天英宗光大禪門といふ、一方



（寺光原三）墓之正島福

廣島にては孫左衛門これを川田新開田中(今の福島町)に葬り後ち小祠を建て八助大明神と稱すといふ。

淺野氏 三原城主

侯爵淺野家と祖を同うす初代を忠吉と云ふ、長政と從兄弟の間なり右近太夫と稱す。天文十六年尾張清洲に生る、幼年より父長忠に從ひ信長に仕へたり、十五六歳の頃或る宴席に於て信長の甥某と爭論し遂に之を斬殺し東國に去れり、後天正十二年長政江州大津の城主たりし時偶然途上に會合し幾何もなくして國老に擧げられ、且つ城代となりたり、十四年長政若州小濱の城主となり忠吉に一萬石を與へ佐柿の城主とし兵力三十人を附與したり是れ忠吉城主となるの始めなり、十八年三月秀吉北條氏政を征す長政も兵を發し忠吉亦從へり、六月石田三成等に命じて武州忍城を攻めしむ留守成田左衛門佐等能く防ぐ秀吉長政等に助け攻めしむ、長政主として皿尾砦を攻む忠吉の士中川角左衛門馬を進めて敵砦に先登したり依て忠吉闖入血戰殊功を奏し全く之を奪へり、尋いで行田砦を拔けり、文祿三年長政甲斐二十四萬石に移り忠吉に二萬石を與ふ、慶長五年八月石田三成の變あり、其の岐阜城を攻むるに當り淺野幸長瑞龍寺稻葉山の兩砦を奪ふを可とし之に突進せり、忠吉地理を暗んずるを以て瑞龍寺の砦後に出て遂に之を奪ふ、之れが爲め岐阜城も亦陥る、慶長五年十二月幸長紀伊三十七萬石に封ぜられ、忠吉に二萬八千石を賜り新宮城を守り併せて牟婁郡九萬石の郡司となす、新宮の地は往々兇徒起り他の地と異なるを以て特に城の改築を命ぜられたり、忠吉自ら城制を區劃して經營し且更に二廓を増築せり竣工は六年七月なり、慶長十八年八月幸長薨して嗣なし諸臣の議二派に分る是に於て忠吉直に江戸に出で遺言に

據り長晟に襲封せしむるを得たり、元和元年大阪夏の陣の際大阪方より度々利を以て招きたれども忠吉等斷然として之を退けたり、同五年七月長晟藝備四十二萬石に轉封し八月八日廣島に入りたり、十月忠吉に三原を預けられ、六年七月二千石加増せらる其奉書左の如し。

其方知行高三萬石令扶助之候此内二千石者爲加増遣之候在所付之儀者別紙に在之候全可有領地者也
元和六年七月二十八日

淺野右近太夫殿

長 晟花押

元和七年五月病んで卒す壽七十六廣島妙頂寺に葬る法諡大通院殿といふ、生前の功勞を思ひ長晟は名代を會葬せしめ且左の弔書を送りたり。

右近太夫死去にて殘念の事に候何も可爲迷惑候我等も力落し候右之通り侍中へも可被申候

長 晟

淺野忠吉公墓誌

淺野右近太夫忠吉、幼名又藏、中年平右衛門、淺野又兵衛長忠之子、天文十六年丁未尾州産也、始領紀州牟婁郡熊野新宮之城、後元和五年己未移于藝州、而領備後三原之城矣行年七十五歲於藝陽廣島卒、火葬而納齒骨於石塔下焉

二代忠長甲斐守と稱す文祿三年十一月甲斐府中に生る、實は伊豫大洲老臣大橋清兵衛次男にして忠吉二女の生む處なり大阪兩役に從ふ。元和七年職を襲ぐ八年頼兼新田を拓く、寛永元年五月江戸城及清水門の修築あり。幕府役を長晟に命ず忠長役に當り九月に至り竣工す賞賜あり、六年江戸城和田倉門石垣修理に命に依り工を督す、

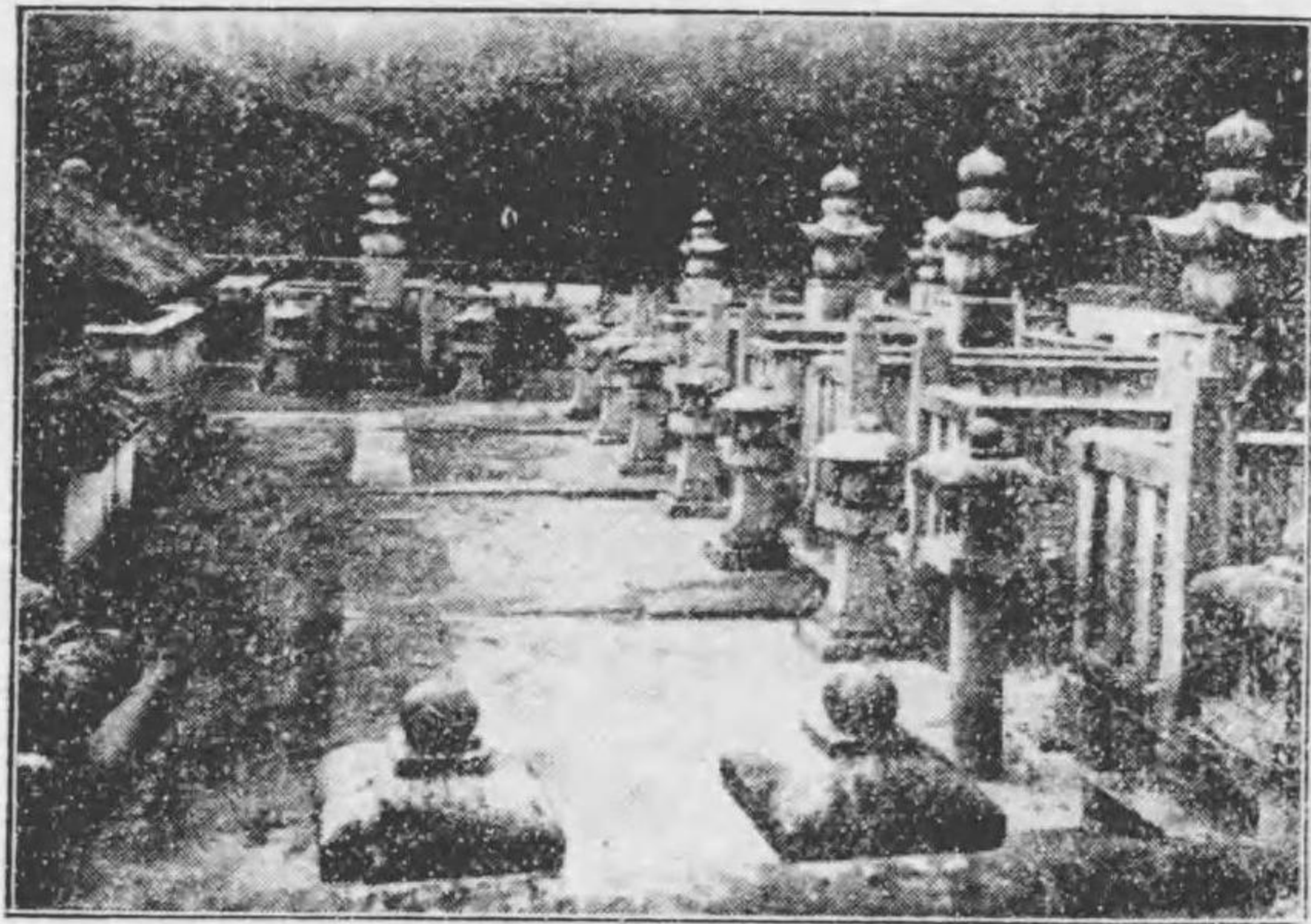
十一年十月三原城修繕の料として祿三萬石の内七千石國役を免さる、十二年四月江戸城二の丸の修理に命に依り工を督す。十四年亦江戸城天守臺石垣の修繕を督す、七月竣工し將軍より銀及時服を賜ふ同年九月糸崎八幡神社の殿舎を修す、同十五年宮内八幡神社の荒廢を修す、十九年二月三原城海岸樓櫓の間牌腕を設け防備を嚴にす、正保元年三原横山新田を開く承應元年三原に於て十六反帆の船を造り八幡丸と名つく、萬治元年八月廣島に於て卒す年六十八三原宗光寺に葬る。

實相院殿逃外周進大居士

夫以、實相院殿逃外周進大居士者、甲斐國山代郡府中産、花姓藤原朝臣、天年移往紀伊國熊野被任甲州大守、字忠長、然後繼祖父淺野忠吉公後蹤、備襄兩州幕下爲第一老将、事文選武、事君抽忠、勵孝重義、要運籌帷幄裡、欲勝千里外、蕭何韓信正拱手、張良樊噲敢潛迹、世壽久而保彭祖齡、積善家而得石崇富、加之、密入宗門禪室、視慕曹洞法風、如龐居士領丹霞、肯似妻相國投黃髮機、一朝不意告疾、雖諸醫妙術、無更効、茲載庚子仲秋念六日、俄通逝去、上下悉嘆惜、哀感甚痛傷矣、此日即與丙丁童子令燒却、有爲情塵塵々絶處、本來眞相自明々然、而刻石作二基塔、以就山野、請碑文、志之依不、點裁俚語塞、覓云一段靈光照八維、塵々刹々焉人知、即令不朽金剛塔、突出虛絕變、移〇一

當寺現住釋氏宅叟誌焉

三代忠真甲斐と稱す忠長の次男元和四年十月紀伊新宮に生る、寛永十七年證人として江戸に至る、十一月將軍家光に謁す承應元年三月免されて銀及時服を賜ふ。二年封を襲ぐ三年廣島水主町に別墅の地を賜ふ、萬治二年三原城の内濠を浚疏す延寶二年東野村天神新田を拓く同年三原妙正寺を東町福壽院の廢址に建つ木原東野山中西



淺野家々々墓(三原妙正寺)

野須波の五ヶ村三原の管轄となる、八年三原城を修繕す天和元年城主の故を以て乘輿を許さる、三年城郭修繕の用材を八坂山にて伐採することを許さる、十一月致仕す元祿七年七月卒す年七十七妙正寺に葬る、

正壽院殿王翁道仙大居士

備後三原城主淺野忠真、元和四年冬、産紀州新宮、同五稔秋、移往藝陽、明曆二年夏、讓請父忠長之家者、領三原、深歸佛乘、轉禪院舊跡、延寶二年夏營建無量山妙正寺、爲法華靈場也、元祿七甲戌年七月八日七十七歳卒

四代忠義甲斐と稱す忠真の四男寛文七年三月廣島に生る、天和三年十一月朔封を襲ぐ、元祿三年三原城付五ヶ村凶荒のため二千餘石の損失となりしを以て上請して郡屬とす、七年妙正寺に百石を給す八年五ヶ村を永久城屬とす、十年福山城主卒去に付封内事情探査の命を受く十一年九月江戸上野嚴有院廟及び寛永寺炎上す、本藩改修の役を課せらる忠義總司となる。十二年竣工す將軍より銀五十枚時服五領羽織一領を賜ふ。本藩よりも亦賞賜あり又上野法親王より黒塗長棒四隅籬赤革の乘輿を賜ふ、黒塗長棒は本藩主も猶用ひざる所なればとて赤革のみを受く、十三年宮沖新開を拓く、田百二十二町を得、内三段を西宮に寄附す又東町鹽田を開く寶永七年七月幕府巡見使使番黒川與平巡行此の役夫二萬五千人享保十五年正月十日卒す六十四歳妙正寺に葬る。

大智院殿巍山道勇大居士

備後三原城主淺野忠義寛文七丁未年三月十七日薨州廣島産天和三年冬得交忠貞之家督領三原矣享保九年引無量山妙正寺於野畑山新造營六年而成就也享保十五庚戌年正月十日行年六十四歳於蕪州廣島卒。

五代忠綏甲斐と稱す、忠義の二男元祿十五年九月生る享保十五年家を襲ぐ。十七年天下大に飢う領内飢饉のもの一萬九千四百九十四人一日鹽二勺宛十日分三十八石九斗八升八合（代銀三百十一匁九分四毛）を給す猶近村にて餓死九十九人病死百三十人ありしと云ふ、寶曆八年二月卒す五十七歳。

大嶺院殿法山道隆大居士

淺野氏姓源諱忠綏稱甲斐元祿十五年壬午九月二十七日生于安藝廣島享保十五年庚戌春襲封於備後三原城二世祿三萬石天資厚重遵法志道寶曆八年戊寅二月二十二日卒于廣島年五十七歸柩葬於城北妙正寺。

六代忠晨甲斐と稱す、忠綏の長男享保十七年七月生る寶曆八年三月家を嗣ぐ、翌年病に罹り致仕す叔父出衛を以て繼嗣とす、寛政六年十一月十六日卒す六十三歳。

大乘院殿教山道喜大居士

淺野氏姓源諱忠晨享保十七年壬子七月五日生于安藝廣島寶曆八年戊寅春三月襲封于備後三原城稱甲斐二世祿三萬石同九年己卯病致事住于三原稱萬助寛政六年甲寅閏十一月十六日卒年六十三葬封内妙正寺。

七代忠正甲斐と稱す忠義七男寶曆九年十一月三十九歳にして封を襲ぐ、明和三年十二月卒す年四十七

大法院殿普山道照大居士

備後三原城主淺野忠正享保六年辛丑二月十七日生于藝之第二兄忠綏之適忠晨疾致事實曆九年己卯十一月十五日代忠晨襲封稱甲斐奉法守

道檢身述「下明和三年丙戌十二月十六日卒年四十有六葬於封内妙正寺」

八代忠愛甲斐と稱す、忠綏三男明和四年二月十六歳にして封を襲ぐ、七年五月忠吉の百五十四回忌に當り妙頂寺の靈屋を修む、八年六月三原に關船天神丸を造る（關船とは海賊船の意なり）安永七年二月日光宮殿の修復を本藩に命ぜられ其總司を勤む、十二月上野青龍院に於て日光門主よりの紫縮緬幕地二を傳達せらる其坊官中よりの折紙左の如し。

依仰啓達致候御淺野甲斐事御代々致御立入候旁格別の譯を以て紫幕被下之候右之段其院より御達可有之候 以上
十二月十五日

松田 式部 卿
吉川 中 務 卿
萬里 小路 大 進

青 蓮 院

八年十二月藩主及准后の宮より夫々賞賜あり、寛政五年十二月十二日卒す。

大聽院殿智山道惠大居士

淺野甲斐源忠愛寶曆二年壬申四月二十日生于安藝廣島明和四年丁亥春襲封於備後三原城二世祿三萬石寛政五年癸丑十月十二日卒于廣島二年四十二歸柩葬於城北妙正寺。

九代忠順甲斐と稱す、本藩安藝守少將重晨の四男なり、寛政五年十二月忠愛の後を襲ぐ時に四歳なり、文化十一年八月病を以て致仕し三原に移る、格別の由緒により内々にて毎歳十八貫目を賜ふ。文政六年三原二の廓に

新館を造り住す七年四月三十五歳にて卒す。

延壽院殿大慧修山日讀大居士

君姓源淺野氏諱修初名忠順幼字富之丞後改甲斐致仕後稱遠江又更千尋寛政二年庚戌五月朔生于本藩五年癸丑十二月命爲大聽君嗣備後三原城守食邑老職共襲處故常在藩府居第文化十一年甲戌八月以疾辭職移住三原文政七年甲申四月二十四日病卒享年三十五葬於城北妙正寺先墓之次。

十代忠敬享和元年十二月伊勢津に生る、藤堂監物の二男忠正の外孫たるを以て忠順の嗣となる、文化十一年八月封を襲ふ十三年廣島の邸内に講學所(後の朝陽館)を設け江戸より湯淺正平(子亭)を招き文學教授となさしむ、文政三年七月三原城内に明善堂を設け備中より西山孝恂(復軒)を招き教授せしむ、是年菩提所妙頂寺火災に罹る翌四年堂塔全部を再建す、八年八月賀茂郡竹原より石井儀右衛門(豊洲)を招き孝恂に代らしむ十二年六月城内北角櫓石垣孕出に付閣老へ申請の上修補す、天保七年七月藩祖長政の神位を祀り饒津大明神と稱し、社殿造營に付石燈籠二基を獻す十四年九月老を請ひ家を義弟忠助に譲る萬延元年正月元日卒す六十歳なり。

大義院慈山道快大居士

主諱忠敬字子信號聽松又筆堂一字字挺二耶津藩藤堂監物信任次子母仁讓院文化癸酉年十三爲淺野修養子明年襲職祿守三原城稱甲斐又筑後復甲斐又右近始創學養士天保壬辰役江戸調大府壬寅以義弟忠助爲嗣明年請老稱出羽萬延辛酉正月五日以病卒距生享和辛酉十二月八日得年六十一葬妙正寺又藏遺髮廣島妙頂寺立石。

十一代忠助遠江と稱し後忠と改む忠順の次男文政二年十月三原に生る、天保十四年閏九月忠敬の後を襲ふ。弘化元年より家政を釐革し、廣島三原兩地の家士の弊習を一洗し文を勧め武を講じ士風大に改まる。嘉永六年米

艦渡來以來軍備の擴張怠るべからざるを感ぜしも新舊兩派の確執ありて容易に決せざるを以て遂に八丁馬場自邸の書院を破毀して洋風の練兵を學ばしめ以て本藩の改革に及ばんとせり。又執政今中大學秕政多くして頻に弊害を生ぜしかば黒田圖書辻維岳小鷹狩正作澤三石等と謀り大學を自邸に招き之を諭し或は文書を以て誠めしも遂に改むる所なし、是に於て六年十一月上田主水淺野豊後と上書を作り家臣脇本武兵衛吉村重介をして江戸に齎して藩主に達せしも用ひられず、七年正月今中大學中老格に轉じ政權二川清記生田筑後の手に歸せしも藩政は愈衰頹を極む、其内藩主國に就きしを以て安政二年十二月大に失政を論じ、當局の交迭あらんことを請ひしも亦用ゐられず事の遂に爲すべからざるを知り、三年三月病と稱して致任し三原に歸る城内に南館を新造し之に住み重ねて家臣を誡め文武を獎勵せり。又三原城防備の爲櫻山に砲臺を築き山後を切斷し堅堀を浚へ柵を結び糧米を貯へ所々に大砲を配備し高山には何時にても砦を構へらるゝ様準備をなしたり、文久二年五月時々登城公務に參與すべき旨を命ぜられ年々米千俵を給ふ、明治元年五月本藩大改革を行ひ舊例古式を廢し新に大政復古の聖旨を奉戴することとなり、副總督を命ぜられ百般の改善に努む、又東北出兵其他維新の劇務に執筆せり。二年十月病を以て職を辭す、藩主動勞を思ひ物を賜ふ五年一月嚴島神社宮司に任せらる六年三月淡路國津名郡伊弉諾神社宮司兼中講義に補す、四月復ひ嚴島神社宮司兼大講義に補す、五月權少教正に補す、七年九月少教正に兼補し正七位に叙せらる、二十五年十一月卒す年七十四廣島妙頂寺に葬る、大正五年十二月廿八日特思を以て正五位を贈らる。

十二代忠英右近と稱す、文政十二年十月廣島に生る忠敬の五男なり、安政三年四月封を襲ぐ、同年大坂より治工を招き大砲十餘門を鑄造す、四年五月兵學師範筑紫文一郎を廣島に招き在廣の家臣に西洋銃陣の法を練習せしむ、文久二年十一月三原の東郊に砲臺を築き外船の闖入に備ふ、三年正月命に依り在廣家臣の大半を率ゐ三原に歸り地方の警備を嚴にす九月石州及福山地方浮浪の徒横行の警あり。采色甲奴郡の不虞に備へよとの命あり依て兵を出せしに既に浪士は散去の後なりき、十月八十斤の大槓を鑄造す、元治元年四月東野村海灣を埋め新に港埠を築き松濱と名づく（今の糸崎町の一部）八月十五日長州追討の命に依り藩主山陽道先鋒たるを以て見兵若干にて三原を護り自餘のものを率ひ廣島に來集すべしとの藩命あり。翌年正月事歇み三原に歸る慶應二年復び長州に事あり六月藩命により小田矢石の兩村を護る。偶將軍薨じ兵歇む明治元年正月城北櫻山に堤障を築く正月十四日福山騷擾の報あり命に依り警備として尾道へ數隊の兵を出す、八月英國人ブラックモトルを招き松濱に洋學館を設け英學及西洋銃陣を家臣に教ふ、更に本藩の經營となり洋學所と稱し吏を派して掌らしむ從學の徒頗る多し二年二月藩主長勳より版籍返上の事を上申したるにより忠英も亦返還の事を副總官へ上達したり。

今般版籍御奉還被爲在候上は朝裁の御模様に應じ群臣の俸祿御處置被爲在候儀は勿論の御事に付豫め還祿の儀出願仕候は却て御廟算に塘揆仕候哉共奉存候得共此際に至り依然と原邑拜領罷在候儀名分不相立様奉存郵裏其不穩候に付兼て被下置候御判物返上仕度奉存候間宜しく御處分之程奉願候然る上は御預け被下置候三原城も奉還上候 以上

四月十三日

淺野忠英

淺野忠殿

七月十六日藩主面前にて副總官より返還聞届の旨達せられ且三原城は依然附托せらる、八月藩主長勳藩知事に任せられ家老職を廢し准一級に置かれ祿千五百石を永世充行はるることとなりたり。三年七月二十八日營繕吏に三原城を還納し廣島へ移住を命ぜらる、五年四月復び三原に寄留す、八年六月全祿千五百石を還上し本祿の糶價六倍の金幣を賜ふ、九年九月三日家を長子哲吉に（後の忠純）讓る三十年五月卒す年六十九三原妙正寺に葬る。

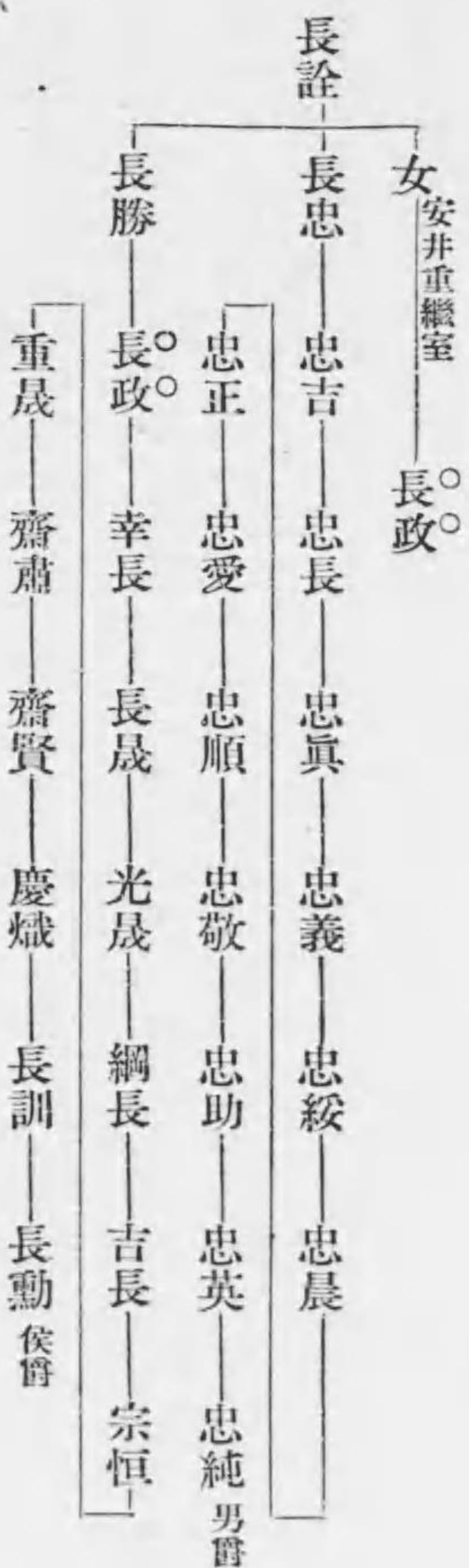
十三代忠純（附記）

忠英の長男にして文久三年六月廿五日三原に生る、明治九年家を襲ぐ、三十三年五月九日華族に列し男爵を授けらる。嚴島神社宮司に任す三十九年四月一日勳六等を賜ふ同神社昇格につき盡す所あり、後職を辭し侯爵淺野家の顧問となる。大正四年六月七日歿す年五十三廣島に葬る。

世代	名	通稱	生	在	職	卒	年	齡	血統	法	諡	墳	墓
一	忠吉	右近大夫	天文一六	元和五	七	元和七	七六	七六	長忠長男	大通院	妙頂寺	妙頂寺	
二	忠長	甲斐守	文祿元	元和七	明曆二	萬治三	六九	六九	忠吉孫	實相院	宗光寺	宗光寺	
三	忠眞	右近大夫	元和四	明曆二	天和三	元祿七	七七	七七	忠長二男	正壽院	妙正寺	妙正寺	
四	忠義	甲斐守	寛文七	天和三	享保一五	享保一五	六四	六四	忠眞四男	大智院	同上	同上	
五	忠綾	甲斐	元祿一五	享保一五	寶曆八	寶曆八	五七	五七	忠義三男	大嶺院	同上	同上	

一三	忠純	右近大夫	文久三	安政三	明治四	大正四	五三	忠英長男		妙頂寺
一二	忠英	遠江	文政二	天保一四	明治二五	明治三〇	六九	忠敬五男		妙正寺
一一	忠助	同	享和元	文化一	萬延二	明治二五	七四	忠順二男		妙頂寺
一〇	忠敬	同上	寛政二	文化一	文政七	明治二五	六一	忠正孫	大義院	同上
九	忠順	同上	寛政二	寛政五	文政七	明治二五	三五	宗家重長四男	遠壽院	同上
八	忠愛	同上	寶曆二	明和三	寛政五	明治二五	四二	忠義三男	大法院	同上
七	忠正	同上	同六	寶曆九	明和三	寛政五	四七	忠義七男	大法院	同上
六	忠長	甲斐	享保一七	寶曆八	寛政六	明治三〇	六三	忠長男	大乘院	妙正寺

淺野氏系圖



郡村有司

毛利時代

三原及び其近傍が小早川隆景の支配に属し因島向島等が村上家に属し木梨庄尾道地方が杉原家に属し同家退轉の後田中佐渡(五千石)之を支配し、八幡庄及川筋一帯が澁川家杭庄が小早川家の配下なりしは想像し得れども其他の詳細なることは之を知るに由なし。

福島時代

三原城には城主として福島丹波(三萬石)城番仙石但馬(八千石)を置き之に嫡子福島刑部少輔正之を附したり、三原町は廣島と同じく郡の外に獨立し町奉行を置き之を統治せしむ奉行に北次郎右衛門星野又八郎の兩人あり、又郡奉行には慶長六年に大崎兵庫なるもの檢地を行ひたることあり。同八年に上月助右衛門間島源次の兩人と土地の奉行たりしを知る、其他に給地を受けたるものに次の人々あり。

- 百二十六石 福井 内海 興十郎
- 二百五十六石 大とう 若山 長右衛門
- 二百三十石 はぐら 松本 忠藏
- 二百三十石 同 森 新七
- 二百三十石 同 岡田 總十郎
- 六十八石 同 菅 佐兵衛
- 八十六石 同 杉 平右衛門
- 三百二十一石 市村 山ち 太右衛門

浦邊久山田兩村代官

堀田 新介

淺野時代

長晟封を藝備に受けしより淺野忠吉に三萬石を與へ三原城に居らしめ郡内二十余村を其給地とす、其他を直領とし尾道に代官若しくは奉行を置き支配せしむ。

尾道 (元和五年より文化十二年に至る)

- 伊藤清十郎
- 藤田下右衛門
- 岸九兵衛
- 竹腰七郎左衛門
- 川崎多右衛門
- 三浦儀右衛門
- 田井貞右衛門
- 菅野八太夫
- 周防才兵衛
- 宮部小左衛門
- 深溝助太夫
- 三村十左衛門
- 進藤彦兵衛
- 山下三右衛門
- 門田茂右衛門
- 沖保兵衛
- 坂田清兵衛
- 石田作太夫
- 西川角左衛門
- 澤井加右衛門
- 豊永四郎左衛門
- 落合八郎左衛門
- 道家彦兵衛
- 武井十左衛門
- 戸島保左衛門
- 蘆田彦右衛門
- 西尾彌五左衛門
- 小池興左衛門

- 百々九郎兵衛
- 奥彌平次
- 須磨正右衛門
- 保田仁左衛門
- 黒部喜兵衛
- 平山新五郎
- 今枝六之助
- 山崎平内
- 寺本五右衛門
- 龍神甚太夫
- 青木五平次
- 寺西源助
- 藤田新右衛門
- 町野龜之丞
- 保田藤右衛門
- 氏野喜太夫
- 湊喜右衛門
- 青木彌太夫
- 高槻孫兵衛
- 落合平左衛門
- 寺尾平八

- 野崎助九郎
- 寺本覺左衛門
- 佐々勘之丞
- 藤谷一角
- 氏野三右衛門
- 伴惣兵衛
- 米田理右衛門
- 山香源助
- 岡村奎兵衛
- 松原次郎右衛門
- 高尾五郎左衛門
- 笹村源五右衛門
- 龍村新平
- 西川勘右衛門
- 大橋與右衛門
- 木村左助
- 進藤久兵衛
- 徳永彦右衛門
- 寺西源助
- 三雲甚右衛門
- 三村久右衛門

平山角左衛門	伴惣兵衛
岡村彌左衛門	河瀬彌右衛門
藥師寺與市	百々勘左衛門
周參見新兵衛	河瀬武太夫
土屋喜右衛門	小島富十郎
竹中三郎次	永原十六郎
今中萬三郎	小島清次右衛門
藥師寺清助	木村齊
森左門	周參見新右衛門
大橋藤馬	南部藤左衛門
小笠原富三郎	小島平齋
平野孫市	本村幾三郎
福岡孟馬	辻小八郎
藥師寺小兵衛	遠野彌
進藤三彌	淺田米夫

元和五年同時に五人の代官を命ぜられ其後三人或は二人となる、正徳の初め六人同時に命ぜらる、保田の時在番の命ありて尾道官舎に入る、正徳五年木村氏野兩人尾道町奉行となるといふ。是より町方村方支配別となるといふ然れども其他の代官の名も知るよしもなく今は單に尾道だけの奉行たるも、亦郡の首邑たれば其儘記し置く天保中町奉行を廢し、勘定奉行を兼務し二ヶ月交替にて町政を掌る。

其氏名

諏訪民次郎 佐々木久左衛門 西山造酒

後再び町奉行を置き明治の初に至る。

三原領

郡奉行を置きて之を管せしも其氏名明らかならず、今其一二を記す。

寛文	板原儀兵衛	足立平兵衛	足立祖助
元祿	都筑與一郎	都筑與一郎	
寶永	丹羽左近左衛門	福原與右衛門	瀬川茂左衛門
享保	都筑九郎右衛門	丹羽左近右衛門	尾關權内
	鈴木八右衛門	丹羽左近右衛門	
元文	永谷仲内	荻田要右衛門	寺西多助
寛延	中川字仲	寺西多助	
安永	脇辨十郎	宇都宮龍藏	
天明	湯淺相次	丹羽紋左衛門	
寛政	板原彌太郎	棟塚順次	久野徳次郎
文化	本庄東五郎	關浦牧太	堀江左平太
文久	龜山弘右衛門	丹羽延藏	湯淺和十郎
明治	丹羽 兢	仙丹藏	宇都宮皆右衛門
			岩本内藏太

維新の際の村役人左の如し。

割庄屋頭取

中庄宮地與三兵衛

割庄屋

尾道熊谷幾右衛門

木門田村井治良作

宮内田中清七郎

向島東熊谷咲藏

尾道石井元五郎

庄屋(三原東西町は目代と稱す)

三原東町 瀬尾爲四郎
同西地方 遠藤十藏
同西地方 安田兵次郎
西野村 秦惣右衛門
木原村 長井董平
同漁師町 財問榮三郎
深村 廣川三助
三成村 高田恒次郎
木門田村 村井好之助
江田村 廣川忠藏
木梨山方村 土屋忠三郎
菅村 内海清三郎
大塔村 後藤平三郎
大町村 高垣權九郎
中原村 爲政第二郎
篠根村 豊田篤一郎

同西町 原順四郎
宮沖 平田徳右衛門
山中村 河野十右衛門
吉和村 熊谷壽太郎
栗原村 石井元五郎
中野村 土屋市右衛門
白江村 熊谷幾右衛門
畑村 高田猪之助
國守村 熊谷源次郎
梶山田村 後藤伴次郎
菅山方村 後藤信太郎
仁野村 後藤群藏
白太村 内海清三郎
本村 村豊田榮藏
河南村 後藤三郎助

同東地方 本庄又四郎
芽町 竹本多兵衛
東野村 長井京藏
吉和濱 二宮彌七郎
久山田村 宮地順太郎
本郷村 熊谷幾右衛門
猪子迫村 岩戸理右衛門
市原村 平田眞一郎
木梨村 高田鳩三郎
小原村 後藤群右衛門
平木村 後藤九七郎
三郎丸村 内海三郎兵衛
大藏村 豊田權五郎
岩根村 内海旗五郎
僧殿村 後藤平三郎

河内村 豊田篤一郎
大山田村 爲政平藏
市村 清水常三郎
釜窪村 千葉助太郎
神村 綾目松四郎
大田村 千綾目徳三郎
今田村 今田辰四郎
津蟹村 得能準四郎
公文村 清水常三郎
下津村 井上清七郎
泉村 金行九郎兵衛
羽倉村 栗原喜三郎
籌村 前田四三郎
屋中村 河野祐三郎
岩子島村 高木龍藏
天女濱 石井本三郎
大濱村 吉井雅四郎
鏡之浦村 桑原八之助
土生村 宮地良左衛門
栗原津部 富島延四郎
田等新開

諸毛村 萩原時之助
下山田村 綾目徳三郎
花尻村 高田作右衛門
具原村 横田久太郎
宇津戸村 横田千右衛門
丸河南村 豊田新兵衛
植野村 河野爲四郎
福井村 賀上庫三郎
綾目村 高垣權九郎
吉田村 中山嘉三郎
和草村 佐々木良右衛門
坂井原村 松田辰四郎
野串村 甲上昇三郎
美生村 賀上寅六郎
向島西村 熊谷恒次郎
立花村 高田牧太郎
中之庄村 宮地完左衛門
外之浦村 桑原八之助
田熊村 宮地常太郎
尾道町 佐伯讓之助

小園村 萩原時之助
千堂村 豊田權五郎
市村 内海三郎兵衛
高尾村 前田完次郎
徳永村 賀上寅六郎
丸門田村 井次郎作
野間村 横田千右衛門
大原村 田中清七郎
江木村 山名小太郎
藤原村 栗原虎太郎
黒河井 上慎太郎
垣内村 河野大一郎
宮内村 田中清七郎
本庄村 藤田大八郎
向島東村 吉原太兵衛
重井村 村上八太郎
椋之浦村 吉井八太郎
三之庄村 宮地完左衛門
後地村 熊谷壽太郎

維新以後

明治三年十一月正權大屬を置き郡内を管轄す。

正 佐藤 守真 權 前濱 徳太郎 武井 準一

明治六年大小區を定め正副區長を置く、御調郡は第十大區となる。

正 石井 成亮 副 小林 豊三 正 豊田 維徳

副 長 井 勝 正 石川 完治

明治十一年區制を廢して郡長を置く。

石川 完治 多田 寛 中島 千城 小島 範一郎
中尾 正名 沖田 義信 市來 圭一 仙石 卯策
久留島 新司 早水 仁三郎 栗屋 仙吉 横山 一俊(現任)

明治六年大小區制を定めらるゝや、第十大區を更に十六小區に分ち之を七大別して事務所を置く。

事務所	所在地	職名	氏名	管轄	町	村
第一	尾道	戶長	兒玉 恒太郎	一小區	尾道	
		副戶長	長尾 桑太郎	七小區	三成、猪子迫、木梨、栗原、吉和、久山田、	
第二	木門田	戶長	平田 眞一郎	九小區	梶山田、小原、菅、大塔、仁野、平木、	
		副戶長	村井 好之祐	十小區	白江、本郷、中野、木門田、市原、畑、國守、江田、	

第三	市村	戶長	前田 完二	三小區	下山田、岩根、木村、三良丸、諸毛、千堂、小國、河面、
		副戶長	安原 來三	四小區	貝ヶ原、高尾、神村、徳永、公文、宇津戸、大山田、
第四	津蟹	戶長	田中 滿眞	五小區	植野、今田、野間、大原、綾目、本庄、
		副戶長	賀上 庫三郎	六小區	宮内、美生、屋中、野串、垣内、坂井原、
第五	三原	戶長	廣川 百太郎	十一小區	和草、泉、羽倉、江木、蒔原、吉田、
		副戶長	秦 清太郎	十二小區	津蟹、福井、篠、下津、
第六	向島東	戶長	熊谷 孝平	二小區	三原
		副戶長	宇都宮 常松	六小區	西野
第七	重井	戶長	柏原 啓三郎	八小區	東野、山中、深、木原、
		副戶長	宮地良右衛門	十五小區	向島西、向島東、立花、岩子島、
				十六小區	中庄、重井、田熊、土生、三庄、椋浦、鏡浦、外浦、大濱、

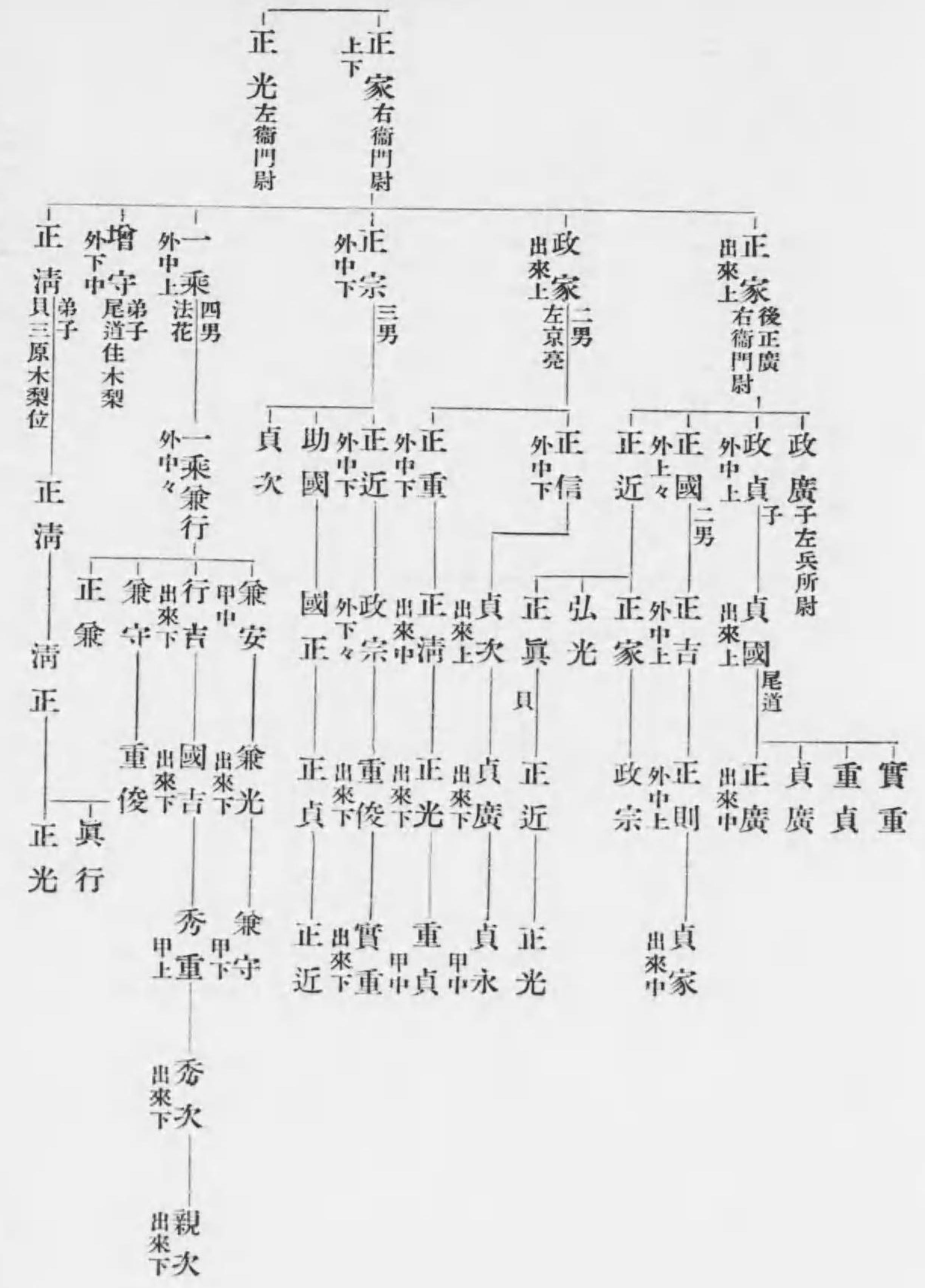
此後屢變遷あり轉任あり、一々詳記すべからず即ち間もなく事務所を解き各村に戶長副戶長を置き、明治十一年に至り區制を廢し各村(小村は數村を一區域とし)に戶長を置き二十二年に至り町村制を布くに至れり。

三原刀匠

刀劍の第三期と稱するは元暦より弘安頃までをいふ。此期は刀鍛冶の全盛期ともいふべき時にて、上に後鳥羽院の刀劍を好ませ給ひ自ら其業を受けさせらるゝあり、廿四人の番匠を召されしより各其撰に預らんとして技を勵み業に勉むるあり福岡の一文字京の粟田口、備前備中、美濃、大和の當摩、山城の來、奥羽の月山、九州の行平等あり、我が三原に刀匠の起りしは實に此期にありとす。即ち正家にして其子及弟子多く豊田郡貝野に居りしもの貝三原といひ木梨に行きしもの尾道に行きしもの軈に分れしものもあり、其三原及貝野に居りしものみにても慶長頃迄に百餘人を數ふ、以て其盛んなるを知るに足る。又元龜の頃正家（黒田助六）は播州印南郡山中新村に移る。何れも刃業に秀でしものといはる。

三原物の特長は刀の造、鎬高く反ありて柃目多し白く風あり、刀文は直刀も小五目に逆足の交りたるもあり、忠は棟角に横鑑ありといふ。

初代正家は正中頃の人にして其作鎬高に反ありて地鐵は柃目に刀文は元を小亂に先は廣直に足を入れて沸多し切先は延ひたる方にて帽子丸し、此作刃業能く大業物なりといふ位列上作なり、其系圖數種ありて一致し難し今は三原に傳ふるものを基とし他を以て之を補ふこと左の如し。



右系圖の左傍に附するもの其作品の評価にして左の階級に據る。

上々	五百貫	外中上	六十五貫
上中	四百貫	外中々	五十五貫
上下	三百貫	外中下	五十貫
中上	二百五十貫	外下上	四十五貫
中中	二百貫	外下中	四十貫
中下	百七十五貫	外下々	三十五貫
下上	百五十貫	出來上	三十貫
下中	百廿五貫	出來中	二十五貫
下下	百貫	出來下	二十貫
外上々	九十貫	甲上	十五貫
外上中	八十貫	甲中	十貫
外上下	七十貫	甲下	七貫

又別に切味の位附あり。

最上大業物

十刀の中七八刀は火加減よく大に切れたる鍛冶の作刀にして此列に入りたるもの新古を通して十四人あり其中に三原正家あり蓋し應永中なりといへば四代正家なるべし。

備前大兼光

長曾根興里

和泉守兼定

外々良長幸 陸奥守忠吉 初代助廣
 仙臺初代國包 肥前初代忠吉 長曾根興正
 會津初代長道 三原正家(應永) 備前元重
 大業物

十刀の中七八刀切れるものにて此部類に屬する鍛冶二十二人あり後追加四十人此追加中に初代三原正宗

刀匠時代別 (三原、具、木梨に住せしもの)

年號	名	摘	要
弘安徳治	正家	右衛門尉	
建武	二代正家	初名正廣 左兵衛尉 兵庫亮	
康永	正光	左衛門尉 初代正家弟	
貞和	政治家	左京亮 初代正家二子	
正平	正吉	正國子	
觀應	正清	木梨具正清 具三原の祖	
文和	兼次	一乘	
延文	兼光		
正宗	正家子		

年號	名	摘	要
康安	正久	木梨派 古刀	
貞治	正國	正家子	
正重	正廣	初代正家の子	
正近	正重	正家子	
二代正清	正清	左衛門尉 初代正家子	
貞次	正次	右衛門尉	
政清	正信	政家子	
正重	正重	政家子	

兼	正	正	正	正	正	正	貞	正	正	正	政	正	正	正	正	正	正	永
元	能	久	則	經	佐	重	次	家	近	長	興	重	俊	勝	元	光	房	直
	貝	貝						貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	木梨
								貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝
								貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝
								貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝

兼	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正
元	信	成	直	長	俊	近	定	貞	興	利	家	賀	行	守	廣	盛	長	嘉
	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝	貝

康	文																		
正	安																		
政	正	正	兼	正	代	三	兼	政	正	正	兼	正	政	正	政	正	代	正	代
宗	真	真	行	元	清	正	光	宗	吉	俊	安	貞	宗	兼	廣	真	家	則	宗
	古	政	國	一	正		兼	政											
	刀	廣	正	乘	清		安	家											
	家	子	子		子		子	弟											
	門																		
	人																		

永	文	明																	
正	總	應																	
正	正	正	正	正	正	兼	兼	代	三	政	正	正	兼	政	貞	正	正	正	正
奧	廣	秋	義	次	真	興	利	近	宗	俊	近	景	安	家	廣	近	則	賀	

文 義 正 義 正 眞

元 和 正 賀 貝五阿彌

正家三男左京亮正宗と云ふ人あり。諸國に鍛冶修業に出廻り、草戸に至る此時草戸に一千軒の町家ありしか、彼の人法華一乗秀次が所に宿す其時一乗軀を打立焼刃を渡さんと欲す時に彼旅人内より聲をかけ、南無三唯今の打物には刃元より三寸許先に疵ありと云ければ一乗驚き水舟より太刀取出し之を見るに果して刃元より三寸の處に疵あり。さては御邊は如何なる者ぞ唯人にては有らざらんと細工を止めて問ひければ我は名もなき旅人なりと答へければ一乗怒りて重ねて尋ねれば、今は何をか隠すべき我こそ當國三原住人左京亮正宗と申者也と語れば一乗横手を打ち誠に御邊の事は音には聞けと對面せしは始めてなり、此上は御心を解きて御心安く思召され此家に暫時逗留ありて旅の草臥を休め給へと種々の珍物を以て懇に饗應すれば正宗も暫く月日を送れり、或時禮義を正し一乗申しけるは我に女子一人あり家を繼ぐべき男子なし、近頃粗忽ながら御邊當家に留りて家督をなし給はれと再三頼みければ正宗何とて貴公の言を背くべき身不肖の吾にして此家を相續するは我身に取て如何程か大慶なりと申しければ一乗大に喜び則娘と婚姻を結ひけり、末代までも名を残せし備後國住人法華一乗正宗といふは此人なり。此に類したるの傳説は到る處にあり。

正家の井戸と稱するもの三原堅町より山中に越す處及東野にあり、貝野は田野浦村の内なり。

孝義篤行

長右衛門 (重井村)

元和二年の頃より村の庄屋となり、萬事實意にして裁決聊も曲事なし、哀憐の心深くして此里の風氣自ら穩かなり田畑を開き農業を勧め民の爲に利を興すこと尠からず。數々の事國君の聽に達し馬を賜ひて特賞せられた

るは萬治三年の事なり、後十年を経て歿す年七十三職に在ること五十四年なり子孫七代役を繼ぎしといふ。

太郎兵衛 (市村)

元祿の頃の人にて父母及繼母によく事ふるを以て同四年の冬米五石を賜はりしと云ふ。

垣内屋三六 (三原東町)

母親老年に及び行歩も叶はざる故日々の寺參に三六脊負ひて連行き常に孝養の心厚く怠りなきを以て三原國老より賞賜ありしと云ふ享保年間の事なり。

甚兵衛 (久井村江木)

極めて貧しき民なるに母病に臥すること廿年に餘れども孝養甚だ厚く妹あまたありしをも悉く嫁せしめて母の心を安んじ己は慾を押へて孝養にのみ心を碎きたり、元文元年十二月賞賜せられたり。

久藏 (久井村江木)

親の意をうけつぎて公を重んずること深く年貢諸役を謹みて常に人に先んじ萬實直に正しきものなれば元文元年十二月賞賜せられたり。

八三郎 (三浦村外の浦)

外の浦の庄屋なり、親思ひのものにて老母のみありしが夏の夜は蚊帳の内に入りて床を涼しくし、冬の夜は衾のすそに入りて足を温め、日々の出來事を話し聞かしめ能く寝たるを窺ひ退き出るを常とせり。凡て母の食せ

んと思ふものは何處までも之を求めて進めたり、公用ありて尾道に渡り、事終れば急ぎ歸りて母の心を安からしむ、又能く衆を憐みて年貢取納めにも注意周到にして人の苦痛を推量り少しも無理に責むることなし。私事ならねば別船を使用するも差支なければ多くは便船を待ちて村人と乗合ひ何かと語りあひて往けり、貢租を納むる時も必ず俱に尾道に行き過なきやうに計らへり、この故に彼が役にあるうちは村の費もすくなく農業に力を勵ましたれば村を離散するもの一人もなかりしと云ふ、元文四年十二月十六日銀若干を賜ひて賞せられたり。

平右衛門妻まん（八幡村野串）

舅に事へて孝なり、擧げて云ふべきこと數多き内に舅或は怒り罵りて鞭つに至るといへども能く承順して一言も云返すことなし。其老衰するに及びては常に側にありて自ら萬事の世話をなし、舅の行かんとする所あれば近からぬ所まで負ひ行けり寛保三年十二月賞せらる。

さん（奥村綾目）

百姓忠兵衛の女なり、忠兵衛性温順にして耕作を怠らず、凶年と雖未進の責に遇へることなし、奉行頭人も皆稱美する程の者なり、男女各一人の子あり男子は幼より多病にして農業に堪えず終に早死す、さんは至つて孝徳ありて父母に事ふるに心を盡し、其意に従はざることなし、夜寒の頃は埋火の上に木葉を集め終夜焚きて煖氣を絶たず。夏夜は蚊帳なければ常に蠅拂を取りて蚊を追ふ、父母佛寺に詣らんと云へば業を休みて伴ひ手を

引き腰を推し注意怠らず、又猪鹿の害を恐れて田の邊に小屋を作り終夜其の内にありて聲を立て拍子木を撃ちて之を追ふ、忠兵衛も出で己の田を守る、さんは父の老いて寝ずの番をなすを憂ひ飲物を携行きて安否を尋ね斯くすること毎夜二三度に及ぶ、父衰へて家業心に任せざれば、さん貢租不足せんことを恐れ父に代りて稼穡に努め鋤鋤を執りて耕耘を怠らず、猪鹿の番に至るまで父の爲せしが如くし收納も人より速に終れり、されど固より家貧しければ時に衣食の缺乏することあり、斯る時は父母にのみ供し自分は飢寒に堪へて親には知らせざりき、此事遠近に聞えければ遂に延享四年七月廿日官より米五俵を賞賜せられたり時に年廿五なり。

後文七と云ふものに嫁し子もありしが不幸にして皆死し獨身となり、太七と云ふ者を養子として婦を迎へしに孫多くして衣食に窮するに至れり、さん尼となりて近村を托鉢し自ら養を助くるに至る、郡宰添田某等、さんが事を尋ね巡邑の時召寄せしに老貧見るに堪へざりしかば、孝女の故を以て金を與へ里正に預け其利子を以てさんが一生の衣食を助けんと官へ申出でしに、寛政九年正月廿五日銀二百匁を賜りたり、時に年七十五なりき、藩主體國院殿天津某に命じ漢文の傳を作らしめらる、之を藝備孝義傳初編に載す後更に備後孝女傳を作り本文を修正し且つ贊辭を附し和解を施し一編の書物として出版せるものあり、今は之によりて漢文傳を附記す。

備後國御調郡綾目村農夫忠兵衛、爲人質直柔和、而不怠耕耨、其貢稅不背違期、雖水旱儉歲而輸納無缺、不須備收、邑吏村長皆稱其精勤、有二男一女、男自幼而多病羸弱、不堪其業、去春不幸而沒、女名三、年二十有五、性至孝、事父母無不盡心、其所言無不從焉、寒夜則爐底著火、積聚木葉於其上、令煖氣終夜不絕也、夏夜則無帷帳之具、手執麻繩拂不離親側、防除蚊蚋之害、欲令父母熟睡也、其父母慈愛固深、黃香溫被、吳猛憂蚊、可同日而談也、父母欲詣佛寺、則三親投業而必從、携手抱負、而途中扶老不休息也、民間每患猪鹿

之傷稼、結廬於隴畝、自昏至於天明、勵聲擊柝、逐之太急、其父亦然。三娘憫父老而勞劬、獨提飲器、住而與之、問其安否、而還、若斯者每夜、或再或三、無敢闕焉。頃歲其父老且眼眊、而多廢農事、三娘慮有怠、其貢稅、代父而勵、心力於畝、劬耜耨之業、郊野夜宿之勞、租稅收納之節、一無所懈、邑長每歎美、其農功速成、其奉上無私、事親服勞、謂之忠孝一心、亦可也。家窮乏衣食不給、飲食不足、則唯供父母、已忍饑渴、而對父母、乃言食有餘、不令知、簞瓢屢空、曾子不云乎、孝子之養老也、樂其心、不違其志、三娘亦守人所不能守、行人所不能行、而未嘗有惰容、則雖大賢賤女、其孝皆一也。誰不感歎哉、同邑隣里悉知之、具錄事狀、以達于藝府、府君大感賞之、賜米粟若干、賑恤其家、且使臣憲延述其顯末、勵今之人、傳之後世、先是享保乙卯之歲、藝之山縣郡有孝子、備之世良郡亦有孝婦、恩賞有差、俾儒臣著二孝傳、揚陋幽之舉、不亦善乎、今茲復有休徵之應、乃是海內熙洽之化、豈啻二州之榮而已哉、述之不足、副之以贊。

孝自天性 不拘賤賤 代親嘗艱 委身忘倦

出入相憫 坐臥能眷 善行年積 聲譽日銷

感激群黎 庶令歡抃

延享四丁卯歲仲秋上旬 微臣津憲延議之

茂

助 (羽和泉村羽倉)

豊田郡中野村長助が子なり幼にして孤となり、叔父茂助に引取られ養はる。茂助子なき故遂に家を譲りて又茂助と稱へしむ、此の人心の底より美しく家貧しけれども家内睦しく能く養父母に事へ公の掟を守り農業を努め、又能く朋友に交り良民の名世に傳はる寶曆七年の十二月賞せられたり。

與助 悻新平

(三原西町二葉小路)

十五歳より天野屋利左衛門に仕ふ、主人死後久十といふ九歳の小兒を守り立て家業を貞實に勤めしに久十成長

し家業に疎く遊行に耽り、家名續け難きこと三度もありしに新平色々心に心を碎きて家業を取續けたり、久十改名して次郎平といふ。遊行改めざるが故に母親類と協議し、大阪へ遣し艱難せしめて改心せしめんとせり、留守中新平は次郎平の居間に對し常に敬禮せり。酒など給はる時は先ず神棚と主人に供へ後に飲みたり總て何事も主人在宅の通りにせしに次郎平病氣にて歸宅したれば晝夜側に付添ひ看病怠らず、養生せしも遂に果てたり、其子岩吉幼少なれば新平愈々家業を相勵みたり、安永元年三原國老より賞賜ありたり。

貞十郎及弟庄三郎

(中庄村)

兄弟母に事へて孝なり家貧しけれども母には蚊帳をはりて夜の蚊をふせぎ、冬の夜は圍爐裏に火を絶さずして寒さを防ぐ、母の足冷ゆれば貞十郎の懷に入れて暖む、兄外出すれば弟之に代り共に差支あれば兄の婦之に代る。妹尾道に嫁せしかば母折々行きて宿す、兄弟交るく船にて海上二里餘を往復し安否を問ふ、數十日に亘ると雖も一日も缺くことなし一日も母の安否を聞かざれば覺束なく思ふなり、共に子供數多ありければ後には別家して住みしが弟朝毎に食物を整へ持行きて母に進む其の敬慕すること少しも衰へず、新年となれば年始の禮を述べ雑煮など進めて「我等貧しく暮す故老年の御身にも年中甘味を奉ること能はず。誠に不本意のことなりされど力及ばねば幾重にも許されよ」と叩頭して述べたり、斯くすること年々にて凡て家中禮儀正しうして何事も母を先とし兄弟妻子次第を違ふことなし、凡そ賤き者の孝養は愛勝らて敬あるは稀なり、此の兄弟の如きは誠に得がたきものなり、天明三年九月三日兄弟米五俵づ、賜はりたり。

文 次 郎 (三原町西地方)

父文内固より貧しく老いて耳遠く目昏み頗る衰へたるを文次郎至性ありて年猶若きも善く事へ農務を勵み人にも雇はれて兩親を養ふ、己は粗食をなし兩親には甘旨を進め父酒を好みければ常に求めて飲ましむ、斯る艱苦の内にも貢税を怠ることなし、三原淺野家より青銅若干を與へらる時に寛政二年十二月なり。後父に離れ老母を養ふこと益至れり、又人と交るに厚く其他善行多し文化三年の春天祐院殿巡國の時召出し鳥目一貫文を下し三原よりも別業に呼出し錢若干與へらる、病に罹り苦しみの内にも猶母に善く事へしかば里人救ひ助くるもの多し、同十年又錢を與へて其孝を賞し天保二年銀を與へて其貧しきを救はる。

半 藏 (中庄村)

父忠平性質頑固なれど半藏少しも背かず、日々田野に行くにも必父にうかがひ常に妻に注意すべきことを命じて行き、歸れば父の起居を細に尋ね父には吾が行きたる先きの事ども語り慰め、夏は團扇とりてあふぎ又は木蔭に負行きて涼ましめ、冬は父の足を我が懐に入れて暖かならしむ心を用ふること至れり、貧しければ己等は皆粗衣粗食して父には常に善きものを進めたり。父八十に餘りて行歩自由ならざれば二便のたすけ其他奉養に力を盡して勞はる、又よく年貢上納物を慎めり、村の人ども其子を戒しむるに半藏を見習へと云ひけり、寛政三年八月廿七日米三俵を賜はり同九年十一月廿一日再賞に與りたり。

幸 七 (土生町)

初め兄弟同居せしが父兄庄十郎に船を買ひて與へ分家せしめたり、父母寢息の所を欲しければ之を作りて住ませ平生孝心専らなる故船かせぎに出づる時は兄妹妻に頼みおき酒肴の料まで供へおけり、或年父春より秋に至るまで病めるに其間幸七更に外出せず日夜看病に心を盡せり、貧弱なるに家業を休みて看護せしを人々大に感服せり、寛政三年八月廿七日米三俵を賜はり九年十一月廿一日再賞せらる。

父死し母八十餘歳に成りければ船稼を止めて耕作を勤め暇あれば母の側を離れず益孝養を盡したり、享和三年七月又賞を蒙ること前の如し、幸七三度賜はりし米を皆錢に換へ神棚に納め少しも己が用とせず常に母の好むものを問ひて小魚又は軟かなる物など買ひて進めたり、母貧苦の中に費あらむことを憂ひしかば、幸七其由を告げて母の心を安めたり、其意を配ること至れりと云ふべし。文化六年五月重ねて五俵の米を賜ひて其孝養の年を経て怠らざるを賞せられたり。

庄 八 (上川邊村本村)

本村の長百姓なり、性慈愛深くして且農業に精し、村内の小百姓を勞り恵むこと厚く年貢など滞るを償ひたること多し、又争訟など出来んとすれば必なだめ靜む人從はざるものなし、凶年の頃は殊更貧民を救ひ他村のものにても求むれば必ず物を與ふ、村のもの春の彼岸より秋の彼岸に至るまで朝ごとに野山に行き草刈りて牛馬にふませ麥の肥料とするなり之を怠る者は麥作必ず悪し、庄八若き時より日毎に夜未だ明けざるに由に入り明るを待ちて草を刈る、人皆之を見習ひて勵み勤む、其外種々耕作に巧みなれば此人に誘はれて各田業に精しく

なりたり、庄八人の頭となりて毀譽せらるゝを好まざりしにや、遂に其役を辭したりしが子惣八代りて勤むることとなりたり、然るに惣八病にて手足利かざれば庄八止むことを得ず、又出て、事を計らふ惣八性良きものにて農業のみならず、村の事までかく父に再び骨折らしむるを本意なく思ひて役を辭せんといひけるを村人ども何事も庄八父子を目當とすることなればとて強ひて其心を慰め其議を止めしめたり、寛政三年八月廿七日褒錢若干を賜ふ。

德

松 (上川邊村本村)

父長兵衛小百姓なりしが連債の爲に僅かの田畑を皆村に差出したり、且眼を病みて日傭をもなす能はず、小商をして漸く其日を送れり、後全く盲しければ徳松五歳なりしが父の手を引きて行かんと欲する處へ伴へり、十歳の頃より父の業を見覺え商をなして父母を養ふ、稍長じて益其業を勵み田地をも買求めたれば父悦べり、廿歳ばかりの時父死しけるが毎月忌日には一里許りある父の墓所に未明に行きて拜したり、母に事へて其意に順はざることなし、此の地柿の木澤山ありて多くは木立のまゝ、實を賣るの習なり、或る年母其木立のまゝにて賣ることを許さず其上他人の柿を買來りて串柿にせよと云へり、徳松其利なきを知ると雖も更に背かず母と之を作れり、人を見ても其利なく且己に時來れるに妾をも蒔かずして串柿のみ造れるは愚なりと云ひしに徳松我も利なきは知れども母の命には背き難し、親の命は即ち天の命なり假令これに損するも此後勉強すれば又天の惠あるべしと答へければ其人も感心して耻入りたり、又妾を作るに先づ熊手を入れて草を除き後に肥を施す例

なるに母先づ肥を施して後熊手を入れよと云へば、又謹みて之に順へり、かく常に母の意に適ひしが妻を迎ふる事のみは幾重にも許し給へと云ひて聞かざりき、是は妻を迎へて母への事へ方如何も知り難く若し母の心に快からざる事出來なば其罪償ひかたしとの意なり。母子の間郷俗比なしとて褒米三俵を賜ふ時に寛政三年八月廿七日なり、同九年十一月廿一日再賞せられたり。

母愈老いたるに商をなせば遠方に行かざるべからず、依て農業のみを勵みて母を養ひ父の忌日に墓參するの外何方へも行くことなかりしと云ふ。享和三年七月又米三俵を賜ひ、文政三年十二月銀百目を下されて貧しきを救はる。

山伏吉祥院 (大瀧村)

常に修験の道を務め朝暮に五穀豐熟の祈念怠らず、旱澇に逢へば火物絶ちして山靈に祈り疫病流行することあれば亦之を祈る、其病家の貧しきには食物をも與へたり、凡て謝禮の如何に拘はらずして人の爲に祈禱をなし己が力に能はざる時は斷食して金毘羅宮に代參することもあり、人に金銀など貸すことあるも終に利息を受ることなく錢穀を施し惠むことも亦多し、其家富めるにはあらざるも自ら儉約して人を救へるなり。その子山本院もよく父に順ひ一族皆睦じ吉祥院齡八十に餘りて其行猶素の如し、比類なき老人なりとて寛政三年八月廿七日青銅若干を褒賞せられたり。

照源寺講觀及寺下輪乘 (市村市)

兩人未だ壯年にして志よろしく力を併せて其村人を教へ諭せり、第一國法を重んじ守らしめ農業を勧め近村の人相争ふことあれば、諦觀輪乘を遣して諭し聞かせて其争を止む人も心服して喜びしこと度々なり、此兩僧年若くしてかく美しき志ありければ、寛政三年八月廿七日褒詞を賜はりて其行を勵まされたり。

鹽屋平兵衛 (三原西町)

商家にて養父母愚三夫婦へ孝養なり、愚三存生の内は懇に事へ死後は養母に事ふること甚だ至れり、平兵衛は愚三存生の内に分家となり、本家吉右衛門方へ母見舞のため毎日兩度つゝ行き寒暖寢食を親切に尋ね時刻も違へず行けり、平兵衛眼薄く一身の進退不自由なれども猶孝養を怠らざるを以て寛政三年三原國老より賞賜せられたり。

市右衛門 (吉和村)

早く父母を失ひ繼母に事へて眞實を盡し孝敬比なし、夏には夜更くるまで蚊を追ひて涼をとらしめ冬は己の懷に入れて母の足を暖む、其外残る處なく事へたり。妻を迎へて五六年を経しが孝愛意に滿たずとて遂に離別せり、一郷其孝敬に感じたり、寛政六年二月廿五日米五俵を賞賜せらる。

繼母に事へ其孝養年を経て衰へざれば、寛政十二年十月及文化三年七月並に米五俵を賜ひ、同年天祐院殿東郡巡國の際召見して鳥目十貫を下さる。

武 八 (吉和村)

二歳の時父に離れ母と共に居たりしが、十三四歳の時より鹽濱の濱子と云ふものになつて同し濱に勤むること三十六年なり、幸に己が家鹽濱に近ければ平日勤めの暇には日に幾度も歸りて母を顧みる、夏は蚊帳なければ夜もすがら母の側にありて蚊を拂うて安く眠らしめ食物など人より與へらるゝことあれば、必持歸りて母に進む齡五十に近けれども妻子あらず、妻子ありては母に事ふる心の衰へんことを憂ひてなり、寛政六年二月廿五日米五俵を下されたり。

良 七 (中庄村)

十九歳の時より村の小助といふ者に仕へたり、小助病死せし時其子百助年若きゆゑ田宅の事皆良七計ひて心を碎きて働くこと人皆感せぬはなかりき、百助の代には家も稍豊になりたり、良七も田宅ありて農夫の列にあれど身は百助に厚く仕へて己が家の事は皆妻子に任せ我家あるを知らざるに似たり、寛政六年二月廿五日倉米を賜へり。

半 五 郎 (中庄村)

父を茂兵衛といふ、其村の土井屋又兵衛に仕へしが其孫金五郎の代となり、茂兵衛家を持ち老年に至りたれば半五郎に田宅を任せ己は毎日金五郎の家に行き安否を尋ね家事を注意するを常とせり、此事郡司に聞えて譽められたる事あり。半五郎も父の意を繼ぎ金五郎が子常吉に仕ふること甚厚く且父母にも孝なり。其家餘りあるにも非ざれども人を憐み恵むことまた深し、依て倉米を賜ひて賞せらる時に寛政六年二月廿五日なり。

後老母に事ふること怠りなく父の志を繼ぎて故主の家を重んずること甚しく、又貧しきものに衣食を與へて救ひしかば人皆其憐みの深きを稱せり、寛政十二年十月再米三俵を賞賜せらる。

茂七妻梅 (三原西町)

東町備夫嘉六が女なり、十一歳の時母病死し父も續きて病に臥しけるを梅、人の小遣などして一年餘りも懇に父を養ひ病重りては側を去らずして看護せり、醫師玄信その孝に感じ多く薬を施せり、父死して叔父小三郎が許にありしがそれも貧しければ一兩年の後人の小婢となる。猶小三郎を父の如くして珍しからぬ物にても得れば必ず持行きて饋る、其後西町の茂七の妻となり夫を助けて晝夜勤め働く或時小三郎二三ヶ月程病に臥せり、梅食物など整へ毎夜東町に通ひてよく介抱せり、其後小三郎疳瘡を病み年を経て苦しむ梅又夜々通ひて看病すること前の如し、彼れ思ふにかくては夫へ無禮なりさりとて叔父を養ふ人なければ所詮離別を乞ふに如かじと一日茂七に向つて此事を申出てければ茂七も善きものなれば、憐に思ひ何か苦しかるべき何時までも往きて看病すべしと云へり、梅大に喜び絶えず通ひて養生しけるが後には病人體破れ悪臭甚しく人近寄ること能はざるに梅晝夜附添ひ死期まで介抱し、葬式も茂七ともく之を營みたり、小三郎が遺財は聊も取らずして皆賣拂ひ且那寺へ布施せられよとて五人組へ渡す、組合の人々深く之を感じ具狀して申出でたり、寛政六年九月三原國老より米三俵を與へられたり。

五郎兵衛 (上川邊村大藏)

清右衛門が子なり、父も稀なる良民にて五郎兵衛父の教を受け守りて上を敬ひ親に大切にすること特に人にすぐれ妻は蘆田郡上山村より來りしが、之も心やさしく男によく事へたり、子供も亦父母に倣ひて人にすぐれぬ、その善行遠近に聞えなれば里正等狀を奉り寛政八年の八月米多く賜はりて賞せられたり。

茂右衛門 (上川邊村大藏)

父を吉右衛門といふ、初め人に仕へ給銀を得て父の年貢を助け酒肴の類其外主人より得たるものあれば、必携來りて父を悦ばしむるを常とせり。父老年に至りては仕を止めて家に歸り農業は云ふに及ばず何事も父に問ひて其差圖に隨ひ不便なることも其意に背かず、或人彼が子初三郎を牧童に雇はんと云ふものありしに家計上よりは都合よきも父の好まざるを以て斷りたり、或年七十以上の者に國君より祝餅一重づつ下されたることあり、茂右衛門が父も拜受せしが其の餅一つをば家族のもの之を食し今一つをば父にはかりて小き神棚をもうけ恭しく藏めて朝夕燈を上げ家内み次之を拜む、父も貞實なる人なれば茂右衛門之を承繼きたるか孝順にして上を敬ふことも常ならず、寛政八年米若干を賜ふ。

多八夫婦 (今津野村植野)

老母に事へて孝なり妻も又夫に化せられてよく事へたり、母近年糶米を好む、糶米は常に糶にて貯置かざれば其の好に應しがたし、多八貧しけれども豊に之を備ふ、母も性質悪しからずして子婦に常に云ひけるは永年吾を勞はり飲食に厚く用ふること甚だ嬉し、貧しき中にさほど心配するに及ばし只願はくに公の法度を謹み貢租

を怠らず、夫婦和き親類睦しく近隣の親みあらば是何よりの孝行なりと教へければ夫婦其言を守りたり、母老病にて手足も叶ひ難くなりければ愈心を盡して養生したり、多八或は農時に後るゝことあれば近隣のもの之を助く其行の人を感せしめしも母の教を守れる爲なるべし、寛政八年米若干を賜ふ。

く め (八幡村垣村)

父嘉兵衛病死せし時年十六なりしが、前より人の小婢となりてありしかば猶其まゝにて主人より得る處のものなど皆母に與へて養を助けたり、母眼を患ひて遂に盲となれり依つて主家を辭し隣家なる與兵衛といふものに給料を取らずして仕へ其代りに日に幾度も母を顧み夜も主家の事勤め終りて家に歸り宿し、寒暑時に順ひてよく母を養へり、坂井原と云ふ處に母の弟あり、母折々に行きたしと云ひければ路程一里ばかりもあるをくめ母を負ひて往來せり、家に僅の田地を持ちしを人に作らせて年に米三斗を得それを以て母を養ふ、其辛苦思ふべし、與兵衛も下女を遣ふ程のものにあらざれど彼が孝心に感じて數年雇ひ且無給の約なれども折々物をも與へたり、寛政九年十一月八日鳥目若干を賜ふ三原國老よりも米若干俵を與へらる。

傳 次 郎 (三原東町)

儲夫にて老親に事ふること人の及ひ難く憐なる由聞えて取調の上三原淺野家より物を賜ひて賞せらる時に寛政十年十二月なり。

傳次郎其頃より瘰癧にて手を痛む事甚しけれど働かざれば食を得るの道なく、忍びて人に雇はれ母を養ひしが

病益甚しく指は半腐りて苦痛堪へ難きに母老いて病みければ晝夜側にありて隻手にて母を撫で懇に介抱すること己の病まざる時に同じ、されど生産の營をなさるにより母に供する日々の食物さへ乏しく大に苦しみけるを人憐みて助けしに母にのみ進めて己は食はざることもありしといふ、斯くて傳次郎の病は不思議に癒えて人の爲に米をつき僅かの賃錢を得るまでに至りしも母は命限りありて、遂に亡せしかば哀慕すること限りなく漸く近隣のものに助けられ厚く葬送をなしたり、後喪を勤むること怠らず忌日年忌を重んずることも亦至れり、三原國老より寛政十二年に鳥目二貫文享和二年に米二俵を賞與せられたり。

惣兵衛妻政 (三原町西地方)

惣兵衛は伊豫幸新田村紺屋兵藏が子なり、三原に住居す妻政は竹原町瀬戸田屋彦右衛女なり。惣兵衛紺屋手間職にて暮したるが子なく養子したるに居合宜しからずして遂に離縁せり、惣兵衛中症を煩ひ一時全快せしも間もなく再發して手足叶はず政之を懇に介抱せり、素より貧家なるに他人の縫物などして食物など好のまゝに進めたり、又借財も存命中に辨償し安心せしめんとて返戻せし方角もあり、他行することあれば食物を拵置き近所へ頼みて出て行けり、養子は離縁すといへども、他出して不在なれば其家の佛事を尋ね行ひ遣したり、惣兵衛は四五年の病苦に我儘強くなりしも少しも背かず、懇に看護せり寛政十年八月遂に死して後獨身にて暮せしが親類又は近所へ睦しく交りたるを以て寛政十年三原國老より賞賜ありたり。

社 人 志 摩 (久井村江木)

杭の庄稻荷社の奉仕なり、性質篤實にして其の職を謹み勤め社の貯銀を以て杭の庄八ヶ村の農民に貸付け其利息を積みて村民凶作の備をなしけるを以て享和元年其奇特を賞せらる。

庄兵衛 (諸田村諸毛)

性質貞實にして常に薪を商ひて生業の助となせしが、或時福山領高木村の權八の許に薪を賣り、其歸路酒肆にて酒を飲み其價を拂はんとせしに賣りし薪の代金多かりければ誤りて多く受取りしなり、早く返さんと思へども夜も稍更けたれば其儘歸りしに俄に病起り久しく起き得ず、之を不本意に思ひて近人を以て詳に其事を斷り置き全快の後先に誤り受けし料を償はんとて薪を持ち行きて權八に返したり、權八それには及ばずとて受けざりしが庄兵衛固く請ひて止まざる故せんかたなく彼の意に任せたり、其正直を感じ更に一端の木綿を與へしに庄兵衛厚く謝して歸りしが猶心ならず思ひしか程經て己の畑に作りし牛蒡に酒を添へ權八に贈る、彼が平生の善行之にて推すべし、文化元年代官より鳥目若干を賞與せり。

備後諸毛村農、山根庄兵衛者、賣薪高木村豊田權八家一日得格鈔數枚而去、就店賒醉、探査視之、大鈔倍薪價者也、欲走還返之、日既暮矣、歸家臥病數日、無念不置、托言隣人往豊田氏者、先告其故而使見欺、薪竊積諸園中、權八覽而留之、手出棉布一匹、與之以賞其廉正、農服而汗首、固辭不受、權八曰、吾欲聞諸官旌表、以鄉異、故、不能、聊表寸心耳、農曰子誤授大鈔、予父又誤受之、豈有蒙賞理乎、傍人諭再三、強使受之、其翌携牛房大者三束、美酒一尊來謝、漠然而去、是去年十二月事、余聞諸大戸直純、文化元年甲子九月九日記

佐藤 蓋

幸藏 (山中村)

久助が孫なり久助初め己が女に婿養子して幸藏を生みしが後意に適はざることありて出だし、幸藏猶幼きを以て又傳兵衛と云ふものを婿養子として一人の女を産めり、幸藏成年に至り繼父傳兵衛に事へて孝なり、傳兵衛老いて幸藏に家を譲らんとせしに幸藏固く辭し、妹に養子して家を繼がせ我身は田畑の事のみ努めたしといへり、父其の如くなせしに幸藏深く喜び年五十を過ぐるまで妻を迎へず、耕作の事を勵み兄妹睦しくして二親の奉養に勤め父の病める時も看病懇なりしといふ文化二年賞賜せられたり。

伴藏 (奥村綾目)

其村常に旱傷の患ありければ多年思を凝し遂に鑛夫を雇ひ向木谷といふ地の山根を穿ち通して灌漑の道を開きたり、其他村民の爲に利を興せしことも亦多かりき、文化二年賞して組頭の列となし、同十二年里正の列に進めらる。

彌八 (下川邊村篠根)

彌右衛門 (諸田村大山田)

二人皆良民にて家内甚睦しく人に交るの厚きこと類稀なり、又官の掟を重んじ村吏のふれ示しを守り年租を謹みていつも早く納めしかば、文化三年二人を賞して共に鳥目若干を與へらる。

好兵衛 (三原西町)

父を新五郎といふ鍛冶を業とす、好兵衛幼より親の言に背きしことなく成長するに従ひ孝心益厚く平生親の好

めるものは盡く供へずといふ事なし、朝は疾く起き食物を調へ父母の目覺を待ちて之を進め己は粗服を着て親には不自由せしめず父年老いて好兵衛専ら家業を營み剪刀小刀など作り出しけるが、父は時價の高下にかゝはらず意の如く價を附する故利を失ふこともあれど其指揮に背くことなし、又母寺詣りする毎に従ひ行きけるか先きに歸れといへば其の言の如くして密に路に待合せ伴ひ歸れり、文化四年米三俵を與へて賞せらる。

喜兵衛妻いわ (深田村深)

いわは中野村善助が女なり、年十五にして喜兵衛が妻となり、姑及夫に事ふること至れり、姑病に臥したるに晝夜側を離れずして介抱し餅に酒に或は粥或は蕎麥など様様に品をかへて進め、冬の夜は姑の身殊に冷えければいつも抱き臥して暖め二便の穢も屢々清め臥處の敷物も時々改めしかば久しき病にも床づめの患なかりし、又實母の病める時路の隔りしをも厭はず日に二三度も行き看病せしが、喜兵衛も貞實なるものなればいわが意の儘に孝養をなさしめたり、文化四年米二俵を賞與せらる。

半兵衛 (三原西町)

初めの名を兼松と呼びて十四五歳の頃より平田屋金兵衛に仕ふること十餘年後は小商をなして生業とせり、然るに金兵衛病死し其子平三郎猶幼きに多病にて家事をなし得ざれば半兵衛舊恩を思ひ己が家を捨て、主家に行き力を盡して家計を助けしが平三郎家を繼ぎ難く、其妹に婿養子をなして家を繼がしめ連債の多きをも悉く償ひたりされど己は一錢の給銀をもとらず身には常に粗服を纏ひしかば家舉りて感じ憐み衣服を贈らんといへば

固辭して漸く羽織のみ受けしといふ、平三郎が家の絶えんとせしを再興せしは半兵衛が力なりとて文化四年錢若干を與へて其忠勤を旌はさる半兵衛は茂兵衛の子なり。

仲藏 (三原町西地方町)

仲八が子なり或は耕し或は人に雇はれて貧く暮せしが父に事へて孝なり、朝疾く出づる時も父の食物を調へざれば食せず他に食物を得れば必持ち歸りて進む父老いて氣短くなり、無理をいふとも曾て違ふことなし、彼雇はれに行き又は田地に出で事繁き時も父俄に呼返し急がざる農事を繰返しひつくる事屢々なるにいつも速に歸り細に聽き終りて又行けり、文化五年若干の錢を與へて賞せらる。

甚吉 (三原西町)

父文平染物を生業とせしに眼を病みて盲となり、妻も病死せしかば人の爲に按摩して微に世を渡り居たり。甚吉其頃七歳なりしが父の手を引き行けり、成長するに従ひて孝心愈深く、米の賃春し又は烟草を賣りて養の資とす、父酒を嗜むも貧しき中なれば自ら云ひ出づることなきに、甚吉其意を察し折々十錢十五錢を以て買求めて父を悦はしむるなど、其心を盡して仕ふる様甚だ殊勝なりとて文化五年錢若干を與へて賞せられたり。

すみ (三原東野町)

豊田郡本郷村勘三郎が女にて、桶匠吉右衛門が妻となり姑及夫に事ふることいと厚し、姑は我儘なる性質にて近隣の交も疎き程のものなるに、すみはよく順ひて睦しく暮したり。姑老いて傷寒を痛みければ晝夜側を離れ

ず介抱する中に又夫も病に打臥したり、すみ一身にて兩人に心を配り、力の限り看病しけれど吉右衛門遂に歿しぬ、元來吉右衛門も孝心のものにて初め其妻母に事ふること意に満たざるにより離別せしこと五人に及び遂にすみを得たり、されば吉右衛門今はの際にも孝養のことのみ言置きしかば、すみ之を守りて愈耕作を勵み寒著の別ちなく夜更くるまで紡織などして其養ひを缺くことなし、文化五年米二俵を與へて其孝を賞せらる。

長

七 (三原西町)

鍛匠惣兵衛が弟子にて惣兵衛に事ふることにより寛政年間賞せられしが、其後惣兵衛老衰し其子多病にて家甚貧しくなりければ、長七職業を勵み師家の生計を助くることにのみ心を碎きければ、又賞して鳥目若干を與へらる、時に文化五年なり。

庄八女とく (三原町西地方)

父庄八家貧しく年老いて病勝ちなれば農業もなし得ず母も老いて病みければ、とく一人勤め働き年若きより己が容姿を顧みることなく父に代りて耕作し、或は山に入り薪を取りては市に鬻ぎ、又は人の爲に賃作などして二親の養に力を盡しければ文化五年鳥目若干を賞與せられたり。

ひ

ち (三原町米田獵師町)

漁者勘十郎が妻にてよく舅姑及夫に事ふ、姑は早く病死し四五年を経て夫も亦歿しぬ、ひち二人を看病せしこと皆人の及ばざる所なり、舅勘十郎は猶ながらへしが老いて漁業もなし得ず、ひち力の限り働きて養を厚くし

看護葬送の事まで頗る奇特なりとて文化八年鳥目を賞與せらる、ひちが父は豊田郡能地浦庄七といへり。

源八夫婦 (吉和村)

源八は所有の田地も高二石に足らざる程なれば、人に雇はれなどして漸く世を渡りけるが、其艱苦を母に知らしめず食物は常に好みに隨ひて供へ、寺詣せんといへば遠方へは必背負ひて行けり、妻はひなと云ひて亦孝順のものなり、或時源八他行し、ひなは己の織りし木綿を釜に入れ置きて田に出でしに、姑之を見て火を焚き其儘蒸しおきひなの歸るを待ち其由を告げたり、ひなは有り難しといひつゝ釜の蓋を取れば水を入れずして焚きしことなれば白木綿は黒々と焼切れたり、之を見て驚く色もなく其木綿をかくし厚く禮を述べ竊に親しき家にて木綿を買ひ之を染めて姑に見せたりと云ふ。姑齡百歳に上りければ乏しき中にも意を盡し年賀をなしたり、里人も此高齢に至りしは孝養の結果なりと譽めけり。姑老いて手足働きがたくなりしかば、夫婦の内必側にありて小兒を護るが如く晝夜介抱に心を碎きし故人皆憐みて助くるものもありたり、文化八年二月米五俵賜ひて賞せられたり。

忠藏夫婦 (深田村久山田)

父を忠三郎と云ふ、農業を勤め壘表を織り夫婦力を盡して老父母を養ふ。母中風を病みて起臥心に任せず、夫婦懇に療養を盡せしも八年を経て遂に失せぬ、忠藏父の八十に餘りて此憂に遇ひ大に衰ふるあらんことを恐れ夫婦かはるゝ側にあつて寢食起臥に意を配り務めて心を悦はしむ、其れが爲にや父の氣力衰へずして遂に家

業を助け何かと立働くに至れり、忠藏父に向ひて今は世事を離れ樂に世を送られよと云ひしかば、父も之を従ひて寺詣りなどせり、かゝる時は常に兒童をつけ遣し己は迎に行きて伴ひ歸れり、妻のいち父の好める品を調へおきて之を進めたり。四人の孫皆祖父を懇にし兩親によく事へしも亦忠藏夫婦の孝なるによれり、依て夫婦に米五俵を賞賜せられたり、時に文化八年二月なり。

金

七 (三原東野町)

父を徳平といふ父母に事へて孝なり、父木匠を業とせしが病を得て後は歩行に苦しみしかば、金七考慮して戸棚講を初め父をして家のみありて戸棚を造らしむ、父は折々寺詣りすることあり、金七毎に従ひ行かんと思へども之を許さざれば見え隠れに従ひ行き、寺の門内に隠れて法談の終るを待ち手を引きて扶け歸れり。夜は父を安眠せしめんとて按摩導引すること年を重ねて怠らず、隣家のもの深く感じ晝の働きに疲るゝならんに折々は代らんと云ひしに、親切は辱きも常の事なれば按摩する所をもよく知れりとして更に譲らず、又父親類に止宿することあれば、風雨を厭はず必行きて按摩し一夜も缺くことなし、平生貧しき中より食物に意を用ひ、常によき酒を擇ひて進めたり、母は其癖として平日僅の事もことごとくしく云ひたつる事ありしが、金七更に逆ふことなく何時も頭を下り恐懼してありしかば、母遂に自ら恥ぢて止めしといふ。後母病歿し其石碑を作るに父の好に任せんと、父を船に載せて尾道の石匠に連れ行き選ばしめたり。或年糸崎八幡宮の祭に其地の幼童演劇をなしたることあり、人々金七が子をも勧めしに金七更に肯はざりしが、父は孫にも演伎せしめんとの意ある

を知り、直に其費を厭はず子の彌藏に花やかに装はせて出したり、父の心を樂しましめんとすること凡て此類なり、父の齡八十になりしかば晝工を擇びて父の像を畫かしめ、床に掛けて年賀の宴をなしたり、人々彼が孝を稱し、近隣の若きもの見習ひて親々に事ふること厚くなりたりと云ふ。文化九年米二俵を與へて賞せらる、後父の喪に誠を盡せし事又人の及ばざる所なり。

喜兵衛妻こよ (三原東町)

西町桶匠兵藏が女なり、夫喜兵衛の父を紋四郎といふ、喜兵衛父の許には妹のみを置き、己は寺小路といふ所に別居して父子の間疎かりしが、こよ嫁し來りしより日々舅の許に行きて安否を問ひ懇に事へしかば、喜兵衛も妻に化せられて孝養を盡すに至れり。後舅は年老い妹は他に行きしかば相謀りて我家に迎へよく事へたり、舅は老耄して心定まらず何處ともなく出行くことありしに、こよ何時も仕事を捨て、急ぎ後より行きけり、家極めて貧しければ生計のため夫婦人に雇はれしが、こよは舅の身の上を按じ屢々家に歸りて其機嫌を伺ひしも猶不安なれば後には夫と交るゝ家にありて事へたり、後病加りて遂に歿せしに看病の至れる死を哀しむの深き人皆感じたり、こよ又實母に懇にし兄弟に睦まじく近隣の交も厚かりしかば錢若干を賞與せらる、時に文化十三年なり。

豊兵衛女たか (三原西新町)

父豊兵衛は染物を業とし家もと豊なりしが不幸にしていつしか家産衰へ且病に罹りたり、時にたか僅に十歳な

りしが幼心にも深く之を憂ひ、母と共に介抱すること忘らずかくて半年ばかりして母も亦病みたり、父は手足かなはず父母共に枕を並べ、二便も皆床中になせり、たか十二三歳にて穢れたるものをすゞき清め、左に父を撫で右に母を摩り藥食に心を配り、九歳と三歳との二人の妹を慰め、残る所なく計らひたれども幼き身なれば力の及ひ難き所多く心を苦しむるのみなり、然るに母の病益重りて百餘日も眠らずして看病せし効なく遂にはてたり、たか初めの程は人を雇ひて職業をなせしが後は其業もかなはず、費さへ重りて貧しさ甚しく衣類も皆賣拂ひ今は生活も苦しくなりしが、如何にもして父を養はんと、祖父の時に雇ひし卯七といふものを呼びて染物をなさしめ、己も其業を習ひしに性敏くして早く之を覚え、卯七も亦能く働きて連債も稍減せしに、父固より頑なるものにて卯七を厭ひければ彼も遂に來らずなりし、後はたか一人にて働き職業に力を盡すも十五歳にも足らざる身のいかに勤むるとも生産はかゝしからず、連債亦始めの如く嵩みしかば外祖母の許にて助を乞はんと出て行きしに、折しも雪多く降り路は八里に餘りければ雇ひし人に助けられ、夜半過ぐる頃漸くたどり付きたり、銀子を借り得て歸り一年許りを支へしが、父の病益重く職業も心に任せざれば貧苦前に十倍し家財は悉く人の手に渡し、冬の末より戸を閉ぢて春の來るをも知らず、朝夕の烟も絶えくくなり、かゝる中にも父に事ふること撓みなく、己れ飢を忍びて晝夜賃作をなして養へり、父は常に人に交るに僻めること多く人皆疎みて恤むものなかりしに、たかが孝心にめで、近隣のもの救ひ助けしにより僅に家産を取直し戸を開くに至りたり、父病みしより既に十餘年一日の如く孝養を盡しけれと病愈重くなり、身を動かすこと能はず何時癒ゆべ

しとも知れざれば、たかが心を苦しむること云はんかたなし、長病なれば惡臭あらんことを恐れ、屢々湯浴をなさしめ心の及ばん限り力を盡して月日を送りければ、文化十三年米三俵を賞與せらる、たか又女工よりして筆算までも善くし妹をも善く教へ導きたりと云ふ。

宗左衛門 (三原町西地方)

甚四郎が子なり少くして父を失ひ老母に孝養せり、彼割烹の業をなせし故五里十里の遠方に雇はるゝことあれども、母を思ふ事切なれば事終れば直に夜を侵して歸り、嘗て他に一宿せしことなし、家素より貧なれど母の衣食は力の限り供へたり、夏の夜蚊帳なければ母をば枕蚊帳に入れ己は外に臥したり、彼が兄弟に僧となりしものあり、某寺に住みて貧しからねば母に折々來りて宿られよといへど母之を好まざりしと云ふ。之にても宗左衛門の事へのよきことを知るべし。文政二年米二俵を賞與せらる。

與兵衛及儀三次 (美の郷村中野)

父を源助と云ふ母は早く歿したり、源助褊急なる性質にて壯年の頃は薪を荷以下るに過ちて躓くことあれば怒りて荷ひし薪を打つ程のものなり、家人のなせる事意に副はざれば叱り罵ること甚し、年老いては愈甚しくなりしが與兵衛兄弟誠を盡して事へ少しも意に忤ふことなく、平常父と農業をなすに何事も父の指揮に従へり、又薪を賣りて生産の助とせしが常に薪を積みおきしに父賣らずして我家の用とせよと云へば、兄弟眼前に利を失ふを知れとも敢て背かず、與兵衛が妻げんもよく家産を助け舅に事ふること懇に朝夕の食物も己等は粗きも

のを食ひ父には米のみ供せしに、儀三次に向ひ我等は椎の實を捨ひ蕨の根を取りて食せし時もありしに今かゝる美しさものは食ふべからずと叱りしに、今年は實り善く貢租も早く納め其餘りあれば快く食されよと皆々云ひたり、又父酒を好みしかば日毎に買ひて飲ましむれば亦費多かるべしとて叱り罵れり、依て人より貰ひし様に云へば又それに報ゆる費あるべしと云ふ、此度は妻の親里より贈りしなれば親しき中ゆゑ謝禮も入らず心おきなく飲みて樂まれよなどと種々にいひなして進めたり、父益老いて寺詣りもなし得ざれば本願寺にて阿彌陀の畫像を申受けんとすれど其費なし、儀三次かねて伊勢參宮せんとして蓄へおきし銀を出して求めたるが如くせんと云ひて兄弟相謀り、人より銀子をかりてかの繪像及び佛具を調へて與へしかば父大に悦ひたり、里人皆彼等が行を感じ心僻める者も與兵衛の云ひなだめには能く従ひしと云ふ、此事官に聞え兄弟に各米三俵を賜ひたり、時に文政四年六月なり。

二

平 (宇津戸村)

武右衛門の次男にて豊七に養はる、養父母に事へて孝なり、其家耕作の傍酒を造り物を商ひて渡世とす、養父の死後母の爲に居宅の後に清らかなる室を作り下女を附けおき安らかに住ませ、夫婦朝夕行きて懇に事へたり後母多病となりしかば厚く醫療を加へ日々の食物にも注意し、其好めるものは常に價を問はず豊かに貯へおきて進めたり、又常に貧窮患難のものを恵むこと多し、人或は彼の許にて買かゝりの負債ありとも貧者には強いて之を責むることなし、其他旅人の貯乏しくして苦めるを宿し草鞋故衣を與ふるは常なり、或者の女三四

歳にて袖乞しけるを己の家に置き二十四歳に至りて嫁せしめしことあり、又一人の孤兒も同様に計らひたり、かゝれば彼が子等も亦慈心深く、或年の冬次男の直助諸毛村某の許へ討債かきとに行きしに主人不在にて妻獨り病臥せしが、身に着けたるものは極めて薄くして寒氣を防ぐに足らず、直助之を見て不便に思ひ逋債は捨ておき己の羽織を與へんとせしも、此衣は親の與へしものなれば無斷にて與ふるは道にあらずと思ひ、急ぎ家に歸りて父に告げれば、二平大に喜び早く持行き與ふべしと命じたり、兄政右衛門之を聞き質流れの綿入れあるを庫より取り來り贈らせたり、二子の善行によりても二平の人となりを知すべし、文政四年六月鳥目五貫文を下し賞せられたり。

吉

兵

衛

(三原町西地方)

父を又十郎といふ、母久しく眼を病み積積の病もありて十年餘り打臥したり、姉は他に嫁せしが寡となりて歸り之も病ありて家事をなし得ず、吉兵衛孝心深く貧しき中なればとて妻をも迎へず、一人働きて三人を養ひ朝は早く起き食物を調へおきて農業に出で、晝夕の飯時には必歸りて自ら進む、母死して後姉は病重くなりしかば吉兵衛殊更看病に力を盡し、衣食を進むるにも朝夕寒暑に隨ひて夫々心を用ひたり、文政六年米二俵同十一年鳥目一貫文を賞與せらる、父齡八十に近く吉兵衛貧しくして其養に苦しむ由なれば、天保二年銀若干を與へて救はる、父も年來篤實の行ありしものなり。

千

代

藏 (三原本町)

父を實藏と云ふ二歳にして母に離れ、人と成るに随ひ父に孝養をなせり、兄伊助は父の貫子にて別居をなしたれば、千代藏一人傭作を勵みて父を養へり、父は年老いて人並の働きも出来ざるに、浮腫を病み頼み少く見えしかば千代藏常に側にありて介抱せんと思へども、朝夕の食も乏しく心ならずも嫂に留守を頼み出て稼さけるが、屢々歸りて安否を伺ひ、食は必ず箸を取りて哺め、夜も枕に就かずして看護に力を盡せること近隣のもの舉りて感じあへり、文政十一年鳥目三貫文を與へらる。

貞平夫婦及叔母すゑ (美の郷村三成)

父久七中風を病み半身不隨にて言語も明ならず、母も亦病に臥しけるが貞平殊に意を用ひて介抱し、妻とわは幼き子を連れながら薬食物に意を配り、時を誤らず之を供し、少しの暇にも壘表を織り、其價にて酒を求め病の徒然を慰めたり、かくて四五年を経れば病中の費も多くなれど、貧苦の状を見せずして其養を缺かず、すゑは久七の妹なるが、兄夫婦に事ふること父母の如く、晝は専ら病人の側に侍して貞平をば農業に出し、夜は貞平と代る／＼寢ずして二人の看護をなしたり、人來りて事への厚きことを譽むれば、貞平は我等夫婦の親の病氣を介抱するは當然にて、種々に心を碎きても逆も親の心に適ふ様には出来ず、叔母こそは誠に懇に事へくれるなりと云ふ、すゑは又貞平夫婦の孝養は類なしとほめたりと云ふ、貞平夫婦に米七俵、すゑに鳥目五貫文賜ひて其行を賞せらる、これ文政十一年三月の事なり、後久七死し、貞平も歿し、とわ三人の兒を連れて寡婦となり、窮貧の中に叔母に事ふること厚かりしかば、天保五年七月又米三俵を賜はりたり。

次助夫

(美の郷村中野)

妻まつは四右衛門が女なり、夫婦繼母に事へて孝なり、母眼を病みて二十年許も瞽者の如くなれば歩行毎に手を取りて助けたり、母は生業の妨ならんとて固辭しける故、暫く其言に従ひ密に母を護り外出することあれば子の柳吉に手を取らしめ、己は迎へに行きて伴ひ歸れり、常に兒輩は粗食さへ腹に充たざるに母にのみ飽かしめしに母其狀を察し孫等に與へんとすれば、今日は叔父の家にて食したり、叔母の家にて戴きたりなどいひて母にのみ進めたり、次助薪を賣りて尾道に行く毎に必菓子類を買歸りて母に供す、母又之を稚兒に與へんといふにより彼等は父を出迎へてとくに貰ひたりといへり、されど斯る時は母終日さげん悪しき故相謀りて夫婦の食料を缺きて前よりは多くの土産を買歸りければ母孫等と呼集め分ち與へて喜びたり、又母常に小半壘の吳座を織りて之を賣れば家計を助け、夫婦が我に進むる品の代りともなるべしと自ら誇れり、されど年老にて瞽者に等しきものの織出せしものなれば、何の助ともならず、まつは其意を悟り己が忙しきをも顧みず下ごしらへをなして織らしめ、己れ錢を出して酒又は菓子などを買ひ、之も母人の織られし吳座の代より得たりといへり母よき機嫌にて飲食したりといふ。まつ又人を憐むこと深く、人の子の早く母に離れて苦しむものあれば必厚く心を添へたり、天保元年二月夫婦に米三俵を賜はり、後猶孝養怠らざるを以て同七年六月再び前の如く賞せられたり。

榮藏姉弟 (栗原村)

姉をすきといふ早く母に離れ父榮十郎に事へて孝なり、姉弟朝はとく起きて働き、夜も鶏鳴まで生業を営みて父に甘旨を供へたり、持てる歳額三年に足らざれば家甚だ貧し、一年稔り悪しく又水害ありて貢租納めがたく如何せんと組合のものに謀りしに、皆舍傍の木を伐りて賣拂はゞ餘りあらんといへり、榮藏父に語りしに父は然るべきことなれど椋の木一つは残しおくべし、家作の用にもなるべしといへり、榮藏之を組合に告げしに人々聞きて小き木の何時か用に立つべき、又貧しき者の家作も如何と笑ひしものもあり、されど父が言に違はざる榮藏が志は殊勝なりと譽めてその如くせり、後父中風を病みて失せしが、病中姉弟力を合せて懇に介抱せしこと容易ならず、天保三年十月鳥目七貫文を賞與せられたり。

貞次郎 (上川邊村大町)

父を權助といふ、母の死後僧殿村清七が女りかを娶りて夫婦とも孝心深く、貞次郎他出する時は必ず其事を父に告げ、急ぎ歸りて安否を伺ふ、食する時は如何に忙しき時も父に先ちて箸を取ることなし、父老いて病むに及びては夫婦晝夜の別なく様々にいたはり力の限り療養を加へたり、貞次郎又上を敬ふ事厚く、法度を重んじ年租を謹み人と交ること懇なり、天保三年十月夫婦に鳥目五貫文を賜ひ其孝を賞せられたり。

覺

當家貞次郎儀父へ孝養相成候に付去る天保三年爲御褒美鳥目被下置候

天保三年七月

御調郡御役所

久松 夫婦 (諸田村下山田)

父を久藏といふ久松若くして母を失ひ、父と繼母とに事ふること甚厚く、妻つるも父母の養に心を配りければ兩親も心安く世を渡りたり、父病死して後久松日々生業を勵み、農暇あれば人に雇はれ、又薪の類を尾道に持行き賣りしが其歸りにはいつも少許りの土産を持歸りて母に供へ、夜は必側にありて種々の物語して慰む、母も亦之を樂として久松の歸りを待つこと幼兒の如し、久松其心を量りて常に連れの人より先に歸りしといふ、村役人も久松の貞實なるを以て年租收納の際米入れといふものを命じ、十餘年間聊過なく諸の費を省きしかば人皆其清潔に服したり、時に人人相謀りて彼が貧窶を賑はしたることもあり、久松の孫にはるといふものあり、僅四五歳の頃より親しき人訪参りて菓子果物など與ふれば必曾祖母の前に持行きて盡く之を供ふ、曾祖母分ち與れば悦んで受け、然らざれば嘗て取らず、幼きものかくの如きは久松が教のよきが故なるべし、母死して後天保七年四月夫婦に鳥目七貫文を賞賜せらる。

松浦 なつ (中庄村)

彌十郎の二女長して松浦作松に嫁し、家赤貧に陥り加ふるに夫は疾病に罹り家には老父母幼兒ありて生計愈困難を究む、然れどもなつは日傭稼をなしつゝも病夫の薬餌舅姑の看護等に怠りなく、夫は九ヶ年の長年月病床にありて天保十四年二月六日五十二歳を以て世を去りたり。其後は益家業に精勵し一層懇に舅姑に事へたりしかば官民共に之を賞賛し、遂に萬延二年藩其善行を表彰し鳥目七貫文を下賜せられ、次で文久二年十一月又廣

島へ召喚し金三兩を賞與せらる。

松浦源太郎 (中庄村)

性篤實慈善を好み且つ父母に孝を盡し、父の死後は一層心をこめて母に仕へ、家事向萬端母に謀りて違背することなく身は常に粗衣粗食をなすも母には四時の衣食に注意し、毎年正月元日には母を表客間の上座に請し年頭の祝詞をなし、過去の禮を述べ母の長壽にして長へに家政を監視せられんことを請ひ、後膳部を整へ先づ母に羞むるを例とせり、萬延二年藩は其善行を表彰し鳥目五貫文を下され、次いで文化二年十一月藩主廣島に召喚し金二兩を賞與せらる。

一鳥目五貫文

源太郎

右父母存生中孝養相盡奇特の至に付爲御褒美被下之

仲作夫婦 (西野村)

幼年より孝心深く農業に勤勉なり、妻つたも至つて孝心にて母三年の病に晝夜怠りなく懇に看病す、母老耄して晝夜の別なく寢所を這出づることある故少しも油斷せず、二便にもつた連行かされば氣に適はざるなり、それに加へて夫仲作大病に罹り、二人の看病より多數の子供の守まで他人を雇はず夜分は熟睡もせず努力せしが、夫は全快せしも母は遂に不歸の客となれり、母死後は猶生前の如く常に珍しきものを膳に供へたり、家内睦く親類隣家の交際よく、仲作は津蟹村の庄屋を命ぜられしに留守中家の取締よく、村人賞賛して止まざる所なり

しかば元治元年十月十日兩人へ鳥目五貫文を賞與せられたり、後明治二年藩主代理として中井利濟巡村の際又々兩人へ金三兩つゝ賜はりたり。

其方共儀母存生中孝養相盡病中志厚諸事行届懇致介抱萬端心得方宜敷趣役人共より申出開届其段及上達候處奇特神妙之至に御沙汰有之依之爲御褒美鳥目五貫文被下候條彌以行狀正數任外々えも教導可致者也

子十月三日

丹羽喜雄夫

宇都宮皆右衛門

作

藏 (西野村)

兩親へよく事へしが父は十二年以前死亡し、母は六年前より中症に罹り歩行叶はず兩便には常に抱き行きたり、作藏は村の狀番を勤め居りしに、當番の時は歸り來る迄難養せざる様食膳を供へ置き、用濟次第歸り食事容態等を尋ねたり、度々番日に當る時は家内の奉養意に満たざる故、懇意先なる頼兼屋仲助方に負行き寒さを防ぎ食事の事まで頼み置く等懇に孝養を盡せしが文久二年遂に死亡せり、又役向も極めて勤勉なれば村内何れも稱せざるものなし、遂に元治元年十月鳥目二貫文を賞與せられたり、又明治二年藩主代理として中井利濟巡村の際金子三兩を賞賜せられたり。

其方儀孝養相盡し萬端心得方宜敷趣役人共より申出開届其段及上達候處奇特神妙之至に御沙汰有之依之爲御褒美鳥目二貫文被下候條彌以行狀正數任外々へも教導可致者也

子十月三日

丹羽喜雄夫

宇都宮皆右衛門

内海東寂 (木の庄村)

世羅郡甲山に於て醫を業とせしが、妻とも共に父母に孝養を盡し旌表せられ、明治二年凶作の際には難澁者を救助せし廉を以て譽遣され、其他物品を獻して銀を賜はりしことありといふ。

當家東寂並同人妻とも儀父母へ事方宜敷に付御褒美米三俵充被下置孝子帖入に成候事

慶應元乙丑年九月廿四日

世羅郡御役所

難澁者救助の際の書付は

去巳年凶作に付難澁者へ救助候段奇特之義に付譽遣者也

辛未六月

廣島藩廳

兵之助 (羽和泉村和草)

和草村黒河に生る。父母に孝養を盡せしにより明治元年三原國老より烏目を賞賜せらる。

其方義父母存生中孝養相盡病中懇に致介抱萬端心得方宜敷候趣役人共より申出届屆其段及上達候處奇特神妙之至に御沙汰有之仍而爲御褒美烏目貳頁文被下之候條彌以行狀正敷仕外々へも教導可致者也

辰閑四月十五日

宇都宮皆右衛門
佃丹藏

星野きく (中庄村)

貞節のために左の賞賜を受く。

其方儀温和柔順にして嘉永五年星野家へ入嫁以來舅姑に事へ方宜敷夫に貞節を盡し安政六年夫佐藏儀聊かの家屋耕地を讓受分家せしが翌七年儀麻質斯病に罹り治療中過て踵の骨を打折り終に癡篤疾となり二十有餘年間病床にありて起臥自由ならざるのみならず兩便だも自ら辨する能はず然るを一層看護に力を盡して更に憂る色なく幼兒三名を引連れ紡績日履襪等夜以て日に續き艱難苦勞を不厭して時に買藥をして之を與へ自分は飢食して夫の嗜好物を羞め茲に二十有九年の久しき志操を變せず且平素の近隣交際情誼も厚く貧困中と雖も諸上納物も不忌辨出する段奇特の至に付爲其賞金五圓下賜候事

明治十三年九月十日

廣島縣

吉原せき (三原町)

舅姑に孝養をなし、夫に貞節を盡せし故を以て表彰せらる。

其方儀生來溫和篤實にして入嫁後舅姑に事へ方宜しく舅岩藏儀明治五年八月病に罹り同年十二月終に亡歿せしが病中四肢の案撫は勿論其他看護至らざることなく其以來も姑ロクへ孝養尙ほ忘ることなく夫芳太郎へ貞節を盡し親族は素より近隣の交際情誼の厚き爰に十有五年の久しき一日の如く志操を變せざる段奇特に付爲其賞金壹圓五拾錢下賜候事

明治十四年二月廿六日

廣島縣

小野かず (三原町)

姑に孝養をなし夫に貞節を盡せし爲め表彰せらる。

其方儀生來溫和篤實にして入嫁後姑に孝養を相盡し並に夫に事へ方宜しく姑は七十有餘齡老弱日に増加し行儀坐臥も意の如くならざるも諸事手抜なく保護に力を盡し尙ほ餘暇あれば日夜の別なく家事に従事し且姑の農事に行くときは常に隨從し寒暑を論せず看護一日も怠らず其意を歡娛せしむる等爰に二十有二年の星霜を経ると雖も終始一日の如く志操を變せず並に童子の教育にも行届殊に近隣の交際情誼を厚くする段奇特の至

第六人物

りに付爲其賞金壹圓下賜候事

明治十四年七月廿日

廣島縣

和田村たよ (三原町)

タヨは豊田郡田野浦村和田村和平の八女なり、弘化二年十二月東野喜六に嫁す、姑に事へて能く孝貧窶の内に和合せしが翌年八月姑病あり、夫妻看護に怠らざりしも遂に歿し悲嘆禁ずる能はざりき、タヨは又夫に仕へて貞心厚く、近隣に交るに信實を旨とせり、然るに夫慶應三年正月より中風症に罹り起居自由ならず、タヨ晝夜看護に力を盡すと雖も病勢衰へず、剩へ恃むべき親戚もなければ醫藥も意に任せずタヨ深く之を憂ひ五寒の時と雖も竊に自己の着衣を典し滋味を進め、夏季に至れば日毎に抱助して湯浴せしめ、冬季は四五日毎に濕布を以て膚垢を拭ふ等注意到らざる處なかりしが、八年前より病勢重りて二便の自由を失ふに至れり、タヨ愈之を悲み晝夜介抱して怠らず、或は豆腐を製し綿絲を紡ぎ僅少の賃金を得て辛く世を渡り、其困難辛苦言ふべからざるに毫も意とせず只管温顔夫の歡心を求め、衣の寒暖より食饌の鹽梅膚垢拂拭二便の掃除に至るまで篤く意を用ひ、二十一年の久しき貞心一日の如くなりき、遂に表彰の恩典に與るに至れり。

夫に事へ能く貞節を守り夫病に臥すや看護療養至らざるなく辛苦經營二十一年の久しき其志操を變せず恂に奇特とす依て爲其賞金貳圓下賜候事

明治二十年十一月十八日

廣島縣知事正五位勳六等 千田 貞 曉

乘兼祐四郎 (深田村)

勸農の志篤く米麥養蠶蘭席等に關し普及獎勵に努む、就中米質の改善に最も力を用ふ、其作出せし乘兼穂は頗

る世に稱せられ官屢褒賞せり。

第三回内國勸業博覽會褒賞之證

一類 米 中種 乘兼穂

品質佳良調製も亦可なり増養の勞尠からず其有功嘉賞すべし

有功三等賞

明治二十三年七月十一日

總 裁

小山治助 (美の郷村)

性直實至孝幼にして母を喪ひ父に育てられ、明治九年十一月妻を娶り翌年男子を擧ぐ、然るに不幸にして同十三年妻死亡す、人後妻を勸むるも肯せず、之れ家内の和睦を害はんことを恐れてなり、家素より富むにあらざれば孜孜家業に勉勵して父に孝養を盡すこと他に類を見ず、其一二の例を擧ぐれば父の起臥には必手を添へ、父の好むにより毎夜按摩をなして缺くことなし、又當日見聞せし事は必毎夜談話するを以て無上の樂とし、外出の際は毎に父の許を受くる等三十有餘年一日の如し、人其の美を稱揚せざるなし。

資性直實幼にして母を喪ひ妻は十餘年前一子を遺して死亡し人繼妻を迎へんことを勸むるも一家の和睦を害はんことを慮り肯せず一身以て父に事へ四肢の按撫は勿論毎日見聞せしことを父に聽かしめ其歡を見て己れの樂とし茲に其の志操を變せざる三十有餘年一日の如し洵に奇特とす依て爲其賞金貳圓下賜候事

明治二十四年十二月九日

廣島縣知事從三位勳一等男爵 鍋 島 幹

野村常吉 (三原町)

父母に事へて専ら孝養を盡し未だ嘗て父母の命に背きしことなし、父豊平酒を嗜み母リセは菓子を好む、僅に得たる金銭の幾部を以て常に之を購ひ供せしが、父は明治卅二年十月腹膜炎に罹り漸時重病に陥りたれば非常に之を歎き、毎朝海水に浴し身を淨め自ら神佛に祈り、終夜側にありて撫で擦り一睡だもなしたることなし、又貧困の中にも數多の醫師を招き治療を盡せしが遂に同年十一月十一日死亡したり、常吉狂せんばかりに悲歎し、爾來毎朝未明に必ず慕參して香花を備ふること恰も生前の如し、父死後は母に事へて最も懇なり、赤貧の中より母の嗜好物を購ひ之を供し、亡父の香典として贈られたる金五圓許ありしを母に與へんとせしも家計の資にせよとて受けざりし、又衣服を供せんとせしも容易ならず、百方苦慮の末金一圓を得て母の好みの衣を買はしめんとせしも是亦受けず、依て反物を求め衣服に仕立て、供へたり、母は常吉の孝に感じ常吉は孝行を遂げ得たるを喜びしといふ、斯くして十有餘年一日の如く孝養怠らず地方の模範となるに至れり。

資性温順父母に事へて至孝貧困に居ると雖常に旨味を奉ず偶父の病に罹るや専ら力を薬餌に効し十有餘年の久しき按摩奉養至らざる無かりしも終に起らず爾來敬享猶生前に於けるが如し今や母に事へて孝養愈謹めり一家又和睦にして郷閭咸其篤行を稱す洵に奇特とす依て爲其賞金五圓下賜候事

明治三十六年一月四日

廣島縣知事正五位勳二等 江 木 千 之

新田壽夫 (八幡村)

明治二十年始めて戸長役場筆生となり、町村制實施の際村長に擧げられ、大正十年に至るまで三十四年の長さ

村政に携はり部落區々一致し難かりしものを能く調和せしめ、小學校を統一し土木勸業の施設に力を竭したる等其効尠からず遂に表彰せらる。

明治二十年役場筆生となり町村制施行の際村長に推さる本村は素と七ヶ村の合併に繋りて各部落風習を異にし自ら一致を缺きしも謹愿其身を率ひ公平其見を行ひ終に能く之を調和一掃す常に自治制の旨を服膺し孜孜として教育土木勸業の施設に力を竭し經營到らざるなく殊に意を風教に傾け三十七八年の時局に處するや勤儉の徳を勸奨して貯蓄組合を設け又部落有財産を合一して基本財産となし其増殖を企圖する等二十餘年の久しき終始一日の如く公同事務に執掌し自治の基礎を鞏固にしたるの勞効洵に顯著なりとす依て市町村及市町村吏員表彰規程に仍り茲に之を表彰す

明治四十年十一月三日

廣島縣知事從四位勳三等 宗 像 政

河野 勇 (大濱村)

現村長たり、資性温厚篤實明治二十二年町村制實施せらるゝや村長に擧げられ、爾來三十四年職に在りて規律を重んじ上司の命を奉じ、常に自率先して範を示し鞠躬如として敢て倦怠の色を見ず、是に於て他の吏員克く村長を援けて諸般の事務に執掌し、村民も亦信頼敬慕し何等の批難の聲なく村運愈日に盛なり、因て廣島縣より表彰せられたり。

主性温厚にして徳望一郷に蔚く町村制施行の際村長に推され爾來重任以て今日に至る能く自治制の旨を體して村政に精勵す風に基本財産の増殖を圖り節約を躬行して範を示し以て勤儉の美風を奨め殊に意を事務の整理に盡し諸帳簿の如き井然として秩序を過らす故を以て諸報告の如き曾て稽留滯滞せず其他勸業教育土木の經營亦能く其宜しきに適ひ民人の信頼愈深く自治の基礎益牢を加へたる等多年公同の事務に盡瘁せし勞効洵に顯著なりとす依て市町村及市町村吏員表彰規程に依り茲に之を表彰す

明治四十年十一月三日

廣島縣知事從四位勳三等 宗

像

政

松田貞太郎 (坂井原村)

明治廿二年廣島縣雇を命ぜられ、廿四年阪井原村長に擧げらる、爾來大正二年に至る廿五年間の永き連續當選勤務せり、其間道路改修組合及び學校組合管理者、農會長等を兼務すること屢なり、四十一年八月御調郡より選出せられて縣會議員となり四十四年迄在任せり、斯く一生を殆ど村治の改善に盡し德行以て村民を率ゐ勤勉事に當りしかば、官廳其他より賞賜せらるゝもの度々にして、四十年には縣知事より多年公同事務に精勵したるの故を以て表彰狀を授與せらる、其他賞狀等枚舉に遑あらず。

明治二十四年初めて村長に選ばれ爾來勤績以て今日に達ぶ明敏の資を以て夙に自治制の旨を體し銳意村治の刷新を圖り或は道路を修め産業を奨め以て富力の充實を期し殊に農家副業の創成に力を盡し畜牛の改良と木繩の製綯とを勸奨し終に之をして重要な土毛と爲さしめ又教育を振興し勤儉貯蓄の美風を勵まし納税を改善して滯納の弊を矯め其他諸般の施設完備し自治の基を以て確然たらしむる等公同事務に貢献したるの勞洵に顯著なり依て市町村並に市町村吏員表彰規定に據り茲に之を表彰す

明治四十年十一月三日

廣島縣知事從四位勳三等 宗

像

政

谷前織藏 (糸崎町)

赤痢病流行の際豫防に盡力せし廉を以て賞與せらる。

明治四十一年中縣下御調郡貢に赤痢病流行の際豫防救治に従事し其功勞特に顯著なりとす依て金拾圓賞與す

明治四十一年十二月廿八日

廣島縣知事從四位勳三等 宗

像

政

川崎政兵衛 (三浦村)

本姓岩本氏伊作の次男にして幼名を治作と云ふ、性温厚人に接する禮讓を以てす、一旦事に臨めば勇邁果敢志を遂げずんば止まざるの概あり、年十五にして意を決し東京神戸間の和船に乗りボーイとなりたり、兩三年にして足部腐骨疽病に罹り歩行の自由を失ひ遂に歸郷療養せり、此の際川崎家に養はるゝの身となりたり、病中にありて日夜煩悶苦慮せしが一朝大悟する處あり、死生を天に任せ病苦を冒して毎日田畑に出で、耕耘に従ひ山野に薪を取りしに難治と稱せられし宿疾も漸次平癒を告ぐるに至れり、是に於て身を竭して農業に努め麥の薄蒔撰種等より深耕堆肥燻土等に至るまで研究を遂げて人々に示し、造林に至りては檜杉等の植付八町歩七萬本以上に達し村民の先導をなせり、又教育の發達に盡し、小學校舎建築費に充つる爲に財産組合を起し、學校基本財産を造らんとして資金講を始め其他學校に土地金品を寄附せること枚舉に遑あらず、青年會を助け道路の改修石橋架換等に助力する處少からず、常に公共の爲にすることを忘れず、道路石垣等破壊すれば夜中夫妻陰かに出て之を修繕せり、又毎夜夫妻繩を縛ひ之を青年會に寄附する等村民皆其徳を仰ぐに至れり。

天資温厚幼にして理性あり十七歳出て、川崎家を目す嘗て難病に罹り困頓たりしが後ち飄然として悟り病軀を擧げて耕耘に従ひ今に至る迄其樂を改めず常に志を公益に存し或は造林の利を説て之が範を示し或は麥種の撰擇を行ひ或は深耕の益を唱へ以て實業の勸奨を期す就中金員を學校に寄附し獨力橋梁を改修して一般を利せるもの頗多く勤勞躬ら率あるの徳は能く全郷を化し之をして淳朴の風に向はしめたる等風化事業に及ぼせる隠然の行爲洵に稱贊するに足る依て爲其賞木杯一組下賜候事

明治四十二年四月十日

廣島縣知事正四位勳三等 宗

像

政

宮地福松 (三浦村)

教育上に力を盡し青年指導に貢献せしを以し表彰せらる。

常に教育に留意し兒童就學出席獎勵法の設定に力を盡し率先百金を投じて學校基本財産蓄積法を立て其他青年教導事業の發達に貢献する等其功績尠からず依て茲に之を表彰す

明治四十三年三月三十一日

廣島縣

清石つる (山中村)

慶應元年三月二十日生にして清石寅造の四女なり、性質順良十七歳にして清石吉太郎に嫁す、農を以て業とす家産豊なるには非ざれども生計の困難なく最も睦しく暮せり、明治二十七年夫吉三郎骨膜炎を病み各地に轉地をなし百方療養に盡せしも遂に同廿九年十一月三十二歳にて不歸の客となれり、つる歳未だ若きも再縁の勸にも應ぜず、舅姑に孝養を盡し子女の教育に餘念なかりし、然るに姑以前より癩麻質斯に罹りしが同三十二年に至り遂に身體不隨となり、一度足を伸ふれば自ら屈し得ざるに至れり、故に哺食用便按摩等より日々の洗面に至るまで注意周到間然する處なく看護せり、又姑性偏固にして常に病床にありながら家事萬端を指揮す、されどつるは更に之に背かず謹で其命に従ひ、子女を率ゐて家事に従事し、家政も夫生存中より却て裕かにて一家極めて圓滿なり、故に郷黨之を稱せざるものなきに至れり。

稟性順良入嫁以來能く舅姑に奉じ又克く夫に事ふ己にして夫骨膜炎を患ひ臥瘵數年遂に歿す尋て姑又癩麻質斯に罹り進止漸く自由を失ひ其偏固の性益加はり迎合最も難しと雖日夕意を承け歡を盡し舅を慰安扶助して陰かに家計を理し傍ら子女を撫育せる等茲に二十又六年一日の如し孝慈

の行深く閭村の稱する所となる洵に奇特とす仍て爲其賞金八圓下賜候事

明治四十四年三月十二日

廣島縣知事正四位勳三等 宗

像 政

岡野龜市 (田熊村)

資性質直二十三歳にして伊賀家に仕ふ、主家初め澁の製造をなせしが後醬油の醸造販賣を始めたなり、外に田地數反の耕作をなせり、龜市主として醸造の補助と販賣に従事せしが正直懇切を以て人に接せしかば一般の氣受よし、龜市又父に孝にして常に給料を前借して父の嗜める酒の料に贈りて喜ばせたり、常に仕事に表裏なく眞面目なれば代金取立は總て一任せられたり、明治十七年以來勤績すること二十有餘年一日の如く主家に盡せし行爲洵に殊勝なり。

資性朴直齡二十三にして初めて三庄村の伊賀家の僕となる以來忠實夙夜其務に服し勞苦を厭はず人に接する懇切にして専ら主家の福利を謀りて渝らざること茲に二十有八年なり父在世の時里餘の道を往返して朝夕定省し貧窶にありと雖能く滋味を供して承歡を忘らざる等孝義俱に盡し郷村の稱贊する所となり洵に奇特とす仍て爲其賞金五圓下賜候事

明治四十四年三月十三日

廣島縣知事正四位勳三等 宗

像 政

村上林之助 (大濱村)

資性溫厚篤實弱冠にして家を繼ぎ、安政五年組頭役に擧げられ其職を盡せり、勤儉進勉能く家産を修む、人に接するや謙讓敢て誇らず、慶應年間大濱の野山を開墾し十數町歩の畑を得、倉谷文久の二新開の築かるゝや其竣功を助けたり、町村制實施せられ獨立の一村となるや基本財産蓄積の方法を講じ、其他教育基金神社佛閣の

基本金等夫方法を設け功を擧げたり、又明治初年までは村内の子弟を集めて教育し、小學校舎新築の議を起し明治十六年之を竣工し、爾來新築増設今日の盛を見るに至れり、又青年の指導誘掖に盡瘁せし處尠からず、明治四十五年御調郡長は其功勞を認め金若干を贈りて之を表彰せり。

資性温厚篤實齡弱冠にして家名を興ぎ安政五年擧げられて組頭となり勤儉己を持ち謙讓敢て誇らず好邪を卻け時弊を矯め亦能く鰥寡孤獨を憐み村民の指導誘掖を以て任とし慶應年間荒蕪を開拓し良田十數町歩を得町村制實施の際夙に基本財産造成の要を唱導し積立規約を協定して之が基礎を立て明治四十一年校舍並に教員住宅建築の議起るや率先して資を投じ村民の間に奨励し立るに七千餘圓の巨額を得其工を竣る其他奨學基金の造成或は風俗の改善民風の作興を謀る等村風の發展に貢献するもの茲に五十有餘年其德望固村に洽し仍て金五圓を贈りて其善行を表彰す

明治四十五年三月十五日

御調郡長從六位勳六等 沖 田 義 信

村上 りき (菅野村)

貞節能く夫に仕へ、繼子女を愛撫し、夫の素行を改めしめ難病を看護せし等その善行を表彰せらる。

性温和にして貞節能く夫に仕へて繼子女を愛撫し夫素行常に修らずして隣人の忌憚する處たりき居常之を憂ひ温容以て之を諫め遂に善行に復らしむ夫の晩年中風症を病み全身不隨となるや日夕慰安看病に盡し其死後生計甚だ困難を極むと雖獨力家計の維持に努め以て子女の教養を懈らず其堅忍不拔の志操は郷黨稀に見る所なりとす依て金五圓を贈りて以て其善行を表彰す

明治四十五年三月十五日

廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖 田 義 信

佐々木福太郎 (山中村)

繼母に事へて至孝なるを以て表彰せらる。

資性温厚幼にして母を失ひ繼母に仕へて至孝嘗て其命に背かず克く弟妹を愛撫す不幸其異母弟妹の夭折するや母の悲嘆甚だしく深く人生の無常

を痛むを察し資産の一部を割讓して百方之を慰安せり又母の僕麻質斯を病み身體不隨臥床にある十有餘年の久しき藥餌針灸更に効なく衣食のと悉く自分の手を勞するも温容看護能く奉養を盡せり加ふるに災厄頻りに臻す家運屢傾かんとせしも能く之を齊へ家運を維持せるは地方一般の敬服措かざる所なりとす仍て金五圓を贈りて其善行を表彰す

明治四十五年三月十五日

廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖 田 義 信

加茂利代藏 (坂井原村)

壯年伊豫に於て木繩の製法を習ひ來り之を村人に教へ、産額數千圓に及び地方生産を助けしこと尠からず其功勞を表彰せらる。

資性朴直にして謙讓敢て其功に誇らず壯年豫州に遊び木繩の製法を修得し歸郷の後里人に之を教へ近郷皆之に倣ひ今や一ヶ年の産額數千圓の巨額に達し地方産業の啓發に貢献したるの功績は洵に顯著なりとす仍て金五圓を贈りて其功勞を表彰す

明治四十五年三月十五日

廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖 田 義 信

柏原 房吉 (中庄村)

多年村役場小使を務めしに依り賞與を受く。

資性朴直赤貧洗ふが如きも清廉克く其身を持ち謹嚴最も努む明治二年村役場小使となり爾來職務に勉勵して薄給毫も意に介せず緩急劇務に服して嘗て違算なし偶々右手を痠け後又左足の自由を失ひ遂に退隱するの止むなきに至れりと雖其四十有餘年間の忠勤は洵に稀に見る行爲なりとす仍て金五圓を贈り其善行を表彰す

明治四十五年三月十五日

廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖 田 義 信

中村治良助 (糸崎町)

資性温順謙遜にして孝養に厚く、十三歳の時實母サツと六坪の藁葺小家と宅地一畝歩とを兄次助より貰ひ受け分家せり、治良助は幼少より孝心深く母虚弱なるを以て常に殊草を山に撫り松濱の船場に濡き母を養ひ、長ずるに至り、日傭稼をなし時々鮓等を求め己れも食ふが如く装ひて母に供へ、晝夜母を慰めて怠りなし。母の勧めにより明治三十年妻ツヤを娶り三男一女を挙げたり、ツヤも子女の養育の傍蘭席を織りて怠りなく夫に力を合せて孝養をなし、人に接して温言謙遜曾て約束を違へず。東野産業組合その組合員の信用程度表を作るに治良助を以て標準としたりと云ふ、郷黨彼の性行を稱したり。

資性温厚着實身微賤なりと雖も至誠を忘れず困苦身を剪るが如きも尙孝養を怠らず食饌先づ必ず老母に奉じて後幼者に及ぼす茲を以て内風波の虞なく外輕侮の訪あるなし日夜傭役に従ひ薄給毫も怨まず愈々精勤努力するもの多年嘗て倦怠の色を看す郷閭擧つて之を賞讃す其行爲洵に奇特なりとす仍て金五圓を贈りて其善行を表彰す

明治四十五年三月十五日

廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖 田 義 信

大本 てい (糸崎町)

性質温順二十三歳にして嘉太郎の妻となる、謙一キヌ米吉の三子を生む。三十歳にして夫を失ふ、隣人之を慫み白を買ひ與へて豆腐製造をなさしむ。朝は疾く起きて豆腐を造り、晝間は行商をなし夜は洗濯をなす、されど飢餓に迫ること幾回は於て親戚等長女を養女として藝妓屋に遣さんことを勸むるものあり、テイは如何に貧窮なりとも一日八厘を稼げば甘藷壹貫目を買ふことを得一家四人の餓死を免る、何ぞ苦しんで醜業をなさしめんやとて固く之を辭し、自ら貞操を守り嘗て人の侮りを受けず、勤勉力行十年を過ぐ。里閭咸な彼の貞操

の堅さと勤勉倦むなさを歎賞せざるものなし、遂に御調郡長より表彰せられたり。

性温良年二十二にして夫を迎へしも旬年ならずして之を失ひ貧困身に迫るも敢て節操を變せず獨力遺子を擁して家業を勵み日夜奮闘努力するもの十有五年遂に亡夫の債負を完済し又子女を教養して悉く獨立自營の道を講せしめ以て婦道を完うしたるは其行爲洵に奇特なりとす仍て金五圓を贈りて其善行を表彰す

明治四十五年三月十五日

廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖 田 義 信

中本 か つ (向島東村)

資性誠直にして溫柔なり、少くして岩子島村中本家に嫁したるが、明治十四年の頃向島東村小田原増造夫婦の嗣なくして貧困に病めるを聞き、夫婦共に來りて同居し看護の勞を取り懇切を極めたり。當時カツ女は一女を産み且夫多郎志郎は重聽にして不便尠からざるも毫も厭はず、相扶けて家を治め自ら鹽業婦となり一日も怠らず、明治二十三年以來勤勞三十餘年の久しきに及び、今や子女も成長して漸く安樂の域に至りしも些も逸居を貪らず孜々勤勞を事とせり、故を以て大正二年御調郡長は之を表彰し金若干圓を贈り、同十年肥濱製鹽組合も亦金若干圓を贈れり。今や六拾餘歳の高齡に至りて猶壯者を凌ぎ其業に服せり。

資性誠直にして溫柔少くして本郡岩子島村中本家に嫁す明治十四年の頃故ありて向島東村小田原増造老夫妻の嗣子なく貧困の裡に病めるを聞き乃ち夫婦相携へ來て小田原家に同居し専ら看護慰撫の勞を取り奉養甚だ懇切を極む當時カツ女は既に一女あり加ふるに夫多郎志郎は重聽にして不便尠からざるも毫も忌避の心なく相扶けて家を治め自ら鹽業婦となりて稼業一日も怠らず勤勞茲に三十餘年今や少女の生長して漸く安樂の途にあるも些の逸居を貪らず孜々勤勞を事とせる行爲は洵に奇特なりとす仍て金五圓を贈りて其善行を表彰す

大正二年三月三十一日

廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖田 義信

龜川もと (向島西村)

性至孝養父に能く仕へ又夫に事ふ、其の病中看護怠らす傍ら家業に勵み子女を教育し老母に事へし等稱するに足るものあり遂に表彰せらる。

資性温和にして至孝少うして與右衛門に嫁す二男三女を擧ぐ家資甚だ裕かならざるも養父龜藏明を失ひ夫も亦僕麻質斯に罹り共に起居の自由を缺くもの十數年加ふるに老母及多數の子女を擁し日夕稼業の傍看護を怠らず不幸夫は四十一年遂に歿し男も亦次で逝くモト女意志益堅く心身を碎きて齋齋を繼續し今年八十歳の姑母を慰撫しつゝ尙ほ子女の教養を怠らざるの行爲は洵に奇特なりとす仍て金五圓を贈りて其善行を表彰す
大正十二年三月三十一日
廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖田 義信

岡田ししか (向島西村)

貞節を守りしに因り表彰せらる。

資性温良にして堅實年齢十八にして岡田家に嫁す是より前舅富藏中風症に罹り起臥進退の自由を失ふシカ奉仕孝養甚だ感慙を極む幾何もなく舅歿し夫も亦間もなく重患に罹り次で逝くシカ痛恨悲慙の裡非常の心勞を重ね貞操益堅く家業益勉め以て遺子の教養を怠らず殊に養蠶の如きは明治八年以來四十年の久しき曾て一回も其飼養を休止せず人皆地方蠶業の始祖と稱す其堅忍持久婦徳を完ふして家名の維持に努力したるは郷黨の舉つて嘆賞する所にして其行爲洵に奇特なりとす仍て金五圓を贈りて其善行を表彰す
大正二年三月三十一日
廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖田 義信

笹谷長五郎 (吉和村)

愛媛廣島兩縣漁民燧洋に於て爭論ありし際盡力せし功により表彰せらる。

資性篤實氣概に富む夙に公益に志し専ら力を漁業界に竭すこと茲に四十餘年明治十三年居村漁民と愛知縣宮窪漁民間に爭議の起るや單身船を缺せて彼地に赴き連日海上に在て接衝を重ね遂に其の權利を確保し又十九年本縣漁業慣行調査の際能く其慣行を詳説して當局に資し次で廿六年天下の耳目を聳動したる燧洋漁場に於ける廣媛兩縣漁民の大紛擾に當りては一身を犠牲にして東奔西走漁權の抗爭漁民の保護に努め以て大に本縣漁業界の爲めに貢獻する所ありたり其居村波止場の築造或は漁業組合の設立に又村會議員として一村の公利増進に盡瘁したるの功績は一枚擧するに遑あらず茲を以て漁民は師父の如く之を尊敬し村人亦皆其徳を景仰す洵に其行爲奇特なりとす仍て金拾圓を贈りて其善行を表彰す
大正二年三月三十一日
廣島縣御調郡長從六位勳六等 沖田 義信

山中庫吉 (三原町)

漁業者部落小學校兒童就學を獎勵したるの故を以て表彰せらる。

貴下は魚商を營み漁業生活者の一團中にあり漁業者一般に教育に冷淡にして當路者を煩はすこと毎に多大なるを愛ひ就學出席督勵のため教員史員の出張するときは直に之を實戸に導きて與に懇諭切言して其出席を勸誘し貧困者に對しては衣服學用品携帶品を調達又は給與し各種教育の會合に際しては業務を抛擲して其準備に奔走し父兄を督勵して出席を怠らざらしむる等一般漁業者の向學心を高め義務教育の普及に力を竭すこと茲に年あり近年漁民部落兒童の就學出席状況昔日に比し頗る面目を革むるに至りしもの實に貴下の力與つて大なるものあるを認む仍て就學出席獎勵規程第一條に基きて金十圓を贈り茲に之を表彰す
大正五年三月三十一日
廣島縣御調郡長從六位勳五等 仙石 卯策

松浦儀三郎 (中庄村)

前には戸長として後には助役として村行政に携はること多年、殊に助役勤務中勸業係として農事改善に盡瘁して功あり、死後左の如く表彰せらる。

故松浦儀三郎農事上功績顯著なるを認め本會功勞者表彰規程により銀盃壹個を贈り茲に之を表彰す
大正五年十月十八日
廣島縣農會長從四位勳二等 馬淵 銳 太郎

長井孫太郎 (河内村)

蚕業普及を圖り表彰せらる。

資性任俠義氣に富み累次郡村會議員に膺選し地方公共事業に盡瘁す夙に養蠶業の有望なるを看取し率先桑樹を植え蠶室を建て稚蠶共同飼育を奨励し生繭の共同販賣を斡旋し屢先進地を視察して當局者に献策し又進んで郡立蠶業講習の開設に援助する等其の熱誠周到なる努力は本郡養蠶業の發達に貢献すること多大にして其功勞塞に顯著なりとす仍て木杯一組を贈りて茲に之を表彰す
大正六年十二月六日
廣島縣御調郡農會長從七位 久留 島 新 司

古島勝登 (羽和泉村)

稻作改良多收法堆肥改良等研鑽尠からず、屢各種の褒狀を得其一を左に載す。

功績顯著なるを認め本會功勞者表彰規程に依り銀杯壹個を贈り茲に之を表彰す
大正七年四月十四日
廣島縣農會長正四位勳二等 馬淵 銳 太郎

茨木忠八 (中庄村)

夙に志を農業に立て躬ら田畑二町餘を耕作し夙夜精勵之れが改善に志し、各種の講習に出席して學理を研き之を實地に徴せんとし、各地を歴訪巡視し應用改善に盡瘁せり、見學視察の効果を認め同志團を組織して各種の視察をなし、之れが品種の撰擇栽培法の改良に至るまで意を用ひて實行し、之を普及せしむる等其功績顯著なるを以て縣農會之を表彰せり。

功績顯著なるを認め本會功勞者表彰規程に依り銀盃一個を贈り茲に之を表彰す
大正八年四月二十六日
廣島縣農會副會長正五位勳四等 財 部 實 秀

松浦利夫 (中庄村)

盲にして一千圓の金を積み小學校に寄附せしを以て表彰せらる。

君資性清醇志操堅實不幸幼にして明を失ひ後志を立て、鍼灸按摩術を修得す君念らく我天命に依て斯の道に従へり人の痛苦を治す素より世に裨益なしとせざるも未だ我が意を充すに足らず我文字を解せずして日夜聖賢の學を修むるに由なきを恨とす奮ふらくは將來育英の資を造らんと乃ち意を決して阪府に居をトし力行不惑の聖旨を奉體して刻苦精勵すること三十有餘年零碎の錙銖を積んで金壹千圓に達す輒ち先考の展墓を機とし村長に意裏を披瀝して中庄村小學校基本財産中に之を寄贈す郷黨傳へ聞きて歎賞止まず蓋し君の如き善行美談は多く其比儔を見ず仍て銀杯壹個を贈りて之を表彰す
大正十年三月三十一日
御調郡長正七位勳六等 早 水 仁 三 郎

新谷仁作 (久井村)

孝行にして且忠僕たるを以て表彰せらる。

君資性溫良朴直にして堅忍父母に奉して至孝主に仕へて忠實なり家貧にして病父に藥餌を備むるの資なし弱年出て、人の僕となる夙に起きて農を努め深更繩鞋を作る勤勞一日も怠らずして二十年に達す主家其義に感じ君の爲に一家を構ふ債鬼已に去つて家産を治む岡村君が人となりな敬愛欽慕之を久うす洵に奇特なりとす仍て時服一領を贈りて其篤行を表彰す
大正十年三月三十一日
御調郡長正七位勳六等 早 水 仁 三 郎

横 ま き (立花村)

舅姑に事へて至孝病夫に仕へて懇切能く婦道を守りたるは一般婦女の鑑戒となすに足る、郡長之を賞し今又縣知事の表彰する所となる。

賦性孝貞年二十一横熊吉に歸く後夫神疾發し遂に盤纏せらる是より家道頓に衰ふ經理を一身に荷ひ奉養看護傍小作に従ひ或は備作に服す己にして男八十歳姑八十九歳前後病歿す其病臥中毎に藥餌を薦めて慰安す斯る間夫病勢加はり時に脱盤せる等痛恨事多し殊に子弟なく家庭寂寞たり嘗て親族其前途を慮り復歸を勧めしも之を肯んぜず今や専心病夫に事へて終始貞節を渝へず婦道の崇き稀に觀る所洵に奇特にして現下虚榮輕浮を事とせるの時一般婦女の鑑戒となすに足る仍て茲に金壹百圓を授與して之を表彰す

大正十年十月十二日

廣島縣知事從四位勳二等 若 林 資 藏

村 上 房 吉 (重井村)

公共事業に盡瘁せし所尠からず遂に表彰せらるゝに至る。

君資性温厚篤實多年公共事業に盡瘁し殊に道路の改修河橋架設又は小学校舎の増築及運動場の擴張或は村役場の改築等に關與し腐心計畫晝夜を別たず勤惰の長きもの約半年若しくは一年に及び剩へ金品夫役を寄附して工事進捗完成を圖る等其効多大にして閭村之を稱讚すること久し仍て木杯一組を贈りて之を表彰す

大正十年三月三十一日

御調郡長正七位勳六等 早 水 仁 三 郎

最 木 甚 一 (岩子島村)

村内後谷より長江沖に至る道路延長八町の改修を唱へ大正二年四月竣工す、又藤の木より濱の浦に通ずる道路

六町は石材費を除くの外獨力を以て之を竣成せり嘗て同村斯民會之を賞し遂に郡長より表彰せらるゝに至れり

君資性温厚にして堅忍常に公共事業に盡す居村地勢山岳に富むを以て道路概ね狹隘險惡なり君率先之が改修を唱へ夫役に寄附に奔走幹旋至らざるなきも未だ意に充たず故を以て工事の多くは獨力にして完成せり今や交通至便にして疇昔の比にあらざ郷黨譽つて之を稱讚す其行洵に奇特なり仍て木杯一組を贈りて之を表彰す

大正十年三月三十一日

御調郡長正七位勳六等 早 水 仁 三 郎

年 藤 佐 平 (八幡村木庄)

明治三年十七歳にして稻井菊太郎及小林篤一の家僕となり、五十年の長き忠實勤勉遊惰の振舞なく一意主家の爲に努め世人の稱讚を受けたり。

君資性温良誠直なり家貧にして人の僕となる受くる所悉く生家に贈る恪勤五十年身を持つる謹嚴素朴終生娶らず時流に染まず衣食を嗜まずして終日夙夜農業に従事し忠勤を勵む主家君を愛惜して解雇を肯せず却て君の爲に蓄積後顧の憂を絶つ郷閭之を推稱す仍て時服一領を贈りて之を表彰す

大正十年三月三十一日

御調郡長正七位勳六等 早 水 仁 三 郎

瀨 尾 賢 次 郎 (立花村)

多年村長を勤め自治の發展に盡力する所多きを以て表彰せらる。

多年公共事業に従ひ自治の發展に付盡力する所尠からず今後尙一層の精勵を以て事に磨り其の成績を擧ぐべし茲に銀時計壹個を授與す

大正十年十月十二日

廣島縣知事從四位勳二等 若 林 資 藏

立 本 岩 吉 (向島東村)

資性温順にして堅忍不拔の性に富み、年尚壯なる時天女濱一番に雇はれ、勤績三十八年の永きに及び終始一貫忠實にして精勵其の効績見るべきもの多く衆の模範とするに足るものあるを以て、廣島專賣支局長より木杯一個及金圓を贈り、大正十年肥濱製鹽組合亦銘仙一領を贈りて表彰せり、今は六十餘歳となり家にありて老を養へり。

吉田 はる (向島西村)

向島東村惠谷久六の三女なり、明治九年吉田萬助に嫁す。舅幸吉姑ちかに能く事ふ十三年久次郎を擧ぐ此年夫は心臟病にて歿せり、此時はる廿三歳なれども堅く一身を持して農事製鹽に身骨を碎き備貸にて一家を支ふ。舅は病むこと三年にして二十五年に死せり、子久次郎母の苦辛に感じ、十七歳支那航路の給仕となり給金の半を母に贈れり、是に於てはるは専心姑に事へ稍愁眉を開かんとせしに病夫の弟朝吉病を得て歸り、之を須磨の病院に入れ療養せしめしも遂に一年にして歿せり、此間毎月六十圓を下らざる費用を送り遂に貯金のみならず土地を賣るに至れり、姑ちか八十二歳を以て天壽を全うせしに此時はる己に七十に近く、孤閨を守ること四十有餘年孝悌貞節稀に見る處なり。

賦性順良年二十一吉田萬助に嫁し善く舅姑及夫に事ふ一男を擧ぐ尋て夫病み醫療看護具に到りしも効なく遂に歿す是より家道大に衰ふ則困厄に據ます夙興夜寢専ら農事製鹽に備作して生計を立つ後舅病歿し會義弟疾を護て歸來す懇に之を遇し加療せしむること一年亦遂に逝く不幸續出資産蕩盡す此に於て持節益勵み老姑に奉ずる愈々厚し後姑天壽を以て終ふ歸嫁以來孝貞操守茲に四十有餘年の久しき一日の猶く渝はらず其篤行洵に感すべし仍て茲に金壹百圓を授與し之を表彰す

大正十二年四月二十三日

廣島縣知事從四位勳三等 阿部 龜彦

平 房 吉 (阪井原村)

坂井原村長の職にあり、多年公同事務に従ひ自治の發展に盡力せし廉を以て表彰せらる。

多年公同事務に従ひ自治の發展に付盡力する所勤からず今後尙一層の精勵を以て事に膺り其の成績を擧ぐべし茲に銀時計一個を授與す

大正十二年四月二十三日

廣島縣知事從四位勳三等 阿部 龜彦

幾野 忠 雄 (羽和泉村)

羽和泉村長の職にあり、多年公同事務に従ひ自治の發展に盡力せし廉を以て表彰せらる。

多年公同事務に従ひ自治の發展に付盡力する所勤からず今後尙一層の精勵を以て事に膺り其の成績を擧ぐべし茲に銀時計壹個を授與す

大正十二年四月二十三日

廣島縣知事從四位勳三等 阿部 龜彦

金 友 孫 一 (八幡村)

八幡村長の職にあり、多年公同事務に従事し自治の發展に盡力せし廉を以て表彰せらる。

多年公同事務に従ひ自治の發展に付盡力する所勤からず今後尙一層の精勵を以て事に膺り其の成績を擧ぐべし茲に銀時計壹個を授與す

大正十二年四月二十三日

廣島縣知事從四位勳三等 阿部 龜彦

納 見 義 雄 (木の庄村)

多年小學校教育に従事し、現に木庄東尋常高等小學校校長兼木庄東農業補習學校長たり、農業教育の奨勵及實行の成績顯著なるの故を以て大正十年大日本農會總裁より表彰せられ、同十一年には文部大臣より學校を選奨せ

られ、同十三年には實業補習教育の効績顯著なるを以て文部大臣より表彰せられたり。

多年實業補習教育に盡瘁し其効績顯著なり仍て茲に表彰す

大正十三年一月二十六日

文部大臣從三位勳一等 江 木 千 之

特 志

未だ表彰せらるゝには至らざれども特志として附記することとせり。

小林榮之助 (中之庄村)

作市の四男なり、舟大工の弟子となり數年にして小林嘉太郎の養子となる、爾來小規模の和船製造所を營みしに遂に失敗に終り、海外渡航の意を決し明治三十五年十二月三十歳の時布哇に行き、所々に轉寓し或は農夫に或は大工に有らゆる艱難と戦ひ三十七年米人ミスタキャンブルなる請負師に雇はれ、數多の日本人と共に彼に使役せられしが間もなく日本人取締となりたり、然るにキャンブルは事業に失敗し尋いて死亡せり、此に於て獨立の請負師となり、次第に白人の信用を得今や數十萬圓の資産を有するに至りしといふ、又日本人會、縣人會の役員、學務委員等の名譽職に擧げられ、ホノルル市モイリリ街に宏壯の邸宅を構へ日々數多の職工を使役せりといふ、大正五年九月歸朝し郷里の神社佛閣へ多大の寄附をなし、且青年教育獎勵の意にて公會堂兼圖書館を建設せり。

所在地 中庄村字大江五五六ノ二

敷地坪數 百〇壹坪

總 建 坪 四十八坪二合五勺

寄附金總額 壹萬圓

橋 富太郎 (土生村)

明治廿七八年の頃は我國の船渠業極めて幼稚なるものにて、東に浦賀西に長崎を除きては完全なる船渠なく、阪神地方も亦僅に杭を打込み土俵を以て堰堤を造るが如き假設修繕所あるのみ、然るに瀬戸内海は多數の暗礁と島嶼とを有し、航海困難にして難破船亦多く之を修理せんに其所なし、爰に於て橋富太郎は一の大工たるに過ぎざりしが船渠設置の必要を痛切に感じ、最初は入江の口を堰止めて修繕に使せしが、愈計畫實行の決心をなし、弓場定松を説きて其船主神戸市戀田清三郎の援助を得、更に村内有志郷熊五郎、中郷淺之助、宮地爲造等八九人の賛同を得、資金四萬圓の土生船渠合資會社を設立せり。明治廿九年春自己の名を以て船渠設置海面埋立の認可を申請し、十一月三十日に至り漸く認可を得て工事に着手せり、然れども工事に於ては之を助力するの人なく、自ら技師となり會計係となり人夫となり、自ら設計して自ら工事に従事せしが、時々堰堤決潰し海水に捲込まれんとせしこともあり、工事容易に進捗せず、斯る中に資金既に盡きて自家の生計にさへ苦しむに至れり、是に於て資金調達と工事の二難を一身に擔ひ幾多の窮苦と闘ひしが、其熱心に同情するものも出來り

て一ヶ年餘の後一船渠を完成せり、其後更に又一船渠を造れり、實に現在の二大船渠は更に學問なき富太郎の
雙腕になりしものなり、時恰も香川縣に於て有磯浦丸（三千噸）の坐礁せしあり、依て此の新船渠に修繕を托
せしに、結果良好なりしより遞信技師の視察する所となり、其完全なるに驚嘆し世に喧傳せらるゝに至れり、
其後株式組織に改め工場を擴張し、日露戦役の際は日々數十隻の修繕船を見るの有様なりしが、一時社長の失
敗より戦後の不況と共に打撃を蒙りしが、明治四十四年大阪鐵工所の經營となり、益擴大して今日に至れり、
廣島縣島嶼大會之を表彰し土生町も因島の恩人として亦表彰せり。

故 家

藝藩通志に故家と稱するものあり、蓋し當時勢力ありし家なり今は其の現存すると否とに拘はらず、之を列記
して其の名譽を存することとせり。

角 すみ **屋**（三原東町）先祖井上伯耆守春忠は小早川氏の長臣なり、その父又右衛門資明屢戦功あり、春忠第
二子宗右衛門直忠始めて東町に住す子孫遂に坊賈となる、毛利家の書を藏す。

山 科 屋（三原東町）先祖安井惠正といふ、山城國宇治郡山科の人なり、子七郎左衛門道善その子七郎兵衛
吉正親子來りて此地に居る後釀酒を業とす、今山科禮藏氏の家なり。

川 口 屋（三原西町）彌平兵衛宗清の裔なりといふ、此家相傳ふ平氏亡びて後宗清伊賀に隠る後帶刀宗定と

いふ者美濃川口村に徙る因て川口を氏とす、次男久右衛門宗助播磨にあり、慶長年間福島正則宗助を召て家士
とす、宗助辭す地を賜うて三原に居らしむ今の宅地是なり、子助一郎宗常始めて釀酒を業とす、家に福島家の
文書を藏す今の川口國次郎氏の家なり。

丹 下 氏（宇津戸村）先祖維助より備後の鑄物師職にして近郷寺院の梵鐘を鑄造せしもの少からず。又世々
領家八幡の祀を掌る、家に建曆永久嘉禎年間關東下文及永祿天文の毛利家よりの職業免許の狀を藏すといふ。
古文書四道藝藩通志に載す且家に傳ふる處に左の文書あり。

當山大佛殿鐘者延應元己亥九月鑄士左兵衛志延時爲工匠成就之旨巨鐘彫銘分明候其由玄孫延廣此度被致登山依舊代之由緒當山立入之儀被相願則
傳來之古文書等被差出途披露被改一覽候處不容易證鑑等にて數年來相傳之程深被催感候實萬因縁之儀且者永々家職連綿奇特之至被存候依被相
願候通向後立會儀被及開濟候條此山可申述旨附一書如斯候也

東大寺大勸進

龍松院役人

- 同 小林喜右衛門盛徳
- 同 奈良定彌右衛門道孝
- 同 後藤玄順慶徐
- 同 鐵事 海音院重慶
- 常 樂寺秀兼

備後御調郡宇津戸村

第六人 物

丹下甚太郎殿

内海氏 (宇津戸村) 先祖より里社の奉祀なり、延慶年中内海友安より地頭八幡の祠官となる、七世の後農となり五代を経て社職に復す。

林氏 (宇津戸村) 先祖林肥前世羅郡川尻村の城主なり。

今田氏 (今津野村今田) 先祖千葉豊後關東より來りて栗原村に居る、其子豊後軍功ありて上里實秀より今田村門田村の内を給すよりて今田村に移り氏をも改む。第五世肥後の時農に降る、第六世五右衛門より世々里職たり、家に感狀二通を藏す上里秀實弟平右衛門致高より與ふる處といふ。

去る二月廿八日於今田表及合戦撞鑑家疵粉骨無之比類候誠神妙候可有褒美旨實秀公可致助言候也依如件
永正十八卯月九日 致 高花押

今田新五郎殿

去る十四日就杭城攻取候推鑑被抽粉骨の條無比類働神妙の至候可有褒美者也 恐々謹言

永正六卯月廿日

今田藤藏人丞

致 高花押

内海氏 (菅野村菅) 傳へ云ふ先祖内海右京進廣有は尾張國內海の人建武の頃より、此村に來り十餘世の後

内海左衛門大夫といふもの牛皮城主の家老職たり、其子より官をやめて里職となるといふ、支族平村にあり。

澁川氏 (八幡村本庄) 先祖澁川義滿弘治の頃父祖に襲き小童の城主たり、其子新右衛門より里民となる、

家に澁川の略系圖正安正中頃の譲り狀の類および鎖一連刀二本を藏すといふ、今は河野氏を稱す。(澁川家及文藝部參照)

安藤氏 (八幡村本庄) 澁川家家老安藤一介の末なりといふ、感狀弓箭等を藏す。

兩人依申さぬ廣名之事遣之候如前々可有知行候沙汰如件

天文十かのとの丑正月廿二日

安藤又七殿

王 壽 丸

領家諸納所准儀房丈等之儀守先例儘可申付事肝要候若於無沙汰者何時にても可改易候 謹言

天文十一 二月九日

安藤市助殿

義 正

今度八幡勝山表執相刻致魁抽忠節之條以五ヶ庄三成地頭分之内相加先給地五貫文遣候彌可盡粉骨之條如件

天文十三 五月五日

安藤市助殿

義 正

今度八幡勝山而取合の刻致魁抽忠節候之條館田小三郎給所如手次差替先給遣候但反錢其外諸役之儀者守先例速相勤可知行之條如件

天文十三 十一月二日

安藤市助殿

義 正

去月二日於五郎丸に敵相助候處則馳向及合戦作木杵三郎討捕候無比類次第に候彌可抽粉骨候吉事於到來者可加褒美者也 謹言
天文二十年十月一日 安藤市助どのへ 義 正

和泉守跡目事如手次遣候但社役段錢之事者守先例可相勤者也

弘治三年二月廿八日

義

滿

安藤宮鶴殿へ

青山氏 (八幡村本庄) 澁川家臣青山作兵衛が末裔なりといふ。

高岩氏 (菅野村仁野) 先祖高岩又右衛門尉正忠貞治頃の人と云傳ふ、元和二年災に逢て記録を焼く、元和五年九郎右衛門より里正たり、第五世六右衛門が代福山水野家斷絶して藩の支封三次君福山城受取の時六右衛門内命を承りて功勞あり、帶刀氏族を許さるといふ。

吉光氏 (久井村吉田) 先祖は秦氏なり安和中に秦吉光あり、其後吉光を以て氏とせしか村の天神社棟札に元應二年大旦那吉光幸右衛門とありといふ。

羽田氏 (久井村下津) 祖吉光氏と同じ永享の頃秦源右衛門春光二男外記杭稻荷の社人となりしより連続すといふ。

豊田氏 (上川邊村本村) 先祖嘉元中豊田對馬守俊行と稱す廿二代寛永中の新兵衛より以後世々里職となる。

鶴飼氏 (諸田村下山田) 先祖眞瀬左太郎康永中の人その後天文中に眞瀬喜右衛門毛利氏に屬して屢々功勞ありければ蘆田郡鶴飼村を給すよりて鶴飼新右衛門と改むといふ、元和年間の喜右衛門より里正となる、家に感狀數十通を藏せしといふ。

宮地氏 (三庄町) 先祖宮地大炊助資弘文安の頃中庄村に居る、其子勘左衛門より當村に移るといふ、後分れて中庄村に移り勤王家鴻雪爪出づ。

村上氏 (重井村) 村上義光の末裔といふ、慶長年中に彦右衛門といへるもの里正となりしといふ。

田中氏 (八幡村宮内) 先祖澁川の家人田中又五郎といふ、同家没落の後二子保右衛門より當村の民となる、多年里正たり後郡長田中滿真あり。

中田氏 (久井村江木) 先祖給野刑部左衛門義里は毛利家の士たり、後福島に仕ふ四男助右衛門春澄は藩の家老淺野左衛門の家人と成る、後に退隱して中田氏に改む。

岡本氏 (西野村) 岡崎十郎左衛門頼兼の裔なり其家相傳ふ、頼兼既に亡び遺腹の子あり民間に隱る氏を岡本と改め五郎左衛門と稱す、外祖の家宇津戸村の鑄師たり故を以て五郎左衛門鍛冶を業とす。

景安氏 (山中村) 世々加羅加波神社の祠官なり福島の時里職を兼ねしといふ、寛文以降専ら祠事を掌る。

土屋氏 (栗原町) 傳へいふ先祖土屋三郎宗廣は大夫坊覺明と二人木曾殿の孤に従ひ向島に流落し、宗廣は當村に移居す其後裔土屋與三右衛門天永年間杉原氏に屬す、其子より里正となるといふ。

平田氏 (木庄村市原) 先祖平田奎之助は出雲國平田左衛門佐尙則が次子なり、永享中此村に來る上岡といふ地に住して郷士たり、弘治間九郎左衛門といふもの始めて農となる、慶長中惣兵衛より里職を勤む。

村井氏 (木庄村木門田) 天正比馬之丞といへるを祖とす、慶長中より世々里職を勤む。

名士

戸田勝直 (三原)(11100)

初喜三郎といひ後茂右衛門と稱す又六左衛門に改む、永祿元年尾張に生る母は淺野長勝の妹鶴姫といふ、即ち長政、忠吉共に從兄弟なり、天正十一年長政江州大津の城主たりし時召出されて祿を賜ふ、時に年二十六、同十三年長政に從ひ泉州千石城攻に先登して鳥銃に中り傷を負ふ、同十五年秀吉筑紫征伐の時も長政に隨行す、同十七年長政若狹にある時士將の職を命せられ、長臣淺野忠吉に屬せらる、秀吉北條氏征伐の時武州忍の城行田口に於て先鋒す此時亦鳥銃に中り家來に助けられて退く、文祿四年長政甲州に移る時に長政五奉行の筆頭として天下の大政を預る依て嫡子幸長に國を譲り、忠吉を城代として國政を任す勝直は郡代を命ぜらる、慶長五年上杉景勝征伐の時も亦從軍す同年石田三成謀叛あり、岐阜城に攻掛るに當り瑞龍寺の砦を幸長一手にて攻む、此時勝直先鋒にあり同年幸長紀州へ國替あり、新宮の城を忠吉に預けらる勝直之が城代たり、同六年故ありて去りて大和に住す、同十一年歸參を命ぜられ祿百貫を賜ひ再び新宮の城代として忠吉に屬せしめらる、然れども格式は猶本家將士の格たり、十九年長晟大阪へ向ふ忠吉從ふ、勝直新宮城留守たり時に吉野熊野の凶賊蜂起し新宮城に攻寄す、勝直直に追散し首級數多討取り平定す其旨飛章を以て大阪へ注進す、長晟忠吉より本田上野介へ達し兩將軍の上聞に入る、上野介よりの奉書忠吉に達し長晟よりは勝直に感狀を下され忠吉忠長より稱

美の書簡あり、元和五年長晟藝備二州に移る、忠吉に三原城を預け勝直又城代たり忠吉より祿十貫を加俸す總祿百十貫なり、寛永三年忠長の代となり職祿を二男勝吉に譲り道可と號す寛永十七年正月廿日歿す正法寺に葬る。

長井利兵衛 (糸崎)(11337)

長井家第一代利兵衛東野村庄屋たりしが、寛文の末年安藝の北部凶年にして穀實らす、百姓等三原東野邊に流浪して乞食し或は飢餓に迫り行き倒れとなるもの多し、利兵衛深く其窮狀を憐み時の城主に建白して同村天神山の海岸に此等の乞食を使用して新開地を築調して衣食を給せんことを請ふ、城主之を可として允許す、同十二年工を起す窮民歡喜蝟集して其勞役に服す爲に衣食を得て其堵に安んず、延寶二年に至り竣工す築調段別二十四町にして之を天神沖西新開と稱せり、延寶五年正月二十六日歿す後數代を経て天明元年(築調より百七年後)只右衛門に對し時の城主より祖先利兵衛の功を激賞し右天神沖西新開を賜へり(今の勝田埋立地なり)今猶之を乞食新開といふ。

榑崎正員 (三原)(11556)

忠右衛門といふ正知の子なり、幼より家産を専らにして漸く富めり、歳三十六初て書を読み延寶元年五十四にして京都に行き山崎闇齋の門に入り、學業愈進む其西歸するや闇齋贈るに序文一編を以てす、其文垂加文章及三原志稿にあり、城主忠義屢城中に召して書を講せしめ、恩遇特に厚く聖像一軸を賜ふ老いて須波村に隱居すること十年元祿九年六月九日卒す年七十七須波の地は東風甚しく船舶繫泊に苦しむ、依て阜頭を築く村民之

(細字開齋朱書)

神不由陰陽由何測天運行日月星
四時由考也而運行者指神之天地
天地終迄不已運行者一神也
由在氣亦運也是人身試明
身體神先身體動也亦是氣體
指神也故無理無氣亦無氣無神

崎正員筆蹟

を便とす、又嘗て大阪藥商某に藥種代の滯あり之を支拂
はんとせしも藥商は自家の帳簿に其事なきを以て受取ら
ず遂に其金を以て西宮八幡宮の鳥居を建てしといふ、寛
政六年其百年忌に當り曾孫員永須波の遺趾に石碑を建つ
西山拙齋文を撰す。

明曆元年正員歲三十六嘗慨然自省曰人不可不知道也而未辨所
向發思紛然、一友說之云欲知道其要乃在學孔子矣正員然之於
是始索得四書板本於市店、隨人受讀習之有年常憂未能得其意
味焉嘗謂死生者人道之大要豈不自得其理而可乎朝夕潛心以用工

夫於此欲就有道而正之旁訪之四方而未得其人

延寶元年往詣京師、秋九月初見垂加翁、翁既好正員質性謹恪、又偉其至老而用心之勤、漸語之以存養主敬之方、生死始終之理、乃謂之曰
子吾老友也、正員喟然而嘆曰、今吾得明師、吾宿懷決矣、於是信學益篤、聞教漸進、翁亦詳詳提誨、遂至授之以神道土金之傳、正員感信徹骨、得胸
中所、以自守焉、遇人必導論之、以尊信神祇也、封家祖神靈而祭之以時

二年春二月誨誘三原城代戶田勝政者、以令從受垂加翁之教、勝政嘗從學於正員、謹勸之士也、其他鄉邑之間或有志學者、正員遇之、多誘掖之、以
歸翁之門

四年春三月往詣京師、伴弟正之及鄉人行武重治伊藤正茂等、導之同謁、見垂加翁、冬十月十三日男正治死、翁與書以弔之、先是正員曾潛思朱子
仁說、自用工夫、久之十二月十日奉書於垂加翁、以實焉、翁即答書以美之、曰工夫段々不淺、互存命以期、再會已、寫真其一部也
六年春三月往自京師、歸其將歸也、垂加翁贈之以序、示死生之說、且曰昔李初平老欲讀書而無及焉、遂聽周茂叔話、二年乃悟、可謂偉人矣

子讀書之力全勝於初平、若親聽茂叔之語、則其所得爲如何哉、雖然猶幸周氏之書存焉、子夫玩索終身、則朝聞夕死得正而斃、不亦可矣乎、秋八月
造立石鳥居、并作二神器若干、以寄進西宮八幡宮、即正員生土之祠也、因請柱銘於垂加翁、翁書以與之、(淺井重遠撰崎家譜)

崎翁遺趾釋

古之所謂鄉先生歿而可祭於社者、崎翁真其人也哉、翁以三元祿丙子六月九日歿、距今茲乙卯、適一百年矣、曾孫仲兵衛員永欲樹一碑于其
遺趾、以勒祖功、使其友青木潛以先輩淺井重遠所狀來、請余識之、按其狀、曰翁諱正員、稱忠右衛門、備後州三原城人、其先出於近江源氏、遠
祖三河守豐景、始爲三原田那久佐村塲主、子孫相襲、屬毛利氏麾下、至慶長中、大父吉兵衛正、去之濃洲、而歿、父源次郎正知、孤貧無依、來
居三原西市、娶奧野氏、生翁、翁自幼孝友勤儉、專力治生、竟致富、比強慨然自省、發憤讀書、刻勵多年、頗有所得、遂如洛師、事山崎
闇齋先生、得聞存養主敬之方、生死始終之理、喟然嘆曰、吾得明師矣、於是信道益篤、進學愈深、先生謂翁曰、子老友也、及西歸、贈之以
序、正親町故儀同藤公、以同門誼、亦見優待、城主淺野君欽、其學行、數延見之、講論道藝、恩遇賜賚並渥、翁因勸其家士及鄉邑子弟、往謁闇
齋、凡若干人、子善兵衛正重亦從闇齋、不墜家聲、由是聞境翕然嚮學、實翁之力也、爲性質直謹恪、能履約信、胸襟坦然、志行不礙、及老
和順、專以利人濟物爲心、其於親故、最厚、晚年卜隱、藝之須波浦、撫景讀書以終焉、浦在三原東南十里許、居民業捕魚、而風濤洶惡、每
輒苦之、翁爲捐私財、雇工壘石築塘、延袤數十丈、以資釣漁、且便泊繫、爾後無復覆溺之患、魚艇客帆、皆利賴焉、稱頌到今不衰、土人嘗
謀爲翁立祠、未果、會有樹碑之舉、欣然應之、云、鳴虛翁之生平所樂在此、遺澤所存亦在此、則翁之神靈必當安而享之、員永斯舉、固其
所也、詩曰、母念爾祖、聿脩厥德、其是之謂歟、余既偉乃祖之功、又慕曾孫之志、茲不辭固陋、叙其梗概、系之以銘、銘曰

- 維翁之業 家道克肥 斯鄉之化 學海焉依
- 旗山之足 欽想遺風 漁戶飽德 泊舟稱功
- 碑頌在口 勸諸堅珉 尸祝千載 庶乎不磷

先達遺事(明和四年九月稻葉正信著)に左の記事あり。

備中處士 西山 正 撰

檜崎正員稱忠右衛門備後三原藥店親執、藝事一垂加翁一日在堂下束、蒼翁召正員、正員唯而起再拜床下、言即日天氣清爽、翁嘗云吾不問天氣、盡速賞疑難。

先達遺事は山崎闇齋佐藤直方淺見綱齋野中兼山等山崎門の人々の氣韻行狀等を抄録したるもの

了

般 (三原町)(二四〇七)

三原城西の丸の門番の息にて幼年より大善寺の弟子となり、剃髮せしも遂に同寺を追出され尾道慈觀寺にありて大善寺に和順し同地正授院の弟子となり、了長と名く後江戸に上り増上寺に入り貞譽了也に師事し勤修數年遂に資嗣となる、初め命に依り大念寺に住し大光院光明寺を経て元文三年十一月一日三縁山貫主となり、大僧正となる實に増上寺四十二代なり高蓮社尊譽天然と號す、延享二年七月職を辭して麻布に遷り四年十月八日死す。(三縁山志、淨土總系譜)

並木宗輔 (三原)(二四〇九)

成就寺の僧斷繼といふ、還俗して並木宗輔と改め、大阪に出で狂言作者となる、市中庵と號し川柳又舍柳といふ通稱松屋宗介、西澤一鳳の門下となる享保の頃より佳作頻りに出で家聲日を逐うて振ふ時に大阪に淨瑠璃座二あり竹本と曰ひ豊竹といふ、近松竹田は竹本にあり聲名藉くこと甚し一新曲出づることに喝采の聲市街に滿つ宗輔時に豊竹座にあり、謂らく一人の智巧限りあり力を極めて之を爲すも以て人に超ゆること難し、衆智を集め衆力を藉るにあらざれば以て情を盡すに足らずと乃ち同儕と謀り、一篇を分ちて數齣となし各一齣を作り

然る後貫穿聯合して之を大成す、故に能く聽者をして感動せしめたり。大阪の作者に並木或は杵屋とあるは皆其門葉下流なり、寛保二年九月死す年五十七所作に尊氏將軍二代鑑、那須野與市西海硯、釜淵雙巴、和泉國淨名溜池、一谷嫩葉軍記等數十種あり(聲曲類纂、新評戲曲十種)

僧斷繼、成就寺僧歸俗稱並木宗輔住于浪花寶曆中歿

途中大地震

脚下須臾如反覆、行人轉伏又匍匐、山鳴谷響止無期、疑是此時回地軸。

壇浦

殺風四發暗傷心、滿目戰場感慨深、紅葉旌旗枯木戟、還疑兵氣到如今。

(右は未だ探査を極めたりといふにはあらざれども文化中編纂の三原詩集の説に據り此に載す)

宇都宮士龍 (三原)(二四四一)

名は維澤龍藏と稱す世々淺野家の臣なり、士龍に至り文學を以て名あり天下の傾學と交る、君主の命により妙正寺寄題詩を蒐む得る所數千首今寺に納む、下僚より進みて郡奉行となる、邸を城東に賜ふ。名づけて潮鳴館といふ寄題詩亦數百首載せて藝藩通志にあり、天明元年十一月十五日歿す壽徳寺に葬る、其郡奉行たるの日巡邑羽倉に至り恰も中秋に際し詩を賦し之を京阪の諸友に送る其和韻せるもの左の如し。

和字士龍秋夜巡遊對月作

河子龍

四封雞犬夕啼沈、山葉三人煙橋柳林、省稼已收遺穗利、訓經何用滿籬金、白雲高枕庭間影、明月調琴堂上音、不是政成能暇逸、那君燕殿引清吟。

冬夜小酌同次宇都士龍賢兄中秋羽倉君月酌寄懷

葛子琴

澗軒西望夜沈々、港口帆檣作竹林、潮接長天一餘碧、波吞三月一撮千金、市橋雷落多人跡、海嶼雲寒少雁音、此夕開樽聊唱和、花齋香稻素秋吟。

篠應道

擬寄新詩問陸沈、中秋清賞羽倉林、三原稼穡文庫玉、二國名聲季子金、白雪歌高江國色、玄冬風送海潮高、知君吏術任人傑、豈讓朱紱筆父吟。

田鳴門

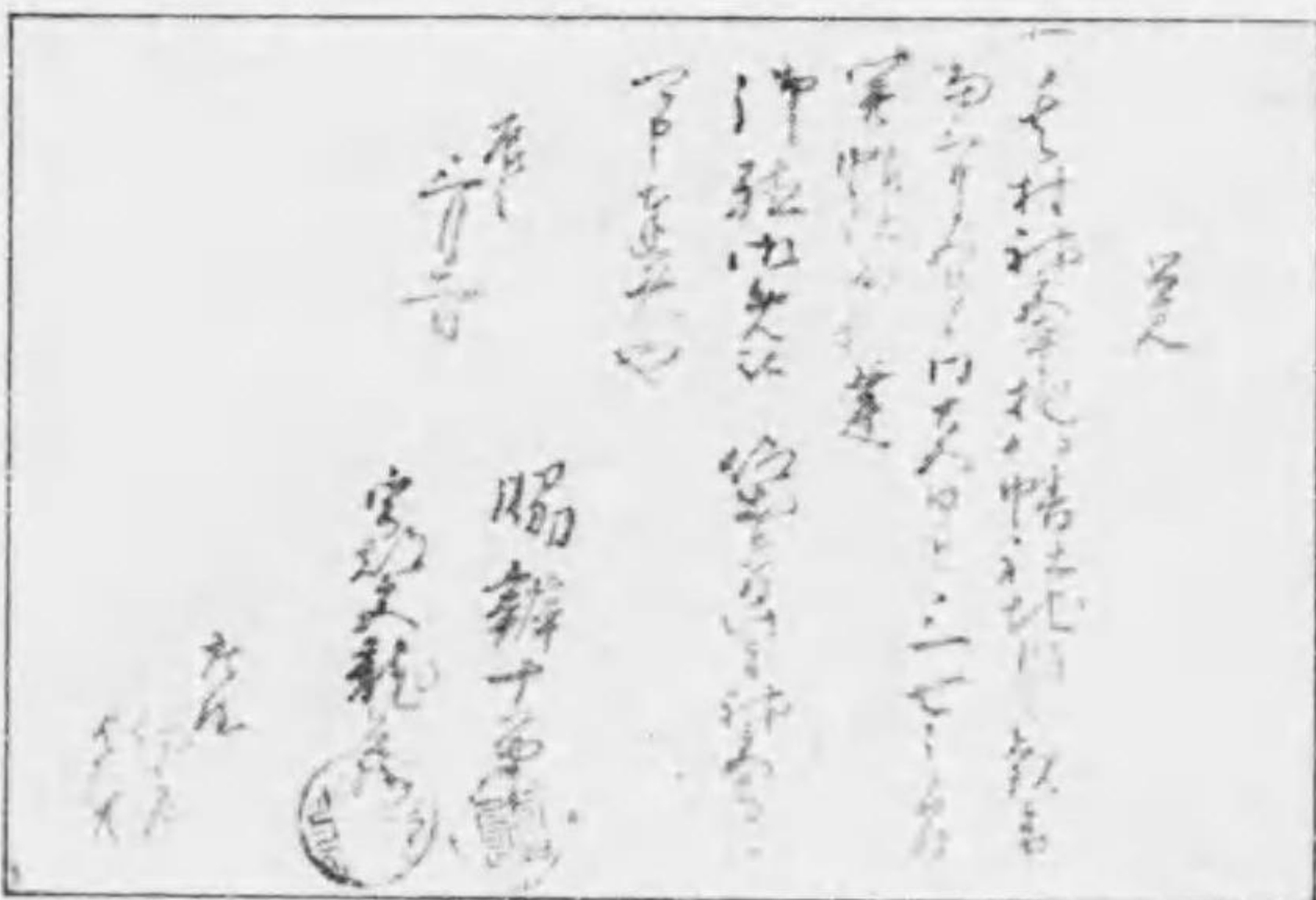
雙鯉天涯幸不沈、近含明月屬詞林、美人窈窕秋攀桂、廢賦鏗鏘地擲金、吏術全看無訟政、民謠洽報有年音、遙思三五羽倉夜、行縣知君抱膝吟。

岡元鳳

潮鳴寄賦雁魚沈、聲譽近聞喧藝林、元議片言餘二虎、兼持一士比千金、縣中嘉穀行車跡、堂上清風鼓瑟音、明月羽倉秋已遠、寒光此夜使人心。

平賀晉民

宇都宮士龍六十序
余弱冠既與士龍相知、以境壤相接、時々相會、詩文唱酬、相視莫逆于心、久要竟成兄弟之契、時抵家拜其母、蓋士龍爲人、謹厚篤實、執友之際、雖狎必恭謹以之、世人之急也、每傾身爲之、言則必果矣、而亦嚴恪、人有過、不敢少假、頤、故人亦憚之、後爲鄉子弟、請余教長之、是以余淹於彼、則母君爲難矣、爲士龍請余無虛日、於是乎數於其家、復觀其內、士龍事母如嚴君、愛敬靡弗盡矣、其逮下也使婦能敬、而不失臣妾之心、一門之中、肅々雍々所謂家事治也、余窮謂士龍而在下僚、可謂惜矣哉、余今卜居京師、不相見者、十有餘年、歲時通信、深交不渝、既而主君提士龍一旦臨諸家朝之班、余遙聞之、歎曰士龍資於親、以事其君、資於友、以事其長、忠順不失哉、頃之、命士龍宰於封內之民、余又聞之、歎曰士龍之言於國其無隱情



宇都宮士龍筆蹟

又春水遺稿に次の文あり。

哉、夫人學道、期於行之、道者何、仁也、蓋治民者、導之孝弟、以正風俗、是所謂仁也、然衣食不足、奚知榮辱、不知榮辱、則孝弟何有、故足食爲先務、一夫不得所、非仁也、夫三原之地、方六七十里、其富埒於趙魏、非但藜藿如滕薛、安見非邦也者、則足以爲政矣、士龍之居官無幾矣、余未聞其治何似、然君子務本、孝弟爲仁之本也、士龍忠順以事上、獲於上、以治民、語曰愛敬盡於事親、然後德教加於百姓、即士龍之著緒於斯民、可計日而俟、夫仁者壽、必是一方之人亦日相與視、乃能保其爵祿、而守其祭祀、又重之以胡考之休、亦奚疑焉、士龍六十、其子思道遠致書、請余言壽之、余因所見狀之如此、士龍姓宇都宮、名潭士龍其字也、我藝邦三原君之家臣、安永八年己亥八月八日其攬揆之辰也

永井淳平 (三原)(二四五四)

名は明郷字は孝欽幼にして學を好み唐崎彦明に師事し後大和郡山益有年に學ぶ、名遠近に聞ゆ徴されて淺野家に仕ふ是より從學の士日々に多し、經史に通し才識あり書を城中に講せしめ特に優賞せらる、人にて榮となす又公退の暇に佛書を讀みしといふ、寛政六年七月十日疾を以て歿す壽德寺に葬る。

永井淳平之墓

先生本城人姓永井氏名明郷字孝欽稱淳平、幼而穎悟、好學師事唐崎彦明、遂學和州郡山益有年、聲名聞遐邇、後徵歸仕本城、於是從學之士日多矣、固通經史、有才識、先是先君召講書於城中、特被優賞、一時以爲榮焉、公退暇、游自於貝典、故與予法契、詩盟不啻云、寛政六年

年秋以疾終于家、享年六十七、實甲寅七月十日也、塔就而乞銘、嗟予後死者忍銘耶、又義弗可拒、乃銘而系諸辭曰

山川之秀 斯文之修 雜銘不磷 百世流美

寬政六年甲寅八月

釋藏天撰

淵常助 (奥村公文)(二四七三)

公文の地たる山間の一小部落にして河水少く灌漑自由ならず、年々旱損多くして農民の困苦一方ならず、常助は文化六年を以て父隆兵衛に代り庄屋となりしが其窮狀見るに忍びず、遂に其適地を選び大藏田の地を卜し之れが設計をなせしに人夫四千八百人の多きに至る、到底此の寒村の支へ得べき所にあらず依て郡夫にて補助せられん事を願出しも容易に聽許せられざりしが百方畫策歎願の結果遂に人夫三千五百五十七人三步と査定し内千五百人を補助せらるゝこととなりたり時に文化十年なり、村民大に喜び早速工事に着手し遂に水面一町歩餘の一大溜池を竣成し村内四十餘町歩の稻田亦昔日の不作を見ることなく村民永く其恵に依ることとなりたり、當時の申渡書を得たれば左に之を載す。

懇申遣す

其村野山の内新雨池築調宜場所所有之由にて積帖面を以委細願出此儀相調候へば第一郡村の益に相成候趣等相違遣候處郡夫の儀は別而不容易此類外村々響合彼是當合も有一應にては難相調趣に付就中夫等の處相約め候處外並も無之難澁付とても村力に難相叶趣郡夫越遣り候儀是迄の形合を離れ郡助情厚願出候趣を以尙又厚申遣遣し格別を以左之通聞届遣候條此旨相心得前文の趣にて以來郡夫越遣りの儀一村普請にては容易に難申談外々響合に不相成様百姓共へも得斗可申聞候則積帖面下げ遣者也
一夫三千五百五十七人三步、公文村雨池掘調入用

内 千五百人 郡夫 外に銀百五匁村割
貳千五十七人 三步村夫

一銀壹貫三百目 御代官所才覺を以貸付利足年三米
來戌年より十五ヶ年賦返納の定め

酉九月八日

小島左平次

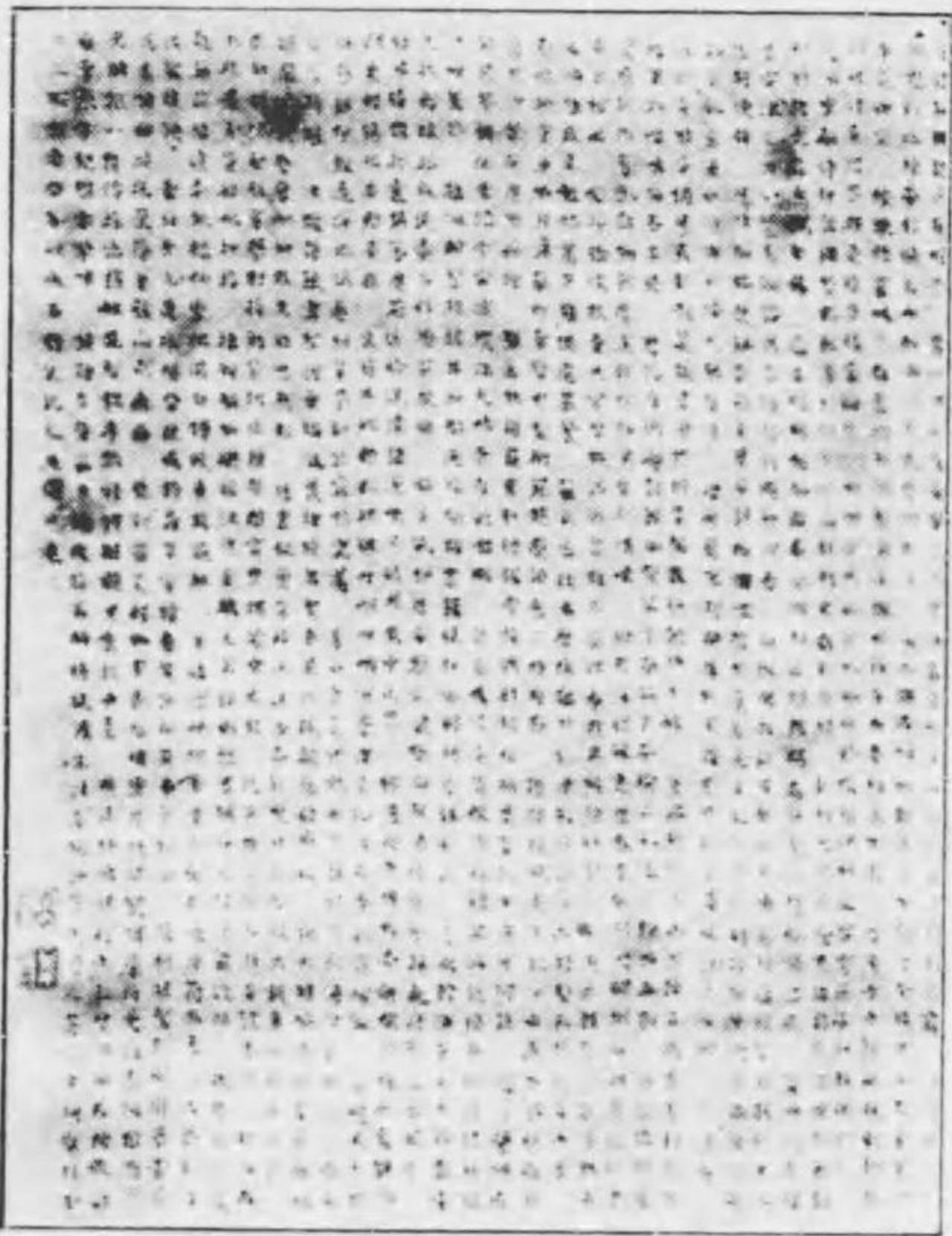
庄屋 常助

組頭共

綾目村

庄屋 孝藏

追前普請取掛り候はゞ其段注進可申出事



川口西洲蹟筆

川口西洲 (三原)(二四七六)

名は愷、字は樂善、蕭洞は別號なり、治左衛門と稱す、幼より讀書を好み、成童京師に遊び芥川丹丘の門に入る、學成りて郷に歸る、既にして家を弟新七に譲り、大阪に上り天王寺に寓し徒に授く、寺主も亦弟子の禮を執りしといふ、屢茶山、淇園、杏坪、星巖等の名家と相唱酬す、その詩古今を兼ね最も四言に通ず、晩年四體萬字集を書す、晩成百首楷書二千四百字、求德歌隸書

千字、勸圖歌隸書千字、東漢歌篆書千字、三國六朝歌草書三千六百字皆四言なり、以て才藻富贍なるを知るに足る天性慈愛に富み良劑を製して博く衆に施したり、文化十二年正月廿六日大阪に卒す年八十三、天王寺に葬る晩成百首の二三を示す。

仁德聖代 蘇我鸕鷀、恭儉健剛、漁其交讓、令聞四瀛、高閣宸詠、恤民類傷。

王仁來 有王仁者、嗜學肅良、從百濟城、詣朕扶桑、肇獻典籍、汎闡明堂。

難波梅 琪樹零落、此花唯芳、玻璃潤粹、溢注椒觴、留覽戶曠、賓徒允廣。

青木充延 (三原)(二四七六)

名は淵、字は子讚、新四郎と稱す、寶曆十年十一月十四日生る家世商を業とす、幼より學を好み詩文に長せり、賴春水、春風、杏坪、と友とし善し又平賀好古、川口西洲、寺西重次郎白雲和尚等と親交あり、行司役、目代後見を命ぜられ頗る城主の信任を得後城主の内命を奉じ、諸藩の動靜を探らんとし密に諸州を巡察し報告の密書は之を觀世燃とし小荷物を縛し以て世の嫌疑を避けたりといふ、著す所三原志稿八卷八幡雜記一卷あり、文化十三年八月廿九日歿す壽五十七香積寺に葬る。



青木充延

東 二 藏 (今津野)(二四八三)

名を美雅といふ植野の庄屋なり、文化の頃本庄植野の間に宗兼谷の水に付き争論起り拾數年間結んで解けず、遂に賴萬四郎(杏坪)の見分となり、新に鏡池を築かしめらる二藏之が監督たり、外に徳永に明神池を築く共に幹旋宜しきを得て灌漑の利便を得、民之を徳とし鏡池明神池共に碑を建て其徳を頌す、然れども當時事業尨大にして經費過大の科により追放を命ぜられ遂に沼隈郡松永に客死するに至れり、時に文政六年十一月十八日享年六十一歳なり官を憚り其墓を正典坊地内に建つ。

寺西重次郎 (三原)(二四八七)

幼字畔松諱は封之櫻齋と號す、祖先竹原に住みしが祖父の時より三原淺野家に仕ふ、父庭樹事に坐し屏居す。窮乏殆ど飢う重次郎農家に養はれ尋いで田房龍興寺に入りて僧となり元皓といふ、十三歳父の江戸に赴かんとするを聞き三原に詣りて別をなす、悲みに堪へず直に後を追ふ且つ乞ひ且つ行き以て江都に達す時に父窮困益甚し、爲に拮据經營備に艱苦を嘗む、十五歳還俗す是より先兄茂平江都に在りて仕へて徒士となる。明和二年父歿す依りて兄の家に寓す茂平傲岸重次郎を役すること奴隸の如し、常に米を舂き薪を折らしむ、然れども之に事へて極めて敬を盡し少も曲直を争はず九年茂平徒士組頭となり、重次郎を以て徒士となす、寛政四年二月進んで徒士組頭となる、同六月超遷して代官となる、同日共に徐せらる、者六人特に重次郎に惡地を治めしめ、其能を試む即ち奥州桑折の地を得、時に常奥の地風俗頹敗して民多く子を擧げず、戸口耗減し田地年々に荒